

國際經濟研究

年 報

1



神 戶 大 学

經 濟 經 營 研 究 所

1951

昭和 26 年 3 月 10 日 印刷
昭和 26 年 3 月 20 日 發行

編集兼發行所

神戸市灘區高羽嘉本夫新田
神戸大學經濟經營研究所

印刷所

奈良縣丹波市町川原城
天理時報社

(非賣品)

國際經濟研究

1

神戸大學經濟經營研究所

國際經濟研究 目次

アメリカ合衆國の外國貿易地帯

柴田銀次郎 三

戦後日本貿易構成の分析

川田富久雄 究

爲替レートの安定性

新庄博 尠

——爲替レート決定以後の円の動向——

米國に於ける法人の能力の準拠法補講

川上太郎 三

戦争インフレーションの歴史

宮田喜代藏 三

——第一次大戦の実証的研究——

アメリカ合衆國の外國貿易地帯

柴田 銀次郎

目次

第一節 序 説

自由市—自由港—外國貿易地帯

第二節 合衆國に於ける自由港運動と外國貿易地帯の設立

運動の先駆（一八七四年）—第一次運動（一九一一年—一九一七年）—第二次運動（一九一九年—一九二四年、ノールン法案、ジョーンズ法案）—第三次運動（一九三四年、セラ—法案可決）—ニューヨーク港外國貿易地帯の設立—ニューヨーク、サン・フランシスコ港、ロサンゼルス港、シアトル港、サン・アントニオ空港の地帯設立

第三節 合衆國に於ける外國貿易地帯の制度

外國貿易地帯法—外國貿易地帯の定義—外國貿易地帯委員会—地帯の設置と管理—地帯の設備—地帯の運営（公共企業性、禁制貨物、貨物の搬出入、藏置、処理、製造と展示、船舶の發着、保安警察、地帯の經理）

第四節 合衆國に於ける外國貿易地帯の活動

ニューヨーク、ニューヨーク、サン・フランシスコ、ロサンゼルス、シアトル、サン・アントニオ
アメリカ合衆國の外國貿易地帯

第一節 序 説

現今、自由港というのは、開港の一部地域を仕切つた関稅免除地帯のことである。この意味に於ける自由港はその國の關稅障壁が高いところから發生した。自由貿易若しくはこれに近い制度をとつた時代又は國に於いては自由港は發生していない。十六世紀中葉から十八世紀にかけてイタリー沿岸に簇生した自由港は、國際商人のために解放した自治地域であつて、行政的に見ると、いわば租界にも類する性格を持つていた。これらの地域が今日いう自由港の性格を持つに至つたのは、イタリー王國樹立の後一八七六年に統一政府によつて自由港法が定められて、關稅免除地の免許を受けながら後のことである。故に、それ以前の自由港は今日いうところの自由港の前身をなすものであるけれども、その性格は著しく異つてゐる。又、十五世紀から十九世紀まで自由市たる勢力を維持したハンザ各都市も、近代國家成立の後關稅同盟に加入するに及んで、始めて近代的自由港の形態をとることになつた。ヨーロッパに於ける今日の自由港の多くは、自由市の解消にあたり旧未持つていた權能のうち、商業權の、しかも、その一部分である國際商業權のみを保留したことから發生したものと見ることが出来る。

十九世紀末葉からヨーロッパ各國を支配した國家主義は、一面に中央財政の擴充のため、又一面には自國産業を保護するために次第に各國の關稅障壁を高めるに至つた。關稅障壁の高まることは國際商業を阻害することとなり、茲に旧自由市から發展した關稅免除地域たる自由港の便益が著しく目立つに至つた。自由港の効能はその國の關稅が高ければ高いほど著しい。そして、これら自由港は次第に附近の港の勢力を奪い、その地方の貨物集散の中心地たる地位を確保するようになつた。これらの自由港に対抗する必要上、従来自由港を持たなかつた國、従来自由港でなかつた一般開港

も遂にこれに倣つて、新に既設の港湾の中に自由港区を持つようになった。かくて、一八九二年設立のコペンハーゲン自由港を先驅として、二十世紀に入つてからヨーロッパには多くの自由港が設立されるに至つた。

一九二九年の世界恐慌後、世界貿易は著しく減退し永くその回復を阻まれていた。これは、各國が貿易尻の逆調、従つて國際收支の不均衡、産業不振、國民所得の縮小及び失業増加に悩まされた結果、従来のように関税を高める方策ばかりでなく、更に、輸入を直接に制限する政策をとり、輸入割当制という新しい方策を以つて輸入に対する抑圧を強めるに至つたからである。國家がこの直接的政策をとるに至ると、その実効を挙げるために勢い監督が嚴重となり、輸入手続も繁雜さが倍化することは免れない。関税障壁だけならば極めて不十分であつても、古来設けられている戻税と保稅の制度を以つてしても、再輸出又は仲繼貿易を幾分とも助成することが出末よう。しかし、輸入の直接制限策がとられるようになると、戻税、保稅制度は手続が一層複雑化し監督が加重されて、その存在の意義は滅殺されてしまうこととなる。従来、自由港反對論者から常に唱えられていた、戻税、保稅制度があれば自由港は必要でない、という意見もそのために根拠を失い、自由港の効用は益々高まるに至つた。現在、世界を通じて設けられている自由港は、その名稱は Free Port, Free Trade Port, Free Trade Zone, Free Zone, Foreign Trade Zone などと様々であり、その機構機能も多少の差異はあるけれども、既に二十五ヶ國、八十港に及んでいる。そのうち、ヨーロッパに設けられている自由港は、十五ヶ國に於いて凡そ五十港である。

この情勢の下に於いて、建國以來産業保護政策に終始して未だアメリカ合衆國に自由港の生れることは極めて自然の成行である。經濟政策が自給自足に近い建前をとり、しかもそれに依つて十分に經濟發展をなし得た時代にあつては、外國貿易はアメリカ經濟にとつては寧ろ蛇足の如きものであつたけれども、第一次大戰前後からアメリカ經濟人の関心

は外國貿易に対しても注がれるようになり、他面、益々高まる政府の産業保護政策の裏にあつて、識者特に外國貿易關係者の間に頻りに自由貿易論の聲が聞えるようになったことも又当然であろう。

産業保護論が圧倒的勢力を持つてゐるアメリカに於いて、自由貿易を説く者は異端者である。アメリカに於ける自由港はもともと自由貿易に対するあこがれの一表現としてその設置を望んだものであつたけれども、政治的障害を回避するため、極力自由貿易論の臭味を抜きつゝ幾多の曲折を経、遂に機会到つて一九三四年始めてその立法を見るに至つたものである。そのため、最近に至るまでアメリカの外國貿易地帯は、ヨーロッパに見る自由港と異り、その運営が極めて窮屈であつて、関稅擁護と國內産業保護との二つのカセによつて束縛を受けていた。幸にも、その最高行政機關である外國貿易地帯委員会が、地帯運営につき極めて積極的であり進歩的であるため、地帯の機能の範圍も次第に擴張されて今日では寧ろヨーロッパの自由港の或るものよりは自由になつた。

合衆國は今後も適當なる開港に対しては、どしどし外國貿易地帯を設けるであらう。一九三七年ニューヨーク外國貿易地帯が開設されて以來の經驗により、地帯は決して國內産業を圧迫したり、関稅收入を減せしめるものではなく、却つて國際貿易を増進し、國內産業を繁榮に導くものであることが立証されたからである。

しかし、外國貿易地帯委員会はどんな港でも外國貿易地帯を設ければその港が繁榮するものとは考えていない。既に一定の立地條件を充たしている港でなければ、地帯の効果は期待し得ないものとしている。即ち、

- (一) 國際交通の要衝に當つてゐること。
- (二) 十分に金融が発達してゐること。
- (三) 市場の中心を形成し且つ購買慣習を樹立するほどの力のある実業家が存在すること。(註)

アメリカの外國貿易地帯は、当初に於いては業者又は民間団体の要望によつて立法化され設立されたものであるが、その後の傾向は恰も合衆國政府の國策の一環であるかの如くに、ワシントンの委員会は極めて積極的であり、熱心さを加えて来ているように見受けられる。

一九五〇年現在、合衆國に於いて運営されている外國貿易地帯は次の六港である。

- Foreign Trade Zone No.1 Port of New York, N. Y.
- Foreign Trade Zone No.2 Port of New Orleans, La.
- Foreign Trade Zone No.3 Port of San Francisco, Cal.
- Foreign Trade Zone No.4 Port of Los Angeles, Cal.
- Foreign Trade Zone No.5 Port of Seattle, Cal.
- Foreign Trade Zone No.6 Airport of San Antonio, Tex.

(註) Foreign Trade Zones and Air Commerce, Address of Thos. E. Lyons, Executive Secretary of the Foreign Trade Zones Board, before the Miami Foreign Trade Forum, May 20, 1948.

第二節 合衆國に於ける自由港運動と外國貿易地帯の設立

アメリカ各衆國は古来傳統的に高関税の國である。そのため戻税制度は建國以來存在し、保税倉庫制度は一八四六年以來設けられている。しかし、これらの制度にあきたらず、一八七四年ニューヨークのロング・アイランドに自由港を

設置する議が高まり、これを法案として議會に提出するまでに至つたが、保護論者の「自由港は密輸入の機会を増すものである」との見解が勝を占めて法案は遂に不成立に終つてゐる。(註二)これが合衆國に於ける自由港運動の先驅をなすものであるが、しかし、このときの運動は二十世紀に入つてからの設置運動とは直接の關連があるようには見受けられない。

一九三四年に於ける外國貿易地帯の設置と一連の關係を持つものと見られる第一次運動は、第一次大戰の直前から一九一七年頃までの期間に於いて行われている。即ち第一次大戰前の國內不景氣に悩み、漸く海外貿易に関心を抱き始めた海運、貿易業者は、ハンブルグ、コペンハーゲン等の自由港の活躍を見、ロンドン、香港、シンガポール等の港の國際委託市場や仲繼貿易の隆盛を知るにつけ、これを模してニューヨークその他の港に自由港区を設けることを要望する声が湧いて来た。

先ず、一九一一年ニューヨーク商社協會(The Merchant Association of New York)の外國貿易委員の中から自由港運動が燃焼し始め、遂に一九一三年ニューヨーク大学のケネデー教授(Philip B. Kennedy)のヨーロッパ視察となつた。この報告書(一九一四年一月)に基づき、一九一五年同協會よりアメリカ國務省通商局に設置方要求を行つたのが、運動の第一歩であつた。これと時を前後して、商務省内外商業局(The Bureau of Foreign and Domestic Commerce, Department of Commerce)が同局年報に於いて、合衆國各港に自由港区設置の要望が高まりつつある事實を指摘して一般の注意を喚起し、外國貿易を取扱つてゐる港に自由港区を設けることを提唱している。翌年、ニューヨーク選出議員のハルバート氏(H. Murray Hulbert)が、下院に於いて陸軍長官、財政長官、商務長官に對して、仲繼港(Transshipment Port)の名目の下に自由港区の設置を要望し注意を喚起した。茲に政府も議會も漸く自

由港区なるものに関心を向けるようになった。

一九一七年秋、合衆國関稅委員會 (The U. S. Tariff Commission) はタウシグ教授 (Prof. F. W. Taussig) とケント氏 (William Kent) とを派遣して各地に於いて自由港区問題に関する公聽会を催し、その世論を徴するとともに、内外商業局から港湾関係と関稅関係の二人の委員を選んで各港の事情並びに自由港区設置に関する立地條件の実態調査に当らしめた。この結果は一九一九年ケント氏の自由港区に関する報告書として廣汎に亘る調査が發表されている。これらはいづれも官辺筋の活動であるが、自由港運動を最も熱烈に行つたのは寧ろ民間商業團體であつた。

即ち、一九一七年以來サン・フランシスコ商業會議所、ニューヨーク商業會議所等アメリカ東西海岸及びメキシコ灣に所在する各港市に於ける商業團體は、自由港法の一日も早く制定されるよう要望の声を高め、サン・フランシスコ及びニューヨーク商業會議所の如きは具体案を作成して議會に對し正式に要求するまでに至つた。しかし、戰況が最高頂に達しており、政務が甚だ繁忙を極めていたせいか、政府機關及び民間團體の熱望にも拘わらず、國會がこれを取り上げて正式に議會で論議する機會は至らず、そのまま第一次大戰は終了してしまつた。

しかし、一九一九年六月講和が成立するや、數年間眠つていた自由港運動は再燃し、立法鬭争は今までに見られぬ猛烈さを加えて来た。第二次運動がこのときから始まる。即ち、一九一九年七月二日ニューヨーク商社協會に於いて二十一都市の商業會議所の代表が集合し、自由地帯協會 (The Free Zone Association) を組織して、チャールストン、ニューポート・ニュース、ボルチモア、ロサンゼルス、シアトル、サン・フランシスコ、ニューヨークの七都市の代表者が実行委員として挙げられた。この自由地帯協會は、先ず下院に提出すべき自由地帯設置法案につき審議を重ね、遂にこの年の第六十六議會に議員ノーラン氏 (J. I. Nolan) の手により正式の議案として下院に送られた。ノーラン氏

はこの議案は州際貿易並びに外國貿易委員会 (The Committee on Interstate and Foreign Commerce) に於いて審議されるものと信じていたところ、そうではなくて財源調査委員会 (The Committee on Ways and Means) に附議されることとなつた。この一事が実はこの時の自由地帯問題の運命を決定したのである。

ノーラン氏は始めから貿易委員会に於いて審議されるべきものと信じ、同委員会に於いても既に小委員会までも設けて審議に着手したのであるが、自由地帯設置ということとは、國及び州の歳入に影響する財政法案であると誤信したミシガン州選出議員フォードナー氏 (J. W. Fordney) から、これは財源調査委員会に変更附議されるべきものとの動議が出て、これが成立したためである。

この財源調査委員会に於ける審議は、自由地帯の意義につき誤解と曲解とを以つて終始し、遂に自由地帯設置は憲法違反であるという理由を以つて審議を打ち切るに至つたのである。この間の消息についてはマツケルウィー氏がその著書「港の発展」(Roy Samuel Mac-Elwee; Port Development, 1925.)の中に詳細に亘つて報道している。

これによると、ミシガン州選出のフォードナー議員が委員長となり、徹頭徹尾自由地帯設置法案に反対の態度をとつて否決に導いて行つたものである。即ち、先ず当時の議事録からフォードナー委員長の發言を引抜いて見ると「總べての財政法案は財源調査委員会に先ず送附しなければならぬ。この法案が財政に影響を及ぼすものである限りこれは当然である。故に、これを他の委員会に附議するという意見は成立たないように私は思う。現行法の下に於いて原料を輸入するときは、関税法によつて一定の関税を支拂い、その後これが製造され完成品となつて輸出されるとき支拂つた関税額の九九パーセントの戻税が拂戻される。本法案は何等税を支拂うことなしに原料を輸入し、これを製品にして再輸出するという港なり区域なりを港湾の中に設けようというのである。これは由々しい問題を含んでおり、確に政府收入

に影響を與えるものである。」(註二)と述べており、貿易委員会への附託を極力拒否して財源調査委員会の問題として取り上げた。

財源調査委員会に於ける討議は終始誤解を以つて貫かれた。フォードネー氏は飽くまで関税問題として本案を取扱い、而かも政党の主義主張に触れるものとしてこれを排撃した。即ち、この委員会の構成を見ると大多数は圧倒的に共和党に傾いている州からの選出議員を以つて占められ、強力な保護貿易論者が多かつたにも拘わらず、この法案に多少とも同情的発言をなす議員があると彼等を恰も自由貿易論者の如くに取扱つて、その発言を抑圧した。例えば、テキサス州選出のブリッグス氏 (Clay S. Briggs) は、ガルヴェストン港が自由地帯に関心を持つていと発言したのみで、直ちに自由貿易論を奉ずる民主党員であると宣言されて委員を除名され、委員会の傍聴をさえ禁止されるという暴挙をも敢えてしたのである。この法案審議中、法案に対し眞に反対した委員はアメリカ保護関税連盟 (The American Protective Tariff League) の会長であるベートマン氏 (Wilbur F. Bateman) 一人だけであつて、氏の証言によれば、この法案にある自由地帯の「自由」という語は自由貿易を意味する以外の何ものでもなく、自由地帯なるものが自由貿易國に於いては必要でなく保護貿易國に於いてのみ存在價值があるなどという説は全く首肯することが出来ない、と述べている。(註三)

かくて、この法案の運命は憲法違反であるということ、遂に終止符を打たれるに至つた。即ち、フォードネー氏の決定は、この法案は憲法第一款第九條に違反するものである。憲法第一款第九條によれば「商業或は歳入に関する規定を以つて一州の港に他州の港以上の特典を與えてはならない。又、一州の港に向い又は一州の港を出航する船舶は他州の港に出入することを命ぜられ、又は他州の港に於いて諸税を支拂わしめられることがない」とある。

この法案につき更に議会に於いても審議した結果、委員会はこの法案は憲法に関する問題であるから、これに関する報告書を作成する権限がないものと断定し、若しも、この法案の成立を飽くまで貫かんとするならば、最高裁判所に反訴すべきであるとして、これを完全に否決してしまつた。この討論に於いて提案者ノーラン氏は、自由地帯の合憲性につき終始辯護して、自由地帯の本来の意義を明確にすることに努めている。(註四)

下院に於けるノーラン法案に呼應して、上院に於いてもワシントン州選出の上院議員ジョーンズ氏 (Wesley L. Jones) が、同一趣旨の法案を提出したが矢張り失敗に帰している。

一九二一年恐慌対策として非常時関税法 (Emergency Tariff Act of 1921) が制定され、翌二十二年この法律を恒久化したため、自由港設置は一應絶望となつた。理論的にいえば、かかる高関税に当面してこそ自由港の必要を益々感ずべきであるけれども、当時のアメリカの政界の空氣はこの点に思いを及ぼす余裕がなかつたばかりか、自由港は合衆國税関の監督を排除し、産業を圧迫するものであるとの誤れる觀念が、有力者の間にはまだ強かつた。しかし、さすがに再輸出貿易の重要性は認めていたものと見え、法律を改正して保税倉庫の機能を従前よりも拡張し、又二三運用上の利便をも許容することとなつた。

かかる不利な事情の下にあつても、自由港運動は続けられた。例えば、財務省の一関税課長 (The Chief of the Division of Customs, the Treasury Department) の如きは「自由港区の設置は合衆國及び各州財政には何等影響を與えるものではなく、現行関税法は飽くまで実施され、且つこれまで通り消費の爲めに輸入される商品の総べてに対して例外なく適用される」ということを力説した結果、上下両院とも自由港区の本質に就いて大分に認識するに至つたようである。

又、一九二二年八月、第六十七議会には前記上院議員ジョーンズ氏は再び案を練り、今度は前年までの失敗に鑑み、自由地帯の「自由」なる語が無用な論議の的となることを避けて「外國貿易地帯法」(Foreign Trade Zones Act)と名称を改めて上院に提出し、上院はこれを商業委員会に附託して審議せしめ、委員会は八月十五日無修正でこれを可決し、上院に報告するところまで漕ぎつけたのであるが、このときも遂に大統領の署名を得るまでに至らなかつた。

一九二四年第六十八議会第一会期に、ジョーンズ氏は三度上院法案第二五八〇号として提出、三十六頁に亘る詳細なる報告書を添えてこれが通過に努めた。議会から附託を受けた商業委員会は前回の場合と同じく極めて好意的にこれを取扱い、上院にも効果的な報告を行つたのであるが、この時も亦他の多くの法案とともに通過不能に陥つてしまつてゐる。この如くジョーンズ法案である「外國貿易地帯法」は、遂に日の目を見ずに終つてしまつたけれども、その後十年を経過し、一九三四年民主党政府となるに及んで花々しく復活し、遂にアメリカに自由港を設置せしめたという功績顯著なる法案になつたことは、現在のアメリカ識者の間に十分に認識されている。事実、一九三四年セラール法案として成立公布された現行「外國貿易地帯法」は、このジョーンズ案を二三修正したに過ぎないものである。故に、このジョーンズ案の大意を摘んで茲に記すことは、経過を詳かにする上に大に役立つことと思われる。

外國貿易地帯法案(一九二四年ジョーンズ案)

一、本案は外國貿易を助長し奨励するため、又その他の目的のために、合衆國の開港(Ports of Entry)に於いて、外國貿易地帯を設立し、経営し及び維持することを目的とする。

本法に於いて主務長官とは、商務長官(Secretary of Commerce)をさう、公共團體(Public Corporation)とは、州若しくは州の法律上の一部局、又は市或は法律により認定された市若しくは州の公の代行機関(Public Agencies)をさう。

二、主務長官は本法及び本法附屬の命令規則に定められた條件と制限とに従い、本法に定められた出願に基づき、合衆國領域に於ける開港内又は

アメリカ合衆國の外國貿易地帯

アメリカ合衆國の外國貿易地帯

その附近に外國貿易地帯を設立し、經營し且つ維持するの特権を公共團體に対して特許する権限を有する。

三、如何なる開港に対しても、その港域又はその附近に於いて、一個所以上の外國貿易地帯を設けることが出来ない。但し、一開港が二州以上に跨る場合には、その開港を含む各州に各々一外國貿易地帯を設けることを妨げない。

四、法律によつて禁止されたものを除き、如何なる外國産及び内國産貨物といえども、本法に特別の規定がなければ、関税法の適用を受けないで地帯に搬入し、藏置し、陳列し、分割し、改裝し、集合し、分配し、仕分し、精製し、格付し、清掃し、内外貨物を混合し、若しくは加工したる後輸出することが出来る。

外國産貨物は本地帯から、原裝のまま、若しくはその他の形に於いて関税地域内へ搬入することが出来る。しかし、かくして搬入されるときには輸入に関する法律規則を適用する。但し、外國産貨物が本地帯内に搬入された際、税関吏の検査を受け、関税額が査定された場合には、その後これに加工を施したとしても一年以内に限りその税額を支拂つて関税地域内に輸入することが出来る。

五、財務長官は本地帯内に税関吏を置き、関税収入を確保するため及び外國産貨物を本地帯内へ搬入することを許可するため、必要な処置をとらしめなければならない。

六、本地帯内に出入する船舶は、特別の規定のない限り、合衆國の総べての法律の適用を受ける。

七、外國貿易地帯を設置せんとするときは、左の事項を詳細に記述して出願するを要する。

(一) 場所及び状況

(a) 陸地及び水面の面積

(b) 関税地域との遮断の方法

(c) その位置が外國貿易地帯として適當なる理由

(d) 面積拡張の可能性

(二) 施設に関する設計及び経費、既存の施設及び附屬物

(三) 建設に着手し、完成に至る期間

(四) 建設費の出資方法

(五) その他主務長官の必要と認める事項

八、主務長官は出願された設計及び位置が、本法に定める外國貿易地帯の完成に適し、且つ建設される設備及び附屬物が十分であると認めるときは、これに対して許可を與えなければならない。主務長官が許可しなかつたときは、出願者は商務長官、財務長官並びに陸軍長官から成る委員

会に対して訴願することが出来る。

九、主務長官は本地帯内の警察、衛生その他の行政に關しては、地帯の存する州、州の法律上の部局、又は市と協力しなければならない。又主務長官は税関、郵便局、衛生局、移民局その他開港内に於いて権限を有する合衆國官廳と協力しなければならない。

一〇、合衆國が地帯内に財産の所有權、又は使用權を既に持つていた場合には、この財産をその地帯運営上使用するという契約を、合衆國政府と地帯設置者との間に締結することが出来る。

一一、地帯設置の特許を受けたものは左の施設をなし、これを維持しなければならない。

(一) スリップ、船渠、埠頭、上屋、積卸設備、繫船設備及び倉庫の十分なる施設

(二) 脱税防止のために適當なる監視及び検査をなすために都合よく設計された周囲の地域、並びに地帯と各地方との十分なる交通連絡

(三) 石炭、その他の燃料、燈火並びに動力の十分なる供給設備

(四) 十分なる上下水道施設

(五) 駐在官吏のための十分なる区域並びに施設

(六) 関税地域と外國貿易地帯とを隔離する障壁と関門

(七) 商務、財務、陸軍三長官の協議によつて必要と認められたその他の設備

一二、私人、商店、法人、組合にして各々の特殊の必要に應ずべき建物及びその他の建造物の設置を、商務長官及び財務長官の認可を受けて請求したときは、地帯設置者はすべての請求者に対して同一條件の下に於いてのみ許可することが出来る。但し、如何なる場合といえども合衆國の權利を侵害することは許されない。

一三、外國貿易地帯は公共企業 (Public Utilities) として經營することを要し、地帯内に於けるサーヴィス又は特權に対する総べての賦課金は公平にして適正でなければならない。又、施設の使用を出願する者に対しては、同様の事情である限り平等の取扱をしなければならない。又、合衆國と外國と締結した國際條約はこれを遵守しなければならない。

一四、地帯内には何人も居住することを許さない。但し、主務長官が居住を必要と認めたとした官吏又はその代行者はこの限りではない。小賣業は地帯内に於いてこれを営むことが出来ない。但し、地帯設置者の許可を受け、主務長官によつて認可されたものはこの限りではない。この許可を受けた小賣業は、関税地域から搬入した貨物に限り販賣することが許される。

一五、外國貿易地帯の會計に關する形式及び方法は主務長官がこれを定め、地帯設置者は毎年主務長官に事業並びに會計報告をなし、主務長官はこれを議會に報告しなければならない。

一六、地帯設置に関する権利はこれを賣却し、物權的に処分し、移轉し、讓渡し若しくは債權的に処分することを禁ずる。

一七、地帯設置者が本法の規定に累ねて違反した場合は、商務長官、陸軍長官、財務長官を以つて構成する委員会の多数決により、四ヶ月の猶予と陳情の機会を與えた後に於いて、その特許を取消すことが出来る。

ジョーンズ案は上院の好意ある取扱いにも拘わらず成立を見ずに終つたが、このときの議会の空氣は一九一九年のときと大分趣を異にしていた。

即ち、このときの反対論は、尙多くの誤解を含むとはいえ、従前の場合に比し余程問題の核心に觸れて来ている。その主なる反対理由を拾つて見ると、

一、合衆國の港湾はヨーロッパの諸港に比し、仲繼貿易をなすべく地理的便宜を多く備えていない。

二、外國貿易地帯は實は自由貿易の第一歩となるもので、外國製造業者はその製品を直接アメリカ港湾に發送し、アメリカ製造業者をして疲弊に陥らしめる。

三、保税倉庫、戻税制度が存在する以上は、外國貿易地帯の必要を認めない。

四、外國貿易地帯は製造業より寧ろ商業貿易を奨励することを本質としている。従つて製造業者に利するところは少い。

五、合衆國憲法（前出）に違反しないように外國貿易地帯の候補地を選ぶことは困難である。

六、船舶が外國貿易地帯に陸揚を許された貨物以外の貨物を積込んで地帯に入港することを禁せられている以上は、地帯向貨物を一旦他港で積換えた後、更に地帯に運送しなければならぬから、却つて手数である。

この反対論に対する反駁も頗る盛んなるものがあり、茲にマッケルウィー氏の所説に従い前記反対論に對應させて大要を述べて見よう。（註五）

一、合衆國商港の地理的條件が、北ヨーロッパ、又は地中海沿岸のそれに比し、外國の港に接することが疎であることは否めないが、しかし、カナダ、中南米等の諸國とヨーロッパその他各地との間の貿易を、主としてロンドン及びハンプブルグ等ヨーロッパの港に於いて仲繼している事實は何を物語るか。アメリカが仲繼貿易に対する適當な施策がないことを意味する以外の何ものでもない。

二、外國貿易地帯が自由貿易の萌芽をなすという論は曲解である。嚴重な保護貿易放策下にあつてこそ外國貿易地帯の存在の意義は強まるのである。従つて、地帯を設置することは、國內産業の振興にこそなれ、何等障害となるものではない。

三、保税倉庫、戻税制度が船舶にとり、荷主にとり、如何に煩雜であり、且つ不便であるかは周知の事實である。結局、保護貿易なるが故に必然にとられざるを得ない税関の諸規則に縛られているがためである。又、この規則を多少緩和しても、税関吏の監督下にある限り、依然として煩雜不便から免れることは出まなない。しかるに、外國貿易地帯を設置して税関の手から離れば、この一切の煩しさから解放されることになる。

四、外國貿易地帯から直接に利益を受けるものは商業である。しかし、アメリカ經濟は独り製造業のみに依つて支持されているというわけではなく、商業もまたアメリカ經濟上重要な要素である事實を忘れてはならない。のみならず、貿易品製造業者の中には、地帯が設置された曉には、地帯内に倉庫を持ち加工工場を持つものが出て来るに違いない。

五、外國貿易地帯制度が憲法違反であるという見解は曲解も甚だしいものである。外國貿易地帯は合衆國の歳入に何等影響を及ぼすものではない。地帯は消費地域からは完全に隔離されており、地帯内の商品が消費地域内に搬入される時輸入となつて税関の監督下に入り、関税を課せられることとなる。又、既に仲繼貿易を行つている港があつたとす

れば、他州に外國貿易地帯を設ければ、前者の繁榮は或は後者に奪われることになるかも知れない。しかし、かかる場合には後者に対抗するために前者も地帯を設ければ條件は又従前と等しくなる。

六、外國貿易地帯制度が布かれた場合、船舶が地帯に陸揚する貨物以外の貨物を積込んで地帯に入港することを禁止するとはきまつていない。寧ろ、かかる規則を設けることは外國貿易地帯の機能を阻害するものである。

アメリカ各衆國に於ける自由港運動は、かくの如き事態の下に完全に終止符を打たれてしまつた。この失敗の原因は政治的動きにあるのであつて、官辺も民間もその調査研究については至らざるところがなかつた点を考えると、極端な自主主義をとり保護貿易をモットーとする共和党のために終に政治的犠牲に供されたものと解される。このようなアメリカ政界の保守的傾向は、遂に一九三〇年に至つて最も露骨に政治面に表現された。即ち、一九三〇年六月十八日から施行されたホートレー・スモート関税法 (Hawley-Smoot Tariff Law) がこれである。これは極端に高い関税障壁を築いたものであつて、例えば農産物の如きは従来に比し従價七割の増率に及んだ位である。これがため、貿易上直接關係の深いアルゼンチン、メキシコなどの中南米諸國との間に摩擦を醸し、外交上かなりの危機に當面するに至つた。

この間といえども、行政当局は自由港の調査研究を怠ることなく、その成果は着々と公表されている。その最も顯著な報告は、陸軍省河川港湾技術委員会と各衆國海運委員会との共同編集による「外國貿易地帯」なる一書である。(Foreign Trade Zones: or Free Ports; prepared by the Board of Engineers for Rivers and Harbors, the Department of War, and the Bureau of Operations, United States Shipping Board; 1929.) これは今日と云へども世界自由港の調査として最も整備された書物である。

一九三三年、共和黨のフーヴァー大統領に代つて、民主黨のルーズヴェルト氏が大統領に就任するや、政策は一変し

て超保護主義は著しく緩和され、従つて外國貿易の振興についても相當に力を注ぐに至つた。その現れの一つは一九三四年六月十二日に批准公布された外國貿易協定法 (The Trade Agreements Act) であつて、一九三〇年のホートン・スミット法を緩和するため、世界各國殊にカナダ及び中南米諸國との間に個々に互惠通商條約を結び、大統領の權限に於いて、五割の範圍内で関稅率を増減なし得ることとし、これに依つて世界貿易の振興に寄しようという企てであつた。

このような政治の動向は、一九二四年のジョーンズ案以て全く影をひそめていた自由港問題を、再び政治の表面に浮び上らせるに至つた。これは全く行政当局と民間との絶えざる調査研究が終に実を結んで議會の認めるところとなつたといふべきである。かくて、第三次運動に至つて始めて成功を見るに至つた。

即ち、一九三四年第七十三議會に於いてニューヨーク州選出下院議員エマニエル・セラール氏 (Emanuel Celler) から、下院法案第九三二二号として、一般に「セラール法」といわれている「外國貿易地帶法」が提出され、同年六月十八日兩院の通過を見るに至つたのである。

この外國貿易地帶法は過ぐる一九二二年八月十一日ワシントン州選出ジョーンズ氏に依つて上院に提出され、同年八月十五日委員會を通過し上院に報告された所謂ジョーンズ案を一部修正したものであつて、骨子に於いては殆ど變つていない。重要な修正点は、

- 一、外國貿易地帶の設置者が、ジョーンズ案に於いては公法人に限定されていたのを、公法人 (Public Corporations) と私法人 (Private Corporations) とに擴張したこと。
- 二、地帶内に於ける製造及び展示を特に禁止したこと。

三、ワシントンに於ける外國貿易地帯委員會（商務長官、財務長官並びに陸軍長官を以つて構成する三人委員會）を以つて、外國貿易地帯に関する最高行政府として、企画統制權を中央に強力に集中したこと。
の三点である。

二及び三の点は、いづれも議会の通過を容易ならしめるために行つた修正であつたことは明らかである。殊に、二の地帯内で製造及び展示を禁止する條項については、一旦この法案が通過するや、セラード氏は間もなくこの点を削除する修正案を提出し、一九五〇年に至るまで毎議會に於いて論議の的となつていたものである。

この外國貿易地帯法は法律第三九七号として一九三四年六月十八日大統領によつて署名され、外國貿易地帯委員會は早速に組織された。最初の委員は商務長官ローパー氏（Daniel C. Roper）、財務長官モルゲンソー氏（Henry Morgenthau, Jr.）及び陸軍長官ターン氏（George H. Dern）であつた。委員長は地帯法によつて商務長官がこれに當り、事務所を商務省内外商業局（The Bureau of Foreign and Domestic Commerce.）の中に置かれた。

外國貿易地帯法に基づき、外國貿易地帯委員會は一九三五年六月二十九日にその施行規則ともいふべき「合衆國に於ける外國貿易地帯の設立、運営、維持及び管理に関する行政規則」（Regulations governing the Establishment, Operation, Maintenance and Administration of Foreign-Trade Zones in the United States.）を制定公布し、又、財務省からは一九三五年六月二十八日付を以つて「合衆國の外國貿易地帯に於ける税関手続に関する行政規則」（Regulations governing Customs Procedure in Foreign-Trade Zones in the United States.）を發布して、共に外國貿易地帯法の運用に関する細則を定めた。

ルーズヴェルト大統領は、更にこの法律の実施の円滑と外國貿易地帯の發達とに留意し、一九三六年七月十八日付を

以つて政府機関に対して委員会に協力することを要望する命令を「大統領命令第七一〇四号」(Executive Order 7104)として通達している。これによると、

「一九三四年六月十八日付法律第十條により大統領に賦與された権限に基づいて、主務省及びその他の政府機関が外國貿易地帯委員会に協力することを命じ、且つ同委員会から求められたときは、必要と思われる自己所有の記録、書類、情報を提供し、又同委員会の調査並びに外國貿易地帯の設立、運営、維持に関する職務を促進する目的を以つて必要な官吏、専門家又は技術官を派遣することを命令する。」

とある。ルーズヴェルト大統領がその政策の一つとして外國貿易地帯を如何に重視したかが、これに依つて覗うことが出来る。

この法律の下に最初に地帯設置を申請したのは、ニューヨーク、モバイル (Mobile, Alabama) サン・フランシスコ及びサンジュアン (San Juan, Puerto Rico) の四港であつた。而して最初にこれが認可を受けたのはニューヨーク港である。

即ち、立法後約一ケ年を経た一九三五年七月ニューヨーク市長ラ・ガードディア氏 (La Guardia) は、外國貿易地帯委員長ローバー商務長官に宛て地帯設置の申請をなし、一九三六年一月二十九日に外國貿易地帯第一号として設置許可を受けた。これは先ず、市の公営企業としてニューヨーク外國貿易地帯運営公社 (The New York Foreign-Trade Zone Operators, Inc.) なる公法人を設立し、始めはニューヨーク市ステータン島 (Staten Island) のステープルトン (Port of Stapleton) に、水陸併せて二百エーカーの地域と十二個の突堤全部を十二ヶ年契約で借受けて創業の計画であつた。しかし、中途この計画を縮小して、水域九十六エーカー、陸域三十一エーカー、合せて百二十六エーカーの

地帯とし、突堤も十二個のうち第十二乃至第十六突堤の五個に限ることとした。

この地帯の施設としては、先ず従来水深二十余呎しかなかった水域を三十五呎に浚渫し（費用一〇〇、〇〇〇弗）高さ十呎の金網の柵（出入口を一箇所設く）を全陸域の周圍に繞らす（建設費三〇、〇〇〇弗）ことであつた。又、水面は約二、四〇〇呎の長さ及び眼に見えぬ電気光線の接続線によつて港外と遮断されており、地帯水域に出入する船舶があればその瞬間に光線遮断の警報が鳴る仕掛になつてゐる。この工事は設置認可と同時に着工、一九三七年二月一日創業のときには既に完成してゐた。

一九三七年二月一日極めて質素な開港式を以つて業務が開始された。当時はまだ所要の倉庫、糶詰工場、冷蔵倉庫、穀類陸揚装置、樽詰工場その他計画されている諸建造物は着工されていながつたが、逐次建設を急ぎ、一九四〇年には大体の完成を見るに至つてゐる。この建設費は一先ず全額をニューヨーク市に於いて支出し、更に公社の社債を賣つてこれをカバーするという方法によつて調達した。ここに勤務する税関吏は公社支辨によるものであつて、二十四時間三交替を以つて港内の保安監視に當つてゐる。公社が市から賃借した突堤の賃借料は年一五〇、〇〇〇弗である。

しかしながら、間もなく今次戦争となつたため、ステータン島の外國貿易地帯は、一九四二年二月七日陸軍省によつて、マンハッタンの突堤に移され、ステータン島の地帯は専ら軍用港として使用されることとなつた。これが解除されて再びステータン島に戻つたのは最近のことである。

アラバマ州モビル港は、一九三七年九月二十二日にニューヨークに次いで地帯設置の認可をアラバマ州港灣委員会（Alabama State Docks Commission）の名に於いて受け業務を開始した。しかるに、建設費に二四、九〇九弗を要しながら六ヶ月間の地帯収入は僅か一〇・七五弗に過ぎず、時あたかも知事の改選があり、新知事は地帯経営は早急に

利潤を挙げ得る見込が立たないという理由を以つて、この許可取消を申請したため、一九三八年に至りその許可が取消された。

このことがあつてから、外國貿易地帯委員会は、設置許可に當つては地帯の財政計画をよく吟味し、十分に收支均衡の見込があるか、又は相当期間の赤字に対処する財政措置が行われていなければ、これを許可しないという方針を立てた。ポエルト・リコのサンジュアン港はこのために申請を取消し、サン・フランシスコ港は陸軍省の施設と競合するために審査を保留し、テキサス州ヒューストン港からもその後設置申請があつたが、これも同じ理由で委員会は取上げないことに決した。

終戦の年に至るまでは新なる設置申請が行われなかつた。一九四五年三月、委員会に対しニューオルリーズ港が地帯設置を申請した。これは同港を管理する港湾委員会 (The Board of Commissioners of the Port of New Orleans) が申請したのであるが、設置場所につき委員会に難があり、なかなか審査がはかどらなかつたが、申請者はこれを修正したため、一九四六年七月十六日委員会命令第十二号を以つて、外國貿易地帯第二号として設置許可が與えられた。これによると、ミシシッピ河に沿うた廣汎な公設棉花倉庫群のうちの数棟と、これを包括する陸地、突堤及び水域である。但し、指定地域内には海軍省管轄の建物が二三存在するからこれを除いた地域に限定することと、公設棉花倉庫群の一劃を区切る作業を完了してからでなければ業務を開始出来ないという條件が附された。始め、一九四六年九月から開業する予定であつたが、地帯を仕切る資材が手に入らず、このため開業が遅れて一九四七年五月一日に漸く開業の運びとなつた。

ニューオルリーズの外國貿易地帯は、水陸合せて面積二十エーカー、一突堤、二階建倉庫二棟、鉄道引込線から成

比較的小規模の地帯である。この地帯の特長とするところは、その後眞空殺蟲消毒施設を設立したことで、これはまだ他の地帯には見られぬ新施設であり、同地帯が最も自慢とするところのものである。

ニューオルリーonzに次いで地帯設置の許可を得たのはサン・フランシスコ港である。これは前述のように、陸軍省の施設と抵触するため委員会に於いて審査を延期していたが、その後これが解除されたので、一九四八年三月十日に至つてサン・フランシスコ港灣委員会 (The Board of State Harbor Commissioners for the Port of San Francisco) に対してワシントンの委員会から外國貿易地帯第三号設置の許可が降りた。

これは、同年六月十日に業務を開始する運びとなつたが、第四十五号突堤一ヶ所とこの前面水域とを港域とし、面積一九八、四二八平方呎、上屋倉庫四棟及び臨港鉄道から成る小規模の地帯である。開設と同時に、かねて地帯利用を計畫し出願していた同地にある種子会社 (The Commercial Seeds Cleaning Co.) が、種子と香味料の藏置洗淨及び区分けの作業を行うため、一、六〇〇平方呎の借地申込をなし、作業場の設備を施して同年九月一日からその処理作業を開始した。合衆國では食用種子類は純良食品法 (The Pure Food Laws) の規定するところに適格しなければ販賣することが出来ないことになつてゐる。このため予め洗淨、手入れ等の処理を施す必要がある。従来は一割以上に及ぶ不純物混入のまま輸入していたため、関税に於いて大分損をしていたが、地帯内の処理作業によつてこの部分が節減出来ることとなり、他港の同業に比して有利な條件で輸入し得るということになつたわけである。(註六)

サン・フランシスコに次いで、外國貿易地帯第四号、第五号は同時にロサンゼルスとシアトルとに設置された。ロサンゼルスはニューオルリーonzが設置申請をなした当時から、早くも港灣当局及び業者の間に地帯設置の熱望を示しており、一九四七年三月に至つて、ロサンゼルス港灣委員会 (Los Angeles Harbor Commissioners) とロサンゼルス

市会とは意見の一致を見て、地帯設置のために経済的、技術的調査を行うこととなり、この結果を以つて一九四八年八月十一日ワシントンの委員会に対して正式に設置申請を行つた。このため、同年十一月三十日商務省及び財務省の調査委員の派遣を得て公聴会が開催されるなど、極めて慎重なる審議を経て、一九四九年六月三十日に至り、ワシントンの委員会からロサンゼルス港湾委員会に対して正式に設置許可が下り、同年九月九日開設、同十四日から業務を開始した。

ロサンゼルスの外國貿易地帯は第六十号バースを含む市営突堤第一号の一部がこれに当てられており、市営倉庫の一階と上屋及び岸壁から成つてゐる。水域は一・一七エーカー、陸域は五・二四エーカーに過ぎないが、三年後には地域擴張の計画を立ててゐる。地帯経営については、ロサンゼルス市は第一年に二〇九、六七九弗、第三年に二五七、二〇九弗、第五年に四四五、〇七二弗、第八年に五三八、九七三弗を投資する計画を立てており、市長パウロン氏 (Fletcher Bowron) は「赤字は始めから覚悟であつて、只外國貿易を促進出来ればそれで満足である。しかし、十年後にはこの赤字は完全に解消し得る見込を立ててゐる」と一九四八年十一月三十日の公聴会に於いて発言してゐる。(註七)

シアトルの外國貿易地帯は、シアトル港湾委員会が一九四八年九月十日にその設置を申請し、十二月三日公聴会を開き、その結果に基づいてロサンゼルスと同日付を以つて外國貿易地帯第五号として設置許可が下つたものである。シアトル外國貿易地帯は、東部水路の西境界所在の第二十突堤(長さ三五〇呎)を中心とする水陸地域であつて、茲に約五、〇〇〇平方呎に及ぶ二棟の上屋と貯蔵並びに処理のための倉庫一棟とがあり、大陸各方面に通ずる四本の鉄道引込線がここに導かれてゐる。シアトル港はもともとアラスカ、ハワイ及び極東方面の貨物集散地としてその地位を認められてゐるのであるから、同地帯も主としてこの方面に対しての活動が期待されてゐる。

外國貿易地帯法では、地帯の設置は必ずしも地先に水面を持つ港とは限定してゐない。設置場所は單に開港 (Port

of Entry)と記されているだけであり、且つ地帯法第四條には、地帯設置に必要な經濟的、財政的並びに物的要件として、(一)水域に接する地帯の場合と、(二)水域に接しない地帯の場合との二つに区分して、それぞれの要件を掲げているところから見ても、全く水面を持たない奥地にも、それが開港である限り、地帯を設置し得るわけである。かかる開港はアメリカ合衆國ではカナダ及びメキシコとの國境駅か、然らざれば空港以外にはない筈である。地帯法定當時の一九三四年時代に於いては、貨物の國際的空輸はまだ發達しておらず、セラール氏は恐らく近い將來空港にも地帯を設ける必要があるとは予測していなかつたに違いない。しかし、実際には地帯法に既にこの用意がなされていたことは全く興味あることと思う。セラール氏が立法の際多分期待していたところの、國際駅に外國貿易地帯を設けるという話題はまだ起つていない。しかし、國際空港については終戦後に地帯設置運動が起り、最近に至つてその実現を見ている。

この空港に外國貿易地帯を設置する考は、一九四六年頃から起つていようである。一九四六年度の外國貿易地帯委員会の議会報告書によると「最近、貨物空輸が激増したために、二三の地方に於いては國際空港(Airports of Entry)に外國貿易地帯の施設を設けようという議があり研究されつつある。勿論、地帯はもともと海上貿易及び海運のために案出されたものであるけれども、セラール法によると、必ずしも水路運輸にのみ限るものではない。若しも、かかる地帯が國際空港又はその附近に設けられたとすれば、合衆國に欠くべからざる商業空輸のために資するところは甚だ大なるものがあるであろう。」(註八)と當時の情勢とともに意見を述べて賛意を表している。

合衆國に於ける一年間の貨物空輸量は、一九四四年に定期便で一〇、〇〇〇、〇〇〇噸哩に近い程度であつたが、一九四六年に至ると一年間に一四、〇〇〇、〇〇〇噸哩となり、更にこれに加えるに一九四二年以前には振わなかつた不

定期空輸が、戦後急激に増大しつつある傾向である。一九四六年当時における空輸会社は、國際定期航空会社が約一〇、これに不定期航空会社が五〇以上あつて、いづれも國際貿易に従事している。しかるに、空輸はもともと極めて迅速を要する場合に利用されるにも拘わらず、これによる貨物の輸出入は海上輸出入と同じだけの煩雜な通関手続が必要とされており、そのため対中南米及びカナダとの間の再輸出又は仲継空輸に多大の不便を感じている。しかも、取扱貨物の中には海上貨物の場合と同じく多少の処理をすれば極めて便益が多いと考えられるものも多々ある。これが、空港にも外國貿易地帯を設置すべしという議論の焦点になつてゐる。

この議論が具体化したのは一九四八年六月である。テキサス州サン・アントニオの市営空港に外國貿易地帯を設けたという申請書が、同地の倉庫会社 (The Scobey Fireproof Storage Company, Ltd.) から、地帯法の規定に従つて先ずテキサス州議會に提案され、同年六月二十四日これが承認議決を得たので、直ちにワシントンの外國貿易地帯委員會会に対して正式申請を行つた。委員會は特に慎重なる研究をつづけ、調査官を派遣し又現地に於いて公聽会を開催するなど正規の審査手続を履んだ結果、一九五〇年の始めに至りこれに対して設置認可を與えた。しかし、その設備などに就いてはいまだこれを詳にしていない。

これより先、一九四八年五月二十日フロリダ州マイアミ市に開催された外國貿易總會 (The Foreign Trade Forum) の席上に於いて、外國貿易地帯委員會事務局長ライアンズ氏 (Thos. E. Lyons, Executive Secretary of Foreign Trade Zones Board.) が「外國貿易地帯と商業航空」なる題目の下に演説をなし、地帯設置の立地條件は (一) 國際交通上の要衝にあること (二) 十分なる金融施設があること (三) 市場の中心を形成し購買慣習 (buying habits) を樹立する能力ある商人が存在することの三つを挙げ、これに適格する地としてマイアミ空港を推している。即ち、マイ

アミ空港は世界八大航空圏の焦点に当り、内國航空路三、國際航空路五が國際定期空輸を行い、この外に不定期空輸四三が茲に集中しており、アメリカ最南端の大都市であつて、合衆國と中南米との最短距離にある。既に、パナマ共和國はそのトクマン (Tocuman) の空港に外國貿易地帯を設置することに決定している。これに遅れないために、先ずマイアミ空港に地帯を設置すべしという意見を述べている。(註九) しかし、マイアミ空港の外國貿易地帯はまだ具体化されていない。

アメリカ合衆國の外國貿易地帯に対する熱意は自國のみに限定されず、最近は進んで海外に於ける地帯設置にまで及んでいる。即ち、パナマ共和國がパナマに地帯設置を希望して、一九四六年一月その計画樹立を合衆國國務省に依頼して未たので、ワシントンの外國貿易地帯委員会は事務局長をパナマに派遣し、各種の資料を整えしめ且つラテン・アメリカ諸國を訪問して各國の官民諸團體の諒解を求めしめるなどの協力を行い、その技術的援助によつて遂にここに空港を包含する地帯を設けしめた。これは現在アメリカ商社が盛んに利用しつつある。

更に、これより先、一九四三年にルーズヴェルト大統領と西アフリカのリベリア國大統領エドウィン・パークレー (Edwin Barclay) との間で借款協定をなし、リベリアはこれによつて得た資材でモンロヴィア港 (Port of Monrovia) に港湾改築を行つていた。一九四七年末、合衆國は外國貿易地帯委員会の事務局長ライアンズ氏をリベリアに派遣して、この事業を監査せしめたが、一九四八年六月この工事が完成したとき、ライアンズ氏の調査に基づき合衆國はこれを自由港として運営することを要望し、同年七月二十六日國營による自由港として開業した。アフリカ西岸に於ける唯一の自由港である。合衆國からの借款は、自由港の運営収益から年々に返済することになつてゐる。(註一〇)

(註一) Sterling St. John, Jr., How To Use A Foreign Trade Zone, Los Angeles, 1949; p. 4.

- (註11) Roy Samuel Mac-Elwee, *Port Development*, 1925; p. 421.
- (註12) ———; p. 422.
- (註13) *Journal of Commerce, Foreign and Domestic Commerce Bureau*, Washington, D. C., Oct. 21, 1919.
- (註14) R. S. Mac-Elwee, *Port Development*, 1925; p. 422.
- (註15) *Daily Commercial News*, San Francisco; June 23, 1948.
- (註16) Document released from Clancy Dayhoff, Director of Los Angeles Harbor Public Relations, Dec. 3, 1948.
- (註17) Annual Report to Congress, for the Fiscal Year ended June 30, 1945, Foreign Trade Zones Board.
- (註18) Foreign Trade Zones and Air Commerce; an Address of Thos. E. Lyons, before the Miami Foreign Trade Forum, May 20, 1948.
- (註19) Remarks of President William v. s. Tubman, of Liberia on the Occasion of Opening of Freeport at Monrovia, July 26, 1948.
(參考書類) 特撰○○を添へ
1. *The American Year Book*.
 2. *Commerce Year Book, Foreign and Domestic Commerce Bureau*, Washington, D. C.
 3. *The New York Times*, 1919—1924, 1936.
 4. *Foreign Commerce*, weekly; Bureau of Foreign and Domestic Commerce, U. S. Department of Commerce.
 5. *Survey of Current Business*, Bureau of F. and D. Commerce, U. S. Department of Commerce.
 6. Documents released from U. S. Department of Commerce, Office of International Trade.
 7. Charles J. Miller, *A Foreign-Trade Zone for Puget Sound: its Economic Desirability and Feasibility*; prepared for the Advisory Commission to the State of Washington, 1937.
 8. Grover G. Huebner & Roland L. Kramer, *Foreign Trade Principles and Practices*; Chap. VII.

第三節 合衆國に於ける外國貿易地帯の制度

一九三四年六月十八日に第七十三議會に於いて法律第三九七号として可決承認された外國貿易地帯法、一名セラール法は基本法であつて、これの施行規則として更に外國貿易地帯委員会と財務省とから、地帯法をそれぞれの所管の立場から敷衍補足した規則を公布して、地帯の設立、管理、運営、維持の万全を期している。前者は「合衆國に於ける外國貿易

易地帯の設立、運営、維持及び管理に関する行政規則」(Regulations governing the Establishment, Operation, Maintenance and Administration of Foreign-Trade Zones in the United States.) と呼ばれている規則であつて、この内容は外國貿易地帯法と同じであり、只手続などが詳細に規定されているだけである。財務省から出している規則は一九三五年六月二十八日議會を通過し公布された「合衆國の外國貿易地帯に於ける税関手続に関する行政規則」(Regulations governing Customs Procedure in Foreign-Trade Zones in the United States.) であつて、これは地帯に出入する船舶と貨物とに関する取締と手続とに関する事項が規定されている。即ち、この規則は地帯への貨物の搬出入、藏置、処理等に関する手続及び制限、並びに船舶出入発着の際に於ける手続など、凡て合衆國の関税確保の立場からの取締規則が記されている。

外國貿易地帯は以上二つの規則によつて始めてその機構と機能が明らかにされる。(但し、地帯法はその後一九五〇年六月の議會に於いて一部改正が行われて機能が拡張された。) この二つの規則を基準として、各外國貿易地帯はそれぞれ地帯に関する定款と細則とを定め、その地帯の管理運営に當つてゐる。

本節に於いては、この外國貿易地帯委員会の規則(以下略して地帯規則という)と、地帯に関する財務省の規則(以下略して財務規則という)とに基づいて、外國貿易地帯の制度を解説しようと思う。

合衆國に於いて外國貿易地帯というときは、外國貿易を振興助長する目的を以つて、地帯法に則つて設立、運営、維持、管理されている港をいうのである。地帯規則第一條一〇一号(但し一九五〇年六月十七日付一部改正)は外國貿易地帯を次のように定義し、且つ極めて簡潔にその機能を説明している。

「外國貿易地帯は外界から遮断され、圍柵され、且つ警保された地域であつて、合衆國官吏によつて構成された法定の

委員会の監督の下にあり、開港の港域内又はこれに接して、法人によつて公共企業として運営され、貨物の積卸、藏置に必要な施設を有し、且つ海上並びに陸上によつてそれらの貨物の再輸送をなし得る地域である。この地域に於いては、貨物を搬入し、藏置し、これに対して処理 (Manipulation) (註、一九五〇年六月十七日これに「製造」及び「展示」が加えられた) を施すことが出来る。貨物が外國に再輸送される場合には、特定の例外を除き、関税を支拂うことなく、また税関吏の干渉を受けることなく、外國貿易地帯を出て行くことが出来る。但し、國內使用若しくは國內消費のために地帯を出て行く貨物は、現行関税法規に全面的に従わなければならないことは勿論である。更に、地帯の地域内は、これに接する他地域と一律に、公衆衛生、船舶検査、郵政及び移民に関する一般法律に服し、且つ開港内に管轄権を有する合衆國政府機関 (税関を含む) の監督に、法律の定める限りに於いて、従わなければならない。」

一、外國貿易地帯委員会 (Foreign-Trade Zones Board)

外國貿易地帯委員会は、地帯に関する最高監督行政機関であつて、地帯法の定めるところにより、商務長官 (Secretary of Commerce) 財務長官 (Secretary of the Treasury) 及び陸軍長官 (Secretary of War) の三人を以つて構成し、商務長官がこの委員長となる。委員会は事務局を置き、商務省内外商業局 (The Bureau of Foreign and Domestic Commerce) の職員の中から事務局長 (Executive Secretary) 一名次長 (Assistant Secretary) 一名を任命して、会議の準備並びに整理、議事録の保管、委員会命令規則の実施遂行、その他委員会の指図による任務に従事する。(地帯規則十三條二三〇)。又、委員は悉く長官の兼務となつてゐるため、地帯法で特に委員会に課せられてゐる事項を審議する場合の外は、代理委員会 (Committee of Alternates) にその職務の一部を委任遂行させることになつてゐる。代理委員は各委員がそれぞれの所管省内から任命し、商務省から選ばれた代理委員が代理委員会の委員長となる。

代理委員会は、委員会に提出すべき議案又は事項を悉く事前審議して委員会議の準備を行うとともに、委員会によつて指図されたあらゆる事務を処理する。代理委員には事実上はそれぞれの關係部局長が選ばれている。

委員会の職務とするところは、外國貿易地帯の設立、運営、維持、管理及び廃止に関する主務廳としての仕事であつて、地帯設立に関しては申請書の受理、審査、実態調査、公聽会の開催及び管理などを行う。又、地帯の運営、維持、管理に關しては常時監督を行うとともに、地帯法、地帯規則、財務規則に違反する事件を処理し、且つ地帯に關する一切の訴願を受理し審査し決定する。而して、各地帯に於ける出先機關として、建設については陸軍省の技術官、運営に關しては財務省の税関收稅官 (Collector of Customs) を派遣することになつてゐる (地帯規則十三條一三〇五乃至一三二二)。

以上によつて明らかであるように、外國貿易地帯行政は完全なる中央集権によつて合衆國政府がこれを掌理しており、中央の監督下に於いて現地の管理、運営を地方又は民間に行わしめるという方式になつてゐる。中央集権は合衆國の近年に於ける著しい傾向であるけれども、地帯に關しては特に関稅、外國貿易に關係し、又各州、各港間の調整を行うという合衆國としての行政に直接觸れてゐるため当然のことのように思われる。

二、外國貿易地帯の設置と管理

合衆國の各開港には少くとも一個の地帯を設置することが出来る。若し、一開港が二州以上の地域に跨つて存在するときは、この開港に於ける各州地域にそれぞれ一個の地帯を設けることが出来る。又、若し水域を中にして二市が一開港を共通に持つてゐるときは、各市はそれぞれ別個の地帯を設置することが出来る。又、既に設置許可を得た地帯が商業上の便益の点から考へて、その開港内に更に別個の地帯を設ける必要がある場合は、委員会の承認があれば、その開港内に更に一個の地帯を附加設立することが許される (地帯規則三條)。

外國貿易地帯の設置を申請し得るものは公法人又は私法人であつて、その認可は公法人に優先し、私法人が申請する場合には申請に先立つてその設置港灣の所在する州議會の承認を得なければならぬ（地帯規則五條）。設置の申請は外國貿易地帯委員會の委員長である商務長官に宛て行い、所定書式による申請書の外に十三種類に上る精密な証拠書類の提出を要求されている（地帯規則六條）。委員會は公聽會を開催して地元の見解を徴し、調査官を派遣して実態調査を行い、更に必要なる調査書類の提出を求め、又は設備に関する改善勸告を行うなどあらゆる手を盡して審査を行い、認可、不認可の決定を行うことになつている（地帯規則十三條）。

設置認可を受けたもの（Grantee）は、その設置權を他に譲渡し得ないことになつてゐるから（地帯規則七條）、自ら地帯を建設し、地帯の管理、運営、維持に當らなければならぬ。而して設置者は先ず地帯運営以前に、運営規則、取締規則、業務実施規則を委員會に提出して許可を受ける必要があり、殊に地帯利用者に課する使用料、手数料その他の料金については予め委員會の許可を受けなければならない。又、委員會に対して毎年（委員會が特別の規定を設けたときはこの限りではない）その地帯の運営狀況、收支決算、その他委員會が必要と認めた情報に関する報告書を提出しなければならない（地帯規則十條）。

設置者が地帯運営のため必要があるときは地帯内にある政府所有の財産を借受けてこれを使用することが出来る。但し、この場合には借入、使用條件につきその所管省との間で協議し承認を得ることが必要である（地帯規則十一條）。

地帯設置者は、委員會の出先機関である税関收税官の監督下にあり、管理及び運営に関して收税官の検査を受ける義務を持つてゐる。收税官は検査の結果をその都度委員會に報告しなければならない（地帯規則十條一〇四）。

地帯の管理運営が地帯法及び地帯規則に違反した場合は、地帯設置者、その使用人及び業務実施者は罰せられ、これ

が惡質であつた場合には設置許可の取消をも受けることがある。委員会の取消処置は最後且つ決定的である。これに不服があるときは、只、九十日以内に巡回裁判所に訴願するという途が開けているだけである（地帯規則十二條）。

三、外國貿易地帯の設備

外國貿易地帯は、関稅確保の目的と地帯の機能發揮の目的とのために、その設備につき特別な要求がなされている。

即ち、地帯は関稅確保の目的からして嚴重に外界から遮斷されていなければならない。このため地帯規則は、一定規格の柱及び鉄網をもつ高さ十呎以上の柵を地帯の周圍に張りめぐらし、出入口は一門だけを設け、周圍及び内外の照明も十分にすよう、極めて委細に規定を設けている。又、水面に対しても船舶の出入については適切な取締施設をなすこととのみ規定しているけれども（地帯規則四條）、ニューヨークの外國貿易地帯は既に述べたように電氣光線による遮斷方法を講じている。

又、地帯設置者は地帯内に税関が特權貨物（後述）その他に対する必要な監視、評價などが出来るような税関検査所を設け、又地帯内に駐在を必要とする任務にある合衆國、州並びに市の官公吏及び従業員のための事務所及び居宅を設備し、その他委員会がその都度必要と認める施設をも設備、維持しなければならない（地帯規則四條四〇三）。

地帯法は外國貿易地帯に対して近代的な理想的な諸施設を強く要求している。それは、公安、衛生、防害、能率などの点からいつて、一般開港に要求しているところよりも遙かに高度の施設であつて、地帯設置申請に當つては、繫船場、埠頭、船渠、荷役施設、上屋、倉庫、海陸連絡運輸施設、給水炭施設、動力施設、上下水道、消毒所、防火施設、防鼠及び衛生設備などに関する現状、計画につき精密な調査報告と計画書とを要求しており、これが設置認可の一つの鍵となつている。又、運営上もこれら諸施設が整然且つ能率的に維持されることを要求している（地帯規則九條）。ニューヨーク

ク、ニューオルリーonz、サン・フランシスコ、ロサンゼルス、シアトルなどの地帯は、いづれもこれらの施設の適否につき委員会の嚴重なる審査及び実態調査を経て始めて認可されたものであり、他の開港もそれぞれ地帯設置を希望しているにも拘わらず、容易に許可されないままになつてゐる理由の大きな部分は、委員会の年次報告書によると、この諸施設が不十分であるということにある。又、ニューヨーク外國貿易地帯の今日の繁榮は、制度そのものの便益によることは勿論であるけれども、地帯内の総べての施設がその他の港内施設に比べて格段に近代的であり優秀である事実も與つて大なるものがあると思われる。

四、外國貿易地帯の運営

外國貿易地帯は公共企業 (Public Utilities) として運営されなければならない。而して、法律によつて禁止されてゐる貨物を除き、且つ地帯法及び地帯規則に特別の規定がない限り、あらゆる種類の外國産貨物及び國內産貨物は、アメリカ合衆國 (全州、コロンビア区、アラスカ、ハワイ及びポエルト・リコ) の関税法規の適用を受けることなく、地帯に搬入することが出来、地帯内に於いて藏置、解装、再装、組合せ、区分、類別、格付、手入れ、内外商品の混合、又はその他の処理 (Manipulation) を加え、若しくは製造加工を施した上、外國へ輸出することが出来る。又、地帯内に於いて商品の展示 (Exhibition) を行うことも差支えない。但し、地帯から合衆國の関税地域 (Customs territory) 地帯を含まないアメリカ合衆國の領土を意味する) 内へ搬入する外國貨物に対しては、輸入貨物に適用される合衆國の法律及び取締法規が適用される。船舶が地帯へ出入し発着する場合には、一般開港に出入する場合と差別なく、合衆國の法律の一般規定が適用されて特別扱を受けるといふことはない。

又、地帯内には、委員会が認めたもの以外は居住することが出来ず、地帯へ出入する者は総べて一定の出入口のみを

利用し、且つ制服着用又は認識票を所持しなければならない。

地帯内に於ける小賣營業は禁せられている。但し、外國貿易地帯委員会又は地帯設置者の許可を受けたものはこの限りでない（地帯規則八條）。

(一) 地帯の公共企業性。地帯はその事業が独占的であり且つ公共的であるため、地帯の行う総べてのサーヴィス及び特権に対する賦課料率は、公平且つ適正でなければならない。又、地帯設置者は地帯、その施設及び附屬設備の使用方を出願する者に対して、同様の事情にある限り、合衆國と外國との間に交わされた諸條約又は通商協定に従つて、平等の取扱をしなければならない。

総べての料率表は、委員会の承認を受けた上、公表し、揭示し且つ保管されなければならない（地帯規則十條）。

(二) 禁止制限貨物。法律によつて輸入を禁止されている貨物を地帯へ搬入することは禁せられている。絶対には禁止されていないけれども、輸入制限を受けている貨物、例えば一九三一年の関稅取締法規第十章に規定された特定貨物の如き貨物を地帯へ搬入するときは、農務省又は關係政府機關の制定した規則に従わなければならない。また、一九二二年五月二十六日付の法律「改正麻藥輸入法」(Narcotic Drugs Import and Export Act, as amended.)に規定された麻藥類は、緊急醫藥用品として必要特定量のみ合衆國關稅地域から地帯内へ搬入することが許される。この場合といえども、一九一四年十二月十七日付法律「改正ハリソン麻藥法」(Harrison Narcotic Law, as amended.)及びこの施行規則の定めるところに従わなければならない。右の諸規定に違反した麻藥類が地帯内に搬入され又は藏置されているときは、その麻藥は沒收され且つ処罰される（地帯規則八條）。

法律により輸入が禁止され制限されていない一般貨物であつても、地帯内に藏置中又は処理製造中の貨物にして、公

其の利益、衛生、保安の立場から有害であると委員会に報告されたときは、委員会は必要に應じ調査を命じ、その結果によつてその貨物を地帯から排除することを命じ得る（地帯規則八條）。

(三) 貨物の搬出入。 外國産貨物は通関手続を経ることなく、関税を支拂わず、若しくは担保を提供することも要せず、又税関の監督取締も受けることなく、地帯内に搬入し、藏置することが出来る（地帯規則四條）。従つて、輸入割当による制限にも全く拘束されず、無制限に搬入して差支えない（註一）。無税品、免税品並びに有税品であつても、將來地帯から原形のまま又は何等かの処理、加工が加えられた後、直接に外國へ搬出される見込の貨物については、文字通りにこの規則が適用される。

しかし、將來関税地域内に輸入される見込の有税貨物は、地帯内に於いて処理、加工を施すことによつて、地帯に搬入される際の関税率と地帯を出て関税地域に正式に輸入される際の税率とが異なることが起り得る。又、免税品、無税品であつても、地帯内に於いて処理を加えることにより有税品目之列して、地帯から輸入するときに課税されるべきものも有り得る。かかる貨物に対しては、荷主はその不利益を受けることを予め避けるため、その貨物を地帯へ搬入する最初に當つて、特に税関に検査を求めて関税決定又は免税証明を受けてその貨物を税関の監督下に置き、將來この貨物を関税地域内に輸入するに當つて、最初の決定に基づく関税を支拂うか又は免税証明書を提出して、通関手続を済ませせるという便宜方法が講せられる。荷主は、この便宜方法があるため、地帯藏置期間だけ関税相当額の資金をセーブし得るといふ利益をも受けるわけである。かかる貨物を財務規則は「特権商品」(Privileged merchandise)と名付け、他の商品と取扱方を全然別にしてゐる。即ち、かかる貨物の荷受人は、地帯へ搬入してから四十八時間以内に税関に関税即時決定 (Immediate liquidation of duties) の申請、又は免税証明の申請をなし、その貨物を税関指定の検査所に入

れなければならぬ。ここで税関から一般輸入の場合と全く同じ検査を受け、識別票が付され関税額の決定を受ける。

それまではその貨物に対して何等の処理作業もなし得ず、移動をしてもならない。関税額の決定を終つたときは、荷受人はその倍額に当る金額の担保を提供するとともに、関税支拂を保証する保証人二人を立てなければならぬ（財務規則六條c）。特権商品は、地帯内に於いて税関の錠又は封印によつて確保された場所に藏置し、税関吏の直接監督の下に於

いてのみその場所から搬出され、又は地帯内に於いて処理加工を施すことが出来る。この場合の搬出は、税関の監督の便宜上常に一口が一梱包單位以上か又は散荷にあつては重量一噸以上であることを要する。特権商品が他の貨物と混合又は組合せされるときは、その混合貨物又は組合貨物全体は、特権商品と看做されて、特権商品と同様の取扱を受ける。

特権商品は、その地帯到着後二年以内に決定関税額が支拂われて地帯から搬出されなければならない。関税地域内に輸入される場合でも、外國へ輸出される場合でも同じであつて、特権商品に対する関税の減免は、始めに免稅証明を受けた場合を除き、行われないことになつている（財務規則六條及び八條d）。

尙、現法行では関税地域にある保税倉庫から直接に地帯内へ移動させることは許されていない。これは保税倉庫の利益を侵害するという理由からである。

國內産貨物を地帯内へ搬入する場合には、將来（イ）原形のまま若しくは何等かの処理加工が施された後、外國へ輸出され又は他の地帯へ移送される場合と（ロ）再び関税地域に戻される場合とによつて取扱が異なる。（イ）の場合には搬入、藏置、処理、加工などにつき何等税関の監督を受けることがなく全く自由である。但し、税関が戻税法、地帯規則及び財務規則によつて、一般的管理目的から見て必要であると判断した場合はこの限りでない（財務規則五條a）。しかるに（ロ）の場合は、外國産貨物に対して関税即時決定を請求したときと同様に、これを特権商品と名付け（財務規則一

條h)、その貨物を関税地域へ戻す際に関税の免除を受けることを望むならば、税関に対して地帯内に於いて監督を受けることを求める申請書を提出し、税関からその貨物が地帯内にある間を通じ国内産貨物であることを識別し得るような措置を受ける必要がある。そして、その貨物は外国産貨物にして関税即時決定を受けた特権商品と大体同じような取扱を受け、地帯内にある間は終始收税官の指示監督の下に置かれる。

貨物が地帯から搬出される場合には(イ)外国又は合衆國の他の外國貿易地帯へ輸移送される場合と(ロ)関税地域へ輸入される場合とがある。(イ)の場合には、国内産貨物であるとき又は外国産貨物と国内産貨物とを以つて処理加工した混合貨物であるときには、一定の様式に従つて輸出申告をなし、輸出許可を受けなければならない。但し、他の地帯へ移送される場合には、税関の証明書を得てこれを他の地帯に搬入する際、その税関に呈示することが要求されている。しかるに、搬出される貨物が外国産貨物のみであるときは、原則として、何等税関の干渉を受けることなく單なる届出を以つて外国へ積送することが出来る。但し、合衆國政府又はその代行機關が特に指定した貨物に限り、搬出につき制限を加える措置がとられることがある。

即ち、一九四八年六月商務省貿易課は、通過貿易に関する規定を設けて、「外國を原産地とする商品にして外國に再輸送されるものに限り、個々の輸出手続を必要としない。但し、稀少鉱物、金属、塩及び輸出品目表第二十五号第二十三頁所載の商品、並びに一九四八年十二月十一日から発効する対カナダ仲繼貿易特別規定による場合は除外する。」ということに定めた。(註二)

これにつき、現実に一の事例が発生した。それは一九四九年三月、ニューヨーク外國貿易地帯に搬入した外國産ダイヤモンドを、その輸入業者がその中から或る量を選択購入して、残りのダイヤモンドを外國供給者に返送するに当り、

商務省貿易課は一應これを押えて次のような新しい規定を作り命令した。

- (1) ダイヤモンドの委託販賣品が到着したときは、これを総べて外國貿易地帯に引取り、検査並びに選択が終了するまで保留して置かなければならない。
- (2) 財務省連邦供給局 (Treasury Department, the Bureau of Federal Supply) に対して、ダイヤモンドを購入する機会を與えないうちは返送することが出来ない。
- (3) 税関收税官に対して不購入ダイヤモンドの返送許可証明書を提出しなければならぬ。尙、工業用ダイヤモンド商人は彼等宛にダイヤモンドの委託販賣品が到着することを知つたときは、遅滞なく外國貿易地帯の施設を使用するために、ニューヨーク外國貿易地帯当局に対してその手続をなし、同時に連邦供給局に対してその検査選択のために通知をしなければならぬ。但し、この規則は当分ニューヨーク外國貿易地帯にのみ適用する。ニューヨーク、サン・フランシスコの外國貿易地帯にはこの措置に適する施設がなされたときに適用する筈である。」(註三)
- (ロ) の場合は、一般外國產貨物、特權商品又は國內產貨物によつてその取扱が異なる。一般外國產貨物の場合は地帯を出るとき正式の輸入手続をしなければならぬ。これは外國から合衆國関稅地域へ直接に輸入する場合と全く同じ手続である。但し、関稅法によると、貨物が関稅地域内に到着してから四十八時間以内に輸入手続をしなければならぬことになつてゐるけれども、これを文字通りに解釈すると(税関は始めかく解釈した)、地帯内にある貨物を一旦関稅地域内に出し、それから輸入手続を行うこととなり、荷主にとつては勞費が重む所以となるので、この不便を避けるため、貨物が地帯内にある間に一切の通関手続をなし得るものと解釈されている。かかる貨物は、地帯を出るときの貨物の状態に於いて関稅が課せられる。故に、藏置中減量したり變質したりすれば、その量、その質に於いて課稅されるわけである。これが、直接輸入して関稅地域内で貯藏してゐるうちに減量變質が起つた場合に比べて、地帯を利用するこ

との利点の一つとして一般に挙げられているところである。

特権商品を地帯から関税地域へ輸入する場合には、その貨物の特権申請の際、輸入申告書は既に收税官の手許に差出してあるから、改めて複雑な通関手続を要せず、收税官から特権商品であり、且つ搬入当時のものと同一物であることを証明書 (Certificates of Identification) を得て、関税地域への輸送申告書とともに、地帯搬入のときに決定された関税額を支拂えばよい。但し、特権商品が処理によつて非特権商品と混合され組合された貨物に変じた場合には、正式の輸入手続を行わなければならない。

先に地帯に搬入された国内産貨物を再び関税地域へ戻す場合は、地帯へ搬入の際申告して特権商品として税関の監督を受けて来た貨物にあつては、搬入時の貨物と同一物であることの証明を得れば、輸入申告なしに且つ関税を支拂わずに容易に関税地域へ戻すことが出来る。しかし、かかる申告をなさずして搬入した国内産貨物にあつては、丁度、一旦外國へ輸出した国内産貨物を再輸入する場合と同じく、正式の輸入手続をなし、相当関税額を支拂わなければならない。又、特権商品である国内産貨物が、地帯内に於ける処理によつて他の貨物と混合、組合された貨物に変じた場合には、收税官から一部分は特権商品であり搬入時のものと同一物であるという証明書が得られる限り、その部分については免税であるが、これに非特権商品が含まれていればこの部分については相当関税を支拂い、正式の輸入手続を経なければならない。この場合に於ける関税額は混成各部分の数量比若しくは價額比によつて決定される (財務規則十條)。

地帯内に於いて外國産貨物を原料として製造し又は製造に類する加工を施した場合には、大体前述の場合に準じるけれども、外國へ搬出するときは輸出手続を要し、関税地域へ輸入するときは所定の関税の外に、合衆國に於いてそのものの製造に関して課せられる総べての公課を支拂わなければならない。この措置は、国内産業の保護の点からいつて当

然ることである。

最後に、地帯から関稅地域へ搬出される総べての貨物は、一九三〇年の関稅法第三〇四條によつて、その容器及び包装に原產地証明の標記が付されなければならない。混合貨物にあつては、各混成部分を明らかにして原產地証明の標記が付される。但し、直接輸入の場合と異り、関稅法第三〇四條の規定による一〇パーセントの附加稅は免除されることになつてゐる（財務規則十一條）。

(四) 貨物の地帯内藏置。 特權商品を除き、その他あらゆる内外貨物は税関の監督干渉を受けることなく、且つ期間に制限なく、無担保にて地帯内に藏置することが出来、荷主は何時にてもその貨物に接してこれを点檢し又処理することが許されている。特權貨物及び特權貨物と混合し組合せた貨物は、特權商品が地帯へ搬入された時から二年間を限り、終始税関の監督の下に、税関指定の場所に於いてのみ藏置することが出来る。非特權商品が無期限無担保且つ無監視で藏置出来るということは、保税倉庫及び保税工場に比べて地帯の長所として一般に指摘されている点である。藏置貨物が倉庫に保管されているとすれば、倉庫の經營者（倉庫会社又は地帯設置者）から倉庫証券の發行を受けてこれを流通させることも出来る。この点についても商業上の利便甚だ大である。

(五) 貨物の処理。 地帯内に藏置する貨物に対しては、外國貿易地帯委員会の出先機關たる税関收稅官の許可を受けなければ、解裝、再裝、組合せ、区分、類別、格付、手入れ、混合などの処理作業を行うことを許されている。これに必要な倉庫、工場等は地帯設置者自身が施設し運営してもよいし、又は地帯設置者と契約して地帯利用者である私人、商社、法人、組合等がこれを施設し運営しても差支えない。但し、後の場合には地帯設置者は委員会の承認を受けた後、公共企業性に鑑み公平且つ適正なる條件の下に認可しなければならない（地帯規則八條八二）。

従来、地帯内に於ける製造又は製造に類する作業は地帯法第三條（地帯規則八條）によつて禁止されていた。従つて、貨物の処理作業のうち、加工製造との限界にあるような作業は屢々問題となつて、荷主と收税官、地帯当局と收税官との間に紛議をかもした事例が甚だ多い。一九三六年ニューヨーク港に地帯が設けられ運営された当初から一九四六年までは、財務省の見解として、戻税規定により戻税の恩恵を受け得るような処理作業は一切これを製造と看做すというのであつた。戻税規定に列挙された処理作業は、組合せ、混合、分離、手入れなど地帯法に於いて許されている処理作業を含んでおり、且つ財務当局の見解によれば、地帯内の処理は既存の戻税制度に影響を與えない程度の作業でなければならぬといふにあつた。これは明らかに地帯設置の目的が戻税制度の不備を補うことにあることを忘れてゐる意見である。従つて、地帯利用者は一々の作業につき干渉を受け、地帯内での処理作業は極めて窮屈なものであつた。しかるに、一九四六年、四七年、四八年の三年に亘り、ニューヨーク外國貿易地帯運営公社から事件の生ずる度毎に委員会に訴願した結果、委員会はその都度審議してこれら訴願に対して悉く許可の命令を下した。例えば、一九四六年三月七日付を以つて香料からアルコール分を脱去する作業が許され、次いで一九四七年には生地綿布に染色を施す作業、一九四八年六月十七日には植物種子から搾油する作業、同年六月二十六日には時計その他機械類の部分品を組立てて完成品にする作業、一九四九年三月十日にはラム酒の如き異なる材料を混和し着色する作業が許可されている。しかるに、一九五〇年六月十七日公布の法律により、地帯内の製造作業が許可されるに及び、これらの問題は一挙に解消し、今日は最早何等の疑義を生ずることなく、あらゆる処理を行うことが出来ることとなつた。

(六) 地帯内に於ける製造作業及び商品展示。一九五〇年六月十七日以前の地帯法は、地帯内に於ける製造作業及び商品展示を禁止していた。一九五〇年六月の地帯法改正は、合衆國外國貿易地帯にとつては正に劃期的事件であつて、

これにより数十年間に亘つて論争された難問題が解決したということになる。この際、この難問題の大詰に至る間際の
 状態を点描して見ることは意義あることと思ふ。

この問題については、一九三四年地帯法が制定されるまでの間に既に盛んに議論されたところである。その趣旨は國內
 内商工業を保護するという一点にあつたことは勿論であるが、地帯内に於いてこれを禁止することによつて果して國內
 商工業に影響するかどうかは、國會の關係委員会に於いて大いに議論された。一九三四年の議會に於いては、地帯法提
 案者セラード氏は議會がこの「製造及び展示」ということに拘泥して外國貿易地帯法を否決することを恐れ、これを禁止
 事項として成案し、これによつて漸く國會を通過したという因縁つきの問題なのである。(註四)

凡そ、こゝに「製造」とは、地帯委員会の解釈によれば、原物が新しい品名となり、新しい性質に變じ、新しい用途
 に改められて、別箇の關稅品目に列するような作業をいうのである。(註五)しかし、これを確定的に定義することは困
 難であり、且つ疑問を生じることが予想されるので「企圖された作業が地帯法に認められたものかどうか疑わしいとき
 は、申請書を稅關長に差出して裁決を求めその指令を受けなければならぬ。申請者がその裁決に対して不服があると
 きは、委員会に訴願することができる」(財務規則八條C)という規定を設けている。前述の「處理」の意義の擴張は多く
 この規定に基づき委員会に訴願して勝ち得たものである。

地帯内に於いて商品を展示することも地帯法によつて禁止されていた。茲に「展示」というのは元の地帯規則による
 と展覽台 (Display counters) 又はその他の様式による商品陳列となつており、これは地帯内に於いて公衆を相手に
 商業を営む意義を含んでいるから、國內商業の妨害となるというわけである。しかし、この地帯規則に於いても善意の
 買手が貨物を検査し見本を抽出することは差支えないと規定していた(地帯規則八條八〇一)。

製造及び展示の禁止事項については、セラール氏は当初から熱心な反対論者であり、終戦後に於けるニューヨーク外國貿易地帯の著しい発展に伴い、益々地帯内に於ける製造及び展示の必要を痛感し、毎議会その禁止事項徹底の運動を続けて来た。又、ニューヨーク外國貿易地帯運営公社、その他関係団体もこの運動を熱心に続けた。委員会もこれに對して深い関心を持ち、その年次報告書には常にこのことに触れている。例えば、一九四六年三月七日付委員会報告書に於いては「現行法は外國貿易地帯での製造と展示は禁止されている。しかし、この禁止を解くことは議会ではまだ決定に至っていない」と報告し、更に公私の會議に於いて製造及び展示を許す運動が盛んであることについて次の如くに詳細に報告している。「中央及び地方の商業団体、市民団体等から頻りに地帯内に於ける製造及び展示を許可するよう希望が陳情されている。第六継続年度に於ける第三十二回アメリカ外國貿易協議會 (National Foreign Trade Convention) のニューヨークの地帯はかかる施設を持つべきことを裏書している。北西アメリカ貿易協會 (Northwest Trade Association) も、一九四五年六月二十六日ワシントン州スポケーン市 (Spokane) に於ける會合に於いて、外國貿易地帯は主義として製造と展示とを許すべきであると決議している。同様のことが、太平洋沿岸ポート・オーソリテイ協會 (Pacific Coast Association of Port Authorities) の一九四五年十一月サン・フランシスコ總會に於いて採択され、又一九四五年十月シカゴ市に開かれたアメリカ・ポート・オーソリテイ協會に於いても採択され、一九四五年十月プロペラ・クラブ (The Propeller Club of the U. S.) のニューヨーク市に於ける會合に於いても同様の提案が承認されている。」(註六)

又、一九四七年六月二十五日付委員会年次報告書に於いても、この許可運動につき次の如き報告を行つている。「一九四六年十一月ニューヨーク市で三日間開催された第三十三回アメリカ外國貿易會議に於いては外國貿易地帯にて製造

及び展示が許さるべきことを決議しており、又同年十月同じくニューヨーク市に於いて開かれたアメリカ商船協会 (The American Merchant Marine Conference) の年會に於いても、開港に外國貿易地帯を設け且つ地帯内では製造及び展示を許可する立法措置をなすべきことを決議している。これと同じ決議は、本年のアメリカ・ポルト・オーソリテイ協会のポストンに於ける會議に於いても再び行われた。(註七)

更に、一九四九年六月二十日付委員會報告書に於いても重ねて次の如き記述が見られる。「一九四八年十一月ニューヨーク市に開催された第三十五回アメリカ外國貿易會議に於いては、先ずサン・フランシスコの外國貿易地帯の新設を歓迎してその重要性を論ずるとともに、地帯内に於いての製造及び展示を許可するよう法律を改正すべきことを要望する声明を行つた。アメリカ・ポルト・オーソリテイ協会の第三十七回年會に於いても、又、一九四八年十一月ニューヨーク市で行われたアメリカ・プロベラー・クラブの會合に於いてもいづれも同様の決議を行つている。」更に、同報告書に於いては、每議會に提案されている關係法案につき次のような報告がなされている。「第八十議會の第二會期には議員バック氏 (Ellsworth Buck) とセラード氏から提出された下院議案六一五九号及び同六一六〇号の重複法案が審議に上つた。この法案は他の改正規定とともに、地帯内に於ける製造及び展示を許可する規定が含まれている。この改正意見は下院の財源調査委員會 (The Committee on Ways and Means) に於いて受理されたが、審議未了のまま休會となつてしまつた。法案提案者は次回にもこの法案を出すよう用意しつゝある。」(註八)

この許可運動は一九四九年中も各方面に於いて盛んに行われ、遂にこれが実を結んで一九五〇年六月に至り、セラード氏の改正法案が通過して、爾後前述のように地帯内に於いて製造及び展示が出来ることとなつた。但し、外國産原料を以つて製造された貨物を関稅地域に輸入する場合には、所定の関稅を支拂う外に、アメリカ関稅地域内にてそのものと

同様の商品を製造する際に課せられるあらゆる公課を支拂わなければならない。しかし、製造品を外國に輸出する場合には、正規の輸出手続を行うだけで、これらの公課を支拂うことを要しない。

(七) 船舶の出入発着。 船舶が地帯に出入するに當つては、一般開港に出入する場合と全く同じ取扱をなすことになつてゐる(財務規則二條)。即ち、出入港手續の簡略化とか、又は船内檢閲の緩和とか、その他ヨーロッパの自由港に屢々見られるような特典は、アメリカの外國貿易地帯では全然與えられていない。殊に、外國船舶が合衆國に於いて沿岸航路に従事することを禁じている建前は依然として地帯にもそのまま適用され、地帯から地帯へ、又は地帯と一般開港との間の輸送に従うことは許されていない(財務規則三條C)。

しかし、船舶に於ける荷役に関しては、特權商品については税関の監督に服さなければならず一般開港の場合と同じ取締を受けて税関への申告と許可とを必要とするけれども、その他の貨物即ち非特權商品については積卸について関税法の適用を受けずに、税関並びに地帯当局に対する單なる届出だけでこれを行うことが出来る(財務規則二條二項)。

(八) 地帯内の保安。 地帯内に於ける関稅確保を目的とする警察事務は一切税関收稅官の手にある。税関收稅官は又、外國貿易地帯委員會の現地出先機關として、地帯全域に亘る保安責任者でもある。従つて、收稅官には警察、衛生その他権力的行政の実施に當つては、州及び地方政府当局に協力を要請する権限が與えられている(地帯規則二條二〇二)。地帯内に於ける居住は禁せられている。但し、地帯委員會が必要と認めた官公吏又はこの代行者はこの限りでない。而して、地帯へ出入する者は、船舶を利用する者を除き、悉く所定の通用門を利用しなければならず、又それらの者は制規の服装若しくは徽章を佩用し又は識別票を所持していなければならない。

地帯に於ける税関執務時間は一般開港の場合と異なることは出来ない。しかし、税関以外の地帯運営執務時間について

は地帯運営者が任意に定めることが出来る。

(九) 外國貿易地帯の經理。地帯設置者は地帯の建設、管理、運営、維持に必要である一切の危険と費用とを負担しなければならない。従つて、地帯規則によると、地帯内にある政府財産の使用を地帯設置者に許容する場合でも、税関吏の地帯派遣に就いても、その費用は一切地帯設置者の負担となつてゐる。即ち、財務規則第十四條によると「地帯法及び財務規則に基づいて要求される税関業務維持のための必要経費は、地帯設置者から政府に辨償さるべきである。その支拂は毎月税関收税官に対して行われ、收税官はこれを関税徴收費の見返り受入金として合衆國財務省勘定に振込まなければならない」と規定してゐる。

外國貿易地帯の建設経営は設立者(公私人)自身の危険と費用とに於いて行われしめ、合衆國政府はこれに對し何等の補助を行わないという方針は、自由港運動の盛んであつた時代からのアメリカ政府当局の一貫した所信であつて、一九一九年、時の商務長官レッドフィールド氏(William C. Redfield)がワシントン州選出上院議員ジョーンズ氏(前出、ジョーンズ法案の提出者)に宛てた書簡の中に、自由港区の設置が必要であることを信ずる旨を述べるとともに、「外國貿易に従事する製造業者としての私の個人的経験から考え、又ヨーロッパに於ける自由港の運営を直接視察したところから見ても、將又、本省官吏のなした調査研究の結果に徴しても、政府監督下に市又は州の経費によつて自由地帯を設置せしめるといふ認可立法の方が望ましいといふ結論に達した。このやり方の最も重要な趣旨の一は、かかる法律は認可主義のみであるべきであり、且つ地方自治体が自由地帯の特権を獲得することを望むためには、その資金は自ら調達すべきであるということから出発してゐる。政府の認可には、この企画に金融を伴わしめる筋合のものではない」(註九)といつて、地帯設置者の自主自營を主張してゐるところから見ても明らかである。

外國貿易地帯は公共的ではあつても一個の企業であるから、その經費を賄う上から当然にその地帯を利用する者に対して使用料、賃貸料、手数料その他地帯の業務に対する報酬を求めることが出来る。但し、噸税は合衆國では我國と同じく國税となつてゐるから、ドイツ、スウェーデンの自由港のように、地帯当局がこれを課しこれを收めることは出来ない。公課の種目及び料率は、各地帯当局の企画するところであるが、この決定には中央の委員會の認可を必要とする。又、地帯内に於いて各種の業務を行う地帯運営者以外の私企業既ち Independent Contractors が課するところの料率は、地帯運営者である当局の許可を必要としている。現に、実施されている公課の種目は一般開港に於いて港灣当局の定めるところと大体同じである。即ち、

(イ) 地帯のサーヴィス(直接労働その他現場作業 Handling を含まず)としては、岸壁及び浮標のアレンジ、荷積場のアレンジ、積卸貨物のチェック、荷主から搬出貨物を受取り受取書を発行すること、荷受人に搬入貨物を引渡しし受取書を取ること、積込貨物に対して積荷目録、同明細書を作成し又は荷札を附すること、貨物の過不足又は損傷報告書を作成すること、鉄道トラック等の幹旋、荷主、荷受人に対して貨物、船舶に関する一切の通報をなすこと、地帯内の点燈などである。電燈などは原則として料金をとらないが、地帯利用者の特別の要求によるなど規定外の使用を許すときは電燈料を徴する。これらの費目はすべて種目、仕向仕出先、取扱商品の種類により細かに料率を定めてゐる。

(ロ) 船渠料(Dockage)は、船舶が地帯内水域に碇泊した場合に船舶に対して課せられる料金であつて、アメリカでは岸壁使用料(Wharfage)を Dockage とつており、貨物の積卸その他の作業をしなくても課せられる。これは地帯によつて多少異なるけれども、地帯内で何等の作業も行わず従つてサーヴィス料も支拂わない場合には碇泊が一日未滿でも二十四時間分の船渠料を徴收し、サーヴィス料を支拂つた場合には毎四時間單位を以つて計算するように定め

られている。

(ハ) 労務費及び施設使用料は貨物の積卸、運搬、庫出入等にトラック、クレーン等の地帯施設を使用したとき支拂われる公課であつて、機械類はその規模と使用時間とで異り、労務費は基準賃銀別に平日(午前八時乃至午後五時)、超過勤務、休日勤務等で異つてゐる。地帯労働賃銀は、他の港湾労務に比べ多少高いようである。

(ニ) 保管料(Storage)は地帯当局が管理する倉庫に貨物を保管した場合に課せられる。これは課物の種類、包装、大きさ、期間によつて料率を定めてゐる。

以上の外(ホ)荷積場使用料、(ト)上屋使用料などが一般的種目であり、地帯によつてはその業務内容の定め方によりこの他にも各種の手数料、使用料を課してゐる。しかし、総じて地帯収入としてはどこでも船渠料が最大であり、次いで倉庫貸室料、貸地料、保管料、設備使用料などがこれに次いでゐる。(註二〇)

水先案内、曳船、荷役、小運送などは、いづれの既設地帯でも独立請負業者(Independent Contractors)の業務となつており、地帯当局はこれを運営してゐない。よつて、これらの料金は業者の収入であつて、地帯運営者はこれらの私企業者との契約によつて營業權賦與に対する報酬金を収入としてゐるだけである。

尙、地帯内に於ける各種の処理、製造、展示などの作業は、荷主の負担に於いて自由であり、作業そのものに就いては地帯は何等の料金も課さない。唯、作業場、展示場の使用、地帯施設の利用、当局の労費を煩わす特別のサーヴィスに対しては規定により、又は特別の契約に基づき料金をとることになつてゐる。

次に、地帯支出の主たるものは、借地借家料、派出税関吏の俸給、地帯職員俸給、労務者給料、事務費等である。総収入から総費用を差引いた純益は、各地帯の定款に基づいて処分される。但し、この定款は中央の委員会の承認を

必要としているから、地帯当局が恣意的に処分する恐れは防げるわけである。

ニューヨーク外國貿易地帯は、開設後数年にして既に利益を挙げ、最近は相当の純益を残すまでになつたことは後に記す通りである。その他の地帯はまだ赤字を出しているけれども、これは開設後尙日が浅く創設に係わる経費が多いとともに、まだ一般の地帯利用が少いためである。しかし、委員会に対する地帯設置申請の際の計画を見ると、いづれも数年を出でずして收支均衡になるように記されており、且つ委員会はこれを検討して許可を與えたのであるし、ニューヨークは既にその計画を実現し、ニューオルリーズも開設後二年にして赤字を大分減じている事実を見ると、いづれの地帯も計画通りには行くものと見込まれている。アラバマ州モバイル港の地帯のように、開設後僅か六ヶ月の経験でその損失の多いのに驚き解散してしまつたところもあるし、ロサンゼルスの地帯のように、始めから損失を覚悟して十年計画でその財政均衡をはかり、その間一切の損失は市に於いて負担するという、極めて熱の高いところもある。これは、外國貿易地帯は企業ではあるけれども、公共施設であるという一事が特に強く認識されているからであるといえよう。

- (註一) New Profits to Foreign Traders, edited by Port of Seattle Commission, 1950.
- (註二) Foreign-Trade Zones Board, Annual Report to Congress, June 20, 1949.
- (註三) Document released from U. S. Department of Commerce, Office of International Trade: OIT-331, March 10, 1949.
- (註四) S. S. John, Jr., How to Use a Foreign-Trade Zone, 1949, p. 4.
- (註五) —, p. 7
- (註六) Foreign-Trade Zones Board, Annual Report to Congress, March 7, 1945, p. 7.
- (註七) Foreign-Trade Zones Board, Annual Report to Congress, June 25, 1947, pp. 7, 8.
- (註八) Foreign-Trade Zones Board, Annual Report to Congress, June 20, 1949, p. 10.
- (註九) Roy S. MacElwee, Port Development, 1925, p. 421.
- (註一〇) 53rd. Annual Report, Board of Commissioners, Port of New Orleans, 1949.

第四節 合衆國に於ける外國貿易地帯の活動

一九三六年一月二十九日に設立許可を受け、一九三七年二月一日から業務を開始したニューヨークの外國貿易地帯第一号は、本格的な活動に入らないうちに、第二次大戦が勃発してアメリカもこれに突入し、折角外國貿易地帯としての施設が完備したにも拘わらず軍事用施設として接收され、地帯はステータン島ステープルトン港からマンハッタンのノース・リヴァー沿岸に移轉せしめられて、戦時中及び終戦後も此処で業務を行わなければならなかつた。一九四五年十一月ステープルトン港の地帯中第十六突堤だけが軍に於いて不要となつたため、まずこれが返還され、依つて同年十二月十二日ノース・リヴァーの地帯のうち一突堤の施設だけを此処に移して、業務の一部をこゝで営むこととなつた。即ち、地帯はノース・リヴァー沿岸とステープルトンとに分離して行われることになつた。更に、一九四六年十月十七日にはステープルトン港地帯の第十五突堤の接收解除が行われ、同時に委員会はノース・リヴァー沿岸の第七十二、七十三、七十四の三突堤の地帯使用を中止せしめた。即ち、開設当初ステープルトンに於いて使用していた五突堤のうち二突堤のみしか使用を許されず（この外スマトラ・タバコ倉庫を使用す）三突堤は軍用に供されている。一九四九年中に発せられた委員会命令の中にはまた軍用三突堤が返還されたという命令は出ておらず、只地帯当局からは商務省宛に頻りに地帯の狹隘を訴えて三突堤の利用許可を希望しており、且つ軍当局も極めて近い将来これを返還する計画が立てられつゝあるというだけの情報しか入つていない。一九五〇年再び準戦時体制に入つたため、三突堤の返還が行われたか

どうか不明であるが、若し、ヨーロッパ方面に於ける國際情勢が急変するようなことがあれば、一旦返還したとしても再び軍によつて接收される可能性が濃厚である。

このように、ニューヨーク外國貿易地帯は戦時中その活動が著しく阻害されていたが、それにも拘わらず、その施設が優秀であることと、地帯制度が積換貿易に便宜であることのため意外な活況を呈し、一時は終戦後よりも遙かに大きな取引が地帯内に行われていた。即ち、第一に、戦時中は管理貿易であつたため正常な外國貿易ルートが殆ど閉塞されていたので、貿易業者にして積換貿易に従事するものが生じ、これが地帯に於いて行われたので地帯は案外な活況を見たのである。

即ち、戦時中では一九四一年が最も繁榮しており、貨物の取扱口数四、二六〇、一三六、八六〇噸、八八、〇〇〇、〇〇〇弗に及んだ。しかしその後戦争の苛烈となるに及び少しずつ減少して来ている。それでも一九四三年中に地帯に搬入された商品は一九四品目、相手國は五一ヶ國であり、そのうち外國へ再び積送された貨物は搬入商品に対して量に於いて四五パーセント、價額に於いて四四パーセントであつた。一九四四年にはこれが少しく減じて、一五六品目、五一ヶ國となり、再積送貨物も量に於いて二五パーセント、價額に於いて二七パーセントとなつてゐる。一九四四年に於ける取扱商品の品目を見ると、量に於いても價額に於いても蒸溜酒が第一であり、次いで時計及び部分品、タバコ、砂糖、綿糸、包装紙、綿織物、牛肉エキス、絨氈、葡萄酒、コーンミール、鱈、燻製練、アイボリー・ナット、皮革、家具、藥材、化粧水などである。そのうち、地帯内で処理を施したものは、タバコ（熟成、検別、手入、見本抽出、看貫、損葉除去、改装）、時計及び部分品（検査、取替）、蒸溜酒（検査、見本抽出、再調査、栓、計量、標紙貼付）、皮革（検査、選別、改装）、家具（検査、分別、駆蟲消毒、改装）、藥材（検査、改装）、化粧水（アルコール除去）などである。又此の

年に於いて地帯を通じての税関収入は一、〇〇〇、〇〇〇弗を超え、戦争の最も苛烈であつた年に於いてさえ、又、ノース・リヴァーの甚だ狭い地域での業務であつたのにも拘わらず、これだけの活動をなし得たということは、直接輸出入のルートが困難となつたため、却つてこれが地帯に幸したとも見ることが出来よう。

第二には、戦時中ヨーロッパに於ける市場は殆ど壊滅してしまつたため、これがアメリカに移り、制度及び施設の上で最も便益の多い外國貿易地帯が市場として活用されたことである。例えば、英、独、佛に於ける毛皮市場は戦争によつて全くその機能を失つてしまつたので、世界最大の消費地であるニューヨークにこれが移り、ヨーロッパ各地の毛皮はニューヨークの而かも外國貿易地帯の倉庫に多く集り、地帯内で藏置、検査、処理及び競賣が行われて、地帯は宛然毛皮市場の觀を呈するに至つた。この状態は終戦後も続き、地帯当局及びニューヨーク商業會議所は、この毛皮市場は永くニューヨークに定着するものと觀測している。

今一つ戦時中に起つた著しい現象は、従来アメリカが余りタッチしてゐなかつたタバコの市場が地帯内に出来上つたことである。即ち、戦前は蘭印タバコの市場としては英國、独逸及び和蘭が中心であつて、アメリカへはジャワ、スマトラのタバコは直接輸入されてゐなかつたが、戦争のためロンドンに送られた大量の蘭印のタバコはニューヨークに移送されて来て、地帯内に藏置され、こゝで幾段階かの処理が加えられ、見本が抽出されて、國內に輸入され又は國外に販賣された。その後ジャワ、スマトラから直接に地帯に送られて来るようになり、これが年々に増加して地帯には今や蘭印タバコの市場が出来上つた。この市場もまた永くニューヨークに定着するだろうと地帯当局は觀測しており、若し地帯内に於ける製造、展示が許されるに至るならばこれは一層に確實であるというのが当時の意見であつた。

第三に、戦時中の地帯は軍需品の積卸場として極めて能率的に利用された。これは貨物の藏置、荷役、運輸の便が他

の港域よりも遙かに優秀であることに基いたのであつて、税関收税官の報告によると、戦時中はこの地帯利用のために一七三隻の汽船と三、八八七隻の艇とが発着して荷揚荷卸をなし、又修繕、発航準備などをこゝで行つたという。又、戦時中に於ける極めて特異な作業としては、アルゼンチン及びブラジルに抑留されていたドイツ俘虜のため、私用品が赤十字社から地帯に送られて来て、こゝで個人別分類が行われ、改装して、アルゼンチン及びブラジルに廻送されたというのである。

終戦後に於けるニューヨーク外國貿易地帯の事情は著しく変化した。戦時中は政府の管理下に於いて貿易をなしていたので、地帯内では各政府機関の取扱貨物が充満し、僅かに戦時統制外である仲継貿易品のみが自由に取扱われていたに過ぎなかつた。しかるに、一九四六年に至り、これらの統制は大部分解除され、唯例外として WOF 63 に規定された貨物と輸出入割当で制限を受けている商品だけが統制されているだけとなつた。即ち、管理貿易体制は解かれて本末の民間貿易となつたわけである。

民間貿易に戻つてから最初に生じた現象は、地中海沿岸諸國から地帯に向けオリヅ油が樽入で送られて来て、これを地帯内で混合、濾過、鑷入して西半球諸國に再送されるという、今迄になかつた作業が行われたことである。このオリヅ油の搬入、藏置、処理、再送の作業は、その後も引続き確実に増加の傾向を辿つてゐる。又、当時は地帯内に於ける製造と商品展示とは法律によつて禁止されていたので、これに対する禁止解除の運動が盛に起つていたという事は前節に述べたが、地帯内に於ける貨物処理の或る作業も、税関がこれを製造と看做すことによつて許されなかつたものが、これを委員会に提訴することに依つて、この許可を勝ち得たものが多くあつた。即ち、機械等部分品の組立及び取付、搾油、油脂混和、糸布染色、混酒及び色付、藥材混成（例えばフクラシ粉製造）、成分抽出などがこれであつて、

製造と加工との中間を行く作業がこれに属していた。

これらの好條件が重なり戦後の地帯活動は躍進的に増大を見ている。一九四七年は貨物搬入量に於いては一九四〇年に次ぐ数字を示し、その價額と地帯収入とに於いては地帯設置以来のレコードを見るに至つてゐる。即ち、この年を以つて地帯の活動は完全に本格的になつたものといえよう。この年度には、貨物の受入口数は四、〇六二であつて一九四六年に比すると五五一口の増加であり、又この仕出國は七二ヶ國、貨物の種類は二九九品目であつて、一九四六年はこれが七五ヶ國、二二二品目であつた。一九四七年に再輸出された外國貨物は二五、一七六噸、一八、四二二、六二二弗であり、前年に比すると數量に於いて一三二パーセントの増加、金額に於いては五〇パーセントの増加を見ている。又、同年國內産貨物で地帯から輸出されたものは、六六、七〇九噸、四八、二九八、三二一弗であつて、これは前年に比すると量で一九七パーセント、金額で一三八パーセントの増加に當る。又、地帯から搬出された貨物は一〇一ヶ國に対し一三五、〇九五噸、一〇二、一五一、五六八弗であつて、このうち四二、三三〇噸、三四、三五〇、三九二弗は関稅地域への輸入であつた。搬出貨物のうち主なる商品は、錫（二一、七〇六、七八一弗）、絹織物（一〇、六二五、七四四弗）、タバコ（四、一〇四、一七〇弗）、アンチモニー（三、五七四、〇六三弗）、時計（一、四三五、三四六弗）などである。

主要仕出國を搬入價額順に示すと、日本、中國、スイス、蘭領東印度、ブラジルなどであり、搬入噸數量順に示すと、カナダ、日本、ブラジル、中國、イタリー等である。主要仕向國は搬出價額順によると、ブラジル、ヴェネズエラ、フィリッピン、コロンビア、アルゼンチンなどであり、これを噸數の順序によると英國、ギリシヤ、ヴェネズエラ、ブラジル、フィリッピン等となる。

一九四七年に於いて地帯内にて処理を施された貨物は、写真機（検査、類別、改装）棉花（見本抽出、改装、商標捺

印)、毛皮(検査、洗浄、改装)、家具(検査、分別、改装、駆蟲消毒、競賣)、藥材(検査、改装)、酒類(検査、改装、点火検査、標紙貼付、再配合、計量、栓)、タバコ(検査、見本抽出、手入れ、類別、格付、再装)、毛織物(検査、目錄作成、見本切断)、時計(目錄作成、組立、再輸出向改装、生産地名刻印)、ダイヤモンド(検査、改装、台から取りはずす作業)、銀器(検査、原産地名刻印)、ブラジル・ナット(選別、見本抽出、包装、色付)、鋳物(見本抽出、改装)、糸布(検査、改装、見本作成)、染料(検査、改装、マークを改めること)などである。

以上の地帯本末の作業の外、一九四七年には始めて特別な業務が行われた。それは國際避難者救済協会(The International Refugee Organisation)の地帯に於ける活動がこれであつて、独逸に於いてナチスから連合軍によつて取返された掠奪品である貴重品一、一八七包を地帯内に保管し、これを國際連合の顧問委員会の意見に従つて地帯内で分類区分して競賣に付し、益金を前記協会に渡され、独逸にある帰還不能者に対する救済金として使用された。

一九三八年以降のニューヨーク外國貿易地帯の活動を統計によつて示すと次の通りである。

貨物輸入(ニューヨーク外國貿易地帯)

年 度	口 数	噸数 (2,000 lbs.)	價額 (in \$)
1938	1,285	38,895	5,752,071
1939	4,345	100,845	39,082,000
1940	2,952	215,658	83,431,000
1941	4,216	136,860	88,623,194
1942	2,378	45,542	36,894,635
1943	2,603	36,876	25,212,174
1944	1,817	32,579	22,620,356
1945	2,103	34,126	25,914,717
1946	3,511	84,583	69,287,910
1947	4,052	146,530	119,648,359

アメリカ合衆國の外國貿易地帯

アメリカ合衆國の外國貿易地帯

貨物搬出 (ニューヨーク外國貿易地帯) (噸=2,000 pounds)

	1939		1940		1941		1942		1943	
	噸	價額 (\$)	噸	價額 (\$)	噸	價額 (\$)	噸	價額 (\$)	噸	價額 (\$)
1. 外國產貨物再輸出	9.433	652.000	70.288	13,234.000	24.194	9,865.499	31.237	12,817.244	16.685	14,453.355
2. 外國產貨物輸入	52.542	7,849.000	70.847	15,572.000	60.217	31,016.307	31.644	18,253.468	20.606	18,660.561
3. 國內產貨物輸出	10.284	16,348.000	67.121	48,835.000	22.177	27,157.891	8.651	6,204.805	165	49.433
4. 國內產貨物輸入	985	63.000	2.534	275.000	4,523	684.459	1,345	203.109	1,310	312.051
5. 内外混合貨物輸出	—	—	—	—	959	251.618	1,158	315.737	—	—
6. 内外混合貨物輸入	—	—	—	—	8,901	4,039.085	13,174	6,147.833	468	1,494.365
	73.245	24,912.000	210.790	78,918.000	120.971	73,015.860	87.209	43,942.196	39,234	34,959.765

	1944		1945		1946		1947		
	噸	價額 (\$)	噸	價額 (\$)	噸	價額 (\$)	噸	價額 (\$)	
1. 外國產貨物再輸出	7.025	6,213.189	8.472	6,994.416	10.847	12,213.004	25.175	18,412.622	1
2. 外國產貨物輸入	21.285	16,407.895	11.324	13,634.589	33.571	21,880.803	36.824	31,941.531	2
3. 國內產貨物輸出	157	260.261	1,334	1,517.735	22.447	20,220.658	65.709	48,298.321	3
4. 國內產貨物輸入	3,587	842.968	4,264	2,111.268	317	749.229	1,644	1,305.085	4
5. 内外混合貨物輸出	180	7.355	1,312	845.604	1,835	2,910.526	890	1,090.233	5
6. 内外混合貨物輸入	249	177.064	214	124.173	2,245	1,081.905	3,852	1,093.776	6
	32.483	23,908.732	26.920	25,228.785	71.263	59,055.126	135,095	102,151.558	

(註) 輸入は地帯より関稅地域への搬出 輸出は地帯より外國への搬出を意味する。内外混合貨物の大部分は外國產貨物の内容を國內產容器に再
 改装したるものである。

(Source) Foreign-Trade Zones Board, Annual Report to Congress. (Washington, D. C., 1943-1949.)

Foreign-Trade Zone No. 1, Annual Reports. (New York, 1942-1948)

以上の統計に於いて見るように、ニューヨーク外國貿易地帯の活動は、一九四七年に至つて極めて著しい發展をなしている。ところがここに、予測しなかつた注目すべき一の現象が生じて来ている。

凡そ、一九三四年地帯法が設けられるに至るまでの運動の過程に於いては、各方面の識者は挙つてその利害得失を論議したが、その利点として挙げられたところは多く貿易の技術上若しくは手続上の簡素化とか、仲継貿易の振興とか、殆ど古来ヨーロッパに於いて自由港の便益として説き盡されたところを一步も出るものではなかつた。例えば、外國貿易地帯の利用方法を説いている最も新しい出版物である Sterling St. John, Jr., How To Use A Foreign Trade Zone, 1949. に於いてさえ、地帯の利益として挙げているところは、

(1) 通関手続が省略される。(2) 保税及び関税のための多額の費用が省ける。(3) 再輸出、積換貿易を増進する。(4) 委託市場を發展させる。(5) 往復航の船腹を平均化する。(6) 藏置期間の無制限。(7) 関税、消費税の課せられるもので貯藏中に減量し易き商品にとり有利。(8) 関税に対する金利を節約出来る。(9) 國內法で規格の定められた輸入品は地帯内処理で適格化できる。(10) 荷主はその貨物を常時自らの管理の下に置ける。(11) 施設が優秀であるから荷捌き、移動の費用が節減される。(12) 船舶は迅速に発着、荷役をなし得る。(13) 従つて、港費も節約し得る。

と、いう十三点である。これらの利点はいづれも、既に多くの識者から説かれたところであつて、ヨーロッパ各國にある自由港区が早くからこれを實現している。

しかるに、ニューヨーク外國貿易地帯が開設され活動を始めてから、当初誰も予想しなかつた興味ある現象が生じて来た。それは小輸入業者の勃興ということである。元来、どこの國でも輸出入業は小資本を以つてしても営むことがさ

て困難でなく、従つて小資本の輸出業者は数多く存在しているけれども、輸入業は取扱商品が多くの場合原料であり、従つて大量貨物の買入に当る場合が多く、且つ対外信用の高いことも必要であるため、勢い大資本を以つてしなければならぬ。アメリカでもこの事情は略同じことであつて、輸入業は大体大資本を以つて営まれており、小資本の業者はこれに介入する機会が極めて少い。しかるに、ニューヨーク外國貿易地帯が設けられるに及び、大輸入業者に依つて、又は海外生産者によつて各地から輸入される大量貨物（主としてコロニアル・プロダクト）は先ず地帯内に搬入され、ここに藏置中にこれを國內の商人が小口買付をなして、或は國內に消費のための輸入をなして賣捌き、或は海外殊にヨーロッパの顧客に再輸出するなどの商業の途が開けたのである。大輸入業は常に巨費を投じて海外の主要市場を訪問し、又は海外に支店出張所を設けて、自家用の分量のみでなく余分のものを小製造業者又は小商人のために買付けて、これを地帯まで輸送して来る。更にアメリカ貿易界にとつて重要なことは、海外の生産者が地帯へ自ら輸送して来たものを地帯内で自ら販賣し、國內の小商人が直接これを買付けるといふ、いわば小口輸入が盛に行われ始めたことである。

この現象は先ずタバコの取引に於いて現われた。戦前に於いては二三の大タバコ輸入業者又は卷タバコ製造業者が毎年和蘭に出張してスマトラ・タバコの大口買付を行い、これをニューヨークに輸入して製造、販賣、再輸出を行つていた。しかるに、戦争になつてから蘭印の生産者がヨーロッパ市場をニューヨーク外國貿易地帯に続々と移し、このため小資本のタバコ商人や製造業者がここで始めて生産者から直接買付ける機会に恵まれることとなつた。このことはアメリカの小資本の業者にとつて、従来よりも安いコストで買付けることが出来ることとなり、生産者は従来よりも高い價格で取引することが出来るようになったといふわけである。従来、タバコ輸入は小資本の業者にとつては小量買付が不経済であるばかりでなく、たとえ後日再輸出をしようと思つていても輸入に際しての戻税に関する複雑な手続やこれに

伴う担保とか附加保険料とかの費用が重むために、直接輸入などは思も及ばなかつた。地帯が設けられてからは、小資本の業者は大資本の業者と全く同等の條件で國際商業に参加し、準独占的であつたことから生じる弊害も除去されたわけである。この新事態は他の商品例えば砂糖、コーヒーなどについても徐々に現われて来ている。このため、ニューヨークには最近この種の小輸入業者が著しく増加しつとあると傳えられており、ワシントンの外國貿易地帯委員会も、この予期しなかつた現象を以つて、地帯は國內商業のため甚だ重要な分野を開拓した、と関心を注いでいる。(註一)

地帯が設置されるまでは、自由港区乃至は外國貿易地帯は海運界のためにも利益するところが甚だ多いように、各方面に於いて唱道されたものである。しかし、ニューヨーク外國貿易地帯の經驗によると、今までのところ合衆國海運も外國船舶も地帯内に於いて著しい活動を見るまでに至つていない。これには次の理由が認められる。

第一には、地帯法によれば、船舶の出入港については貨物の場合と異り地帯として特別な待遇を與えていず、手続、監督及び港費につき一般開港に於ける場合と全く同じ取扱をしていふことである。このため船舶自体は地帯に対して必ずしも魅力を持つていないわけである。

第二には、戦争によりニューヨークの地帯は移轉させられ、且つ埠頭も極めて制限されていたといふことである。

第三には、外國船舶にまだ地帯の宣傳が行き届いていないことである。

第四には、一九四七年度委員会の議会報告書の述べているところであるが、近年に於けるアメリカ一般海運事情によることであつて、戦前未曾有に膨脹していたアメリカの商船隊は、その余剰船舶の大部分を國家の補助を受けて内國航路に従わさせていたが、戦争により大部分が外國航路に轉用されるようになり、沿岸航路は寂れて國內貿易は主として陸上運送による部分が大きくなつた。終戦になつてもこの慣習があまり改まらず、殊に荷役その他の港費がかさんでい

る今日、沿岸航路は昔日の俛がない。即ち、海運界の不振が地帯利用にも影響しているので、これは一般開港にも通じる現象であるというのである。しかし、沿岸航路の船舶をも地帯に吸収することは些か無理ではないかと考えられる。海運界の不振はたしかに理由となるけれども、それにしても貨物ほどに船舶が利用していない点が問題となるわけである。

委員会の報告書によると、ニューヨーク地帯に入つて来た外國貿易船は、一九四四年、一九四五年とも僅か各一隻であり、貨物の多くは地帯外から舩による荷役と陸上輸送によるものであつた。これが、一九四七年には外國貿易船の入港は一〇隻、一九四八年には二五隻となつている傾向から見ると、地帯開設当初に期待していたほどの活動ではないけれども、今後次第に増加して行くものと見られる。

ニューヨーク外國貿易地帯の活動を經理の面から見ると、最初の二年間は欠損であつたが、一九三九年以後は年々に純益を増し、一九四一年を以つて最高の純益を記録している。その後は収入減と経費増とのため減退し、一九四五年には最低記録を示しているが、爾後これを回復しつつある。これは、収入は大に増しているけれども経費がこれ以上に増大しているためである。しかし、地帯はもともと純益を挙げるのが唯一の目的ではなく、外國貿易の振興に資するところがあれば收支均衡の程度を以つて満足すべきである。この点からいえば、ニューヨーク地帯は自主財政が完全に確立しつつあるというだけでも、まず成功であるといわなければなるまい。

次に、ニューヨーク地帯の收支計算を掲げた。但し、次表中の経費は各種の運営費の外に税関のサーヴィスに対する実費辨償（大部分は出張税関吏の俸給）が入つてゐる。又、純益は施設改善又はそのための積立金に当て、猶余剩あればこれを市財政に繰入れることになつてゐるけれども、その処分の詳細については手許に資料がない。

取扱つていた種類の商品が大部分である。その仕出國は、アルゼンチン、ブラジル、中國、キューバ、和蘭、ホンデ
ラス、印度、メキシコ、ノールウェイ、蘭印、ポエルトリコ、スコットランド、スエーデン、ポルトガルであり、又、
アメリカ合衆國の外國貿易地帯

関税收入

ニューヨーク外國貿易地帯

年 度	関 税 收 入
1941.....	\$ 2,867,352
1942.....	1,998,852
1943.....	11,285,623
1944.....	17,211,750
1945.....	5,631,156
1946.....	2,725,144
1947.....	8,222,020

Source: F. T. Z. Board, Annual Report to Congress, 1943-1949.

蠟、セメント、リンター等であつて、従来ニューヨークリンス港で輸入品として
粉、エンジン・オイル、米、壁板、マホガニー材、自動自轉車、コルク板、小麦
葡萄酒、ブラジル・ナット、自動車、トラック、乾血、ドラム罐、肝臟、穀粉、
タンピコ纖維、牛肉罐詰、寶石、ジュート、粗麻布、バンダン帽、アルコール、
アップル、同果汁、機械、タバコ、家具、小豆、サイサル綱、コーヒー、錫、棉花
〇、〇〇〇弗に上り、これらのうちには、チョコレート、鰯、ウイスキー、バイナ

総收入・総経費並に純損益

ニューヨーク外國貿易地帯運営公社

1938-1947 (in \$)

年 度	総 收 入	総 経 費	純 損 益
1938.....	69,086	116,508	-47,422
1939.....	256,838	206,096	50,742
1940.....	518,454	438,564	79,890
1941.....	691,329	428,385	262,944
1942.....	575,349	465,469	109,880
1943.....	513,785	385,736	128,049
1944.....	479,900	447,748	32,152
1945.....	518,683	508,163	10,520
1946.....	809,443	710,505	98,938
1947.....	922,754	790,767	131,987

Source: Foreign-Trade Zones Board, Annual Report to Congress (Washington, D. C., 1943-1949). Foreign Trade Zone No.1, Annual Reports, (New York, 1942-1948).

又、地帯から関税地域に輸入されたために徴収した関税額は上表に示す通りである。

ニューヨークリンスの外國貿易地帯は、一九四六年七月十六日付の委員会告示によつて地帯第二号として設置許可が與えられ一九四七年五月一日に実際に業務が開始された。従つて、開設以来尙日が残るその活動状況も統計的にこれを示すほどに至つていない。それでも、報告書によると一九四八年を以つて終る初年度に地帯に於いて取扱われた商品は九、〇〇〇、

〇〇〇弗、翌一九四九年六月までの年度には凡そ一二、〇〇〇

仕向國は三十ヶ國の多きに達している。地帯内で行われた処理の主なもの、再装、ラベル貼付、マーク捺印、見本抽出、計量、罐詰替等であつて、ニューヨークで行われているような複雑な作業はまだ行われていない。只、ニューヨークの地帯が一般利用のため他の地帯に先立つて施した新設備に眞空消毒所 (A vacuum fumigation plant) がある。これは一九四九年四月二十一日に正式に委員会及び農務省から許可が與えられ、同年八月末から使用可能となつたもので、使用する藥品は揮発性水素シアン化物とメチル臭化物である。これは棉花、タバコ、支那甘蔗 (broom-corn、箒に製造する)、その他合衆國植物檢疫規則 (U. S. Plant Quarantine Restriction Regulations) に服従しなければならぬ農林産物資を輸入するに當つては、極めて適切な施設といふべきである。この施設は先ず蘭印タバコの消毒のために利用され、次いで棉花にも利用されたが、これは該当物資輸入のために大に期待し得るものと見られている。(註二)

ニューオルリーズ外國貿易地帯の経理は、ニューヨークのそれに比べると甚だ小さい(次表参照)。これは開設後まだ間もないということ考慮に入れる必要がある。

地帯を除くニューオルリーズ港の港灣收入(合衆國收入を除く)は一九四八年三、〇六七、一八八弗、一九四九年三、一八九、九三八弗となつてゐるから、地帯收入はこの凡そ四パーセントに當るわけである。開設以來二年間の業績としてはまずこんなものであろう。今後三、四年経てこの地帯が一般に認識されるに至れば、収入ももつと増加するであろうし、従つて收支の均衡を得ることも決して困難ではあるまい。

サン・フランシスコの貿易地帯は、一九四八年三月十日に設置認可、同年六月十日に業務開始となつた。そのため地帯活動は最近始めたばかりであるのみならず、開業早々数ヶ月に亘つて港灣労働のストライキがあり、その実績を挙げ

総収入・総経費並に純損益

ニューオルリーズ外國貿易地帯

	総 收 入	
	1948	1949
保管料.....	\$ 15.772	\$ 17.780
賃貸料.....	30.882	43.553
岸壁・上屋・埠頭使用料	62.833	66.923
機械等使用料.....	3.907	4.937
手数料.....	6.662	2.275
雑収入.....	20	927
総収入.....	\$120.076	\$136.405
	総 経 費	
運営費(給料等).....	\$ 49.544	\$ 52.889
行政費(役員俸給其他)	8.245	10.412
一般経費(賃借料 廣告... 費 保険料 消却費等)	94.082	95.776
総経費.....	\$151.871	\$159.077
(純損失).....	-\$ 31.795	-\$ 22.672

Source: Board of Commissioners, Port of New Orleans, 53rd. Annual Report for 1949.

ている処理作業としては、食用種子(主として香味料)の洗浄及び粉碎の処理で、設立当初からこれが盛に行われ、仕
 上品は関税地域内に輸入されている。又、この地帯の特長は太平洋岸にあるということであつて、このためニューヨ
 クには見られないアジア各地との密切な関係がある。即ち、第一に中國の戦乱から直接の影響を受け、中國に居住した
 アメリカ人の私有物である家具家財、身廻品等が中共によつて差押えられることを避けるために中國から地帯に搬入さ
 れて暫くここに藏置され、その後ここから無税でそれぞれの住所に積換輸送されたことがある。これは第二次大戦の折、
 ヨーロッパからの引揚者のためにニューヨーク外國貿易地帯が盛んに利用されたのと軌を一にする。第二には太沽から
 送られて来た支那絨氈及び骨粉など他に見られない商品が取扱われていることである。この外、メキシコから蛤鑛詰を

アメリカ合衆國の外國貿易地帯

る余裕がなかつた。しかし、開設式当日に既に地帯へポ
 エルト・リコからラム酒が搬入され、直ちにこれを日本
 に積送するという「作業第一」が行われ、次いでファイリ
 ッピンから同地に於いて陸揚不能となつた屑鉄が地帯へ
 入つて来て、これも直ちに英國へ積送するという仕事があ
 つた。かくて、一九四九年六月三十日までの期間には
 貨物の取扱口数五七、價額七五〇、〇〇〇弗、品目三〇
 種、仕出國一七ヶ國という大略の報告である。この数字
 は勿論同地帯の実力を示すものでなく、これを以つて將
 来を予想する資料とはならない。同地帯に於いて目立つ

地帯内でラベルを貼付して再輸送し、同じくメキシコからの棉実を南米へ積換輸送し、日本からの庭園用竹製熊手の藏置、修理、販賣が行われ、ラム酒を太平洋地域へ再輸出するなどの作業が行われた。

ロサンゼルスの外國貿易地帯はシアトルのそれと同時に、一九四九年六月三十日付で市の港湾委員会が外國貿易地帯委員会から外國貿易地帯第四号として設置認可を受け、同年九月九日に開設、同九月十四日から正式開業の運びとなつたのであるから、開設以来今日まで僅か一年ほどしか経過していない。同地帯の事務局長デイホフ氏 (Clancy Dayhoff) の報告によつても、今尙施設を整備中であつて、地域の拡張と設備の充実に努力しているようである。それでも第一年の最初の三ヶ月間に於いて貨物の搬入は一、二、三、六、四、六、七、弗に達し、この原産地は一ヶ國に上つた。又、貨物搬出は五、一、五、三、七、六、一封度であつて、且つ地帯に入つた船舶二隻、トラック一六、鉄道八九輛、地帯から出て行つたトラック五八である。ロサンゼルスの地帯が最も期待をかけている貨物は棉花である。即ち、最初の三ヶ月間に外國棉花四、二、九、六、九、四、二封度を受入れている。この外は殆んど少量商品であつて、寶石類、造花、陶磁器、パイナップル、化学藥品、時計部分品、塗料、コルク板などが取扱われたに過ぎない。

シアトルの外國貿易地帯も、ロサンゼルスと同時に外國貿易地帯第五号として許可を受け、ロサンゼルスよりも数日早く一九四九年九月一日に開設された。同地帯の設置運動のための文書や開設後の宣傳パンフレット類は既に多数表てゐるけれども、その活動狀況は詳かでない。

一九五〇年に開設された最も新しいサン・アントニオ空港の外國貿易地帯についても同様にその活動狀況はまだ不明である。

(註1) Foreign-Trade Zones Board, Annual Report to Congress, 1946, p.3-4.

(註1) United States Department of Commerce, Office of International Trade, OIT-356, April 21, 1949.

(参考文献類) 特種調査の参考

1. Foreign-Trade Zones Board, Annual Report to Congress; Washington D. C., 1943-1949.
2. Documents released from the Office of International Trade, U. S. Department of Commerce; 1946-1949.
3. Papers distributed from Clancy Dayhoff, Director of Public Relations, Port of Los Angeles; 1946-1949.
4. Foreign Commerce Weekly, 1948-1950.
5. 53rd. Annual Report, Board of Commissioners, Port of New Orleans, 1949.
6. Foreign-Trade Zone No. 1, Annual Reports (N.Y. 1942-1949)
7. Quarterly Report, for the Port of San Francisco, Board of State Commissioners for San Francisco Harbor.

(一九五〇年十月稿)

戦後日本貿易構成の分析

川田富久雄

一、序 説

二、商 品 構 成

(イ) 輸出商品構成

(ロ) 輸入商品構成

三、地 域 構 成

(イ) 輸出地域構成

(ロ) 輸入地域構成

四、結 語

(一) 序 説

戦後日本の貿易は戦前に比してその規模が著しく縮少した。円價にて表はされた輸出入金額を以てしては戦後のインフレーションのためにそれが戦前に比してどれだけの規模をもつものかは明白でないが、ドル價額で戦前及び戦後の買

戦後日本貿易構成の分析

戦後貿易價額の趨勢（單位 百万ドル）

昭	総 額			輸 出			輸 入			米國卸賣 物價指数
	價 額	指 数	修正指数	價 額	指 数	修正指数	價 額	指 数	修正指数	
5	1.907	100.0	100.0	920	100.0	100.0	986	100.0	100.0	100.0
6	1.541	80.8	95.6	720	78.3	92.7	820	83.2	98.5	84.5
7	1.045	54.8	73.1	504	54.8	73.1	541	54.8	73.1	75.0
8	1.229	64.5	84.5	601	65.3	85.6	629	63.7	83.5	76.3
9	1.702	89.3	103.0	825	89.7	115.0	877	88.9	102.5	86.7
10	1.868	98.0	105.8	936	101.6	217.7	933	94.6	102.2	92.6
11	2.084	109.3	117.0	1.034	112.4	120.2	1.049	106.4	113.8	93.5
12	2.563	134.4	134.6	1.199	130.3	130.4	1.364	138.3	138.4	99.9
13	2.183	114.5	125.8	1.113	120.9	132.9	1.070	108.5	198.4	91.0
14	2.400	125.9	141.2	1.330	144.6	162.1	1.070	108.5	121.6	89.2
21	409	21.4	15.3	103	11.2	8.0	305	31.0	22.1	140.0
22	697	36.6	20.6	174	19.9	11.3	524	53.1	30.2	176.0
23	941	49.4	25.9	258	28.1	14.7	683	69.3	36.3	191.1
24	1.415	74.2	41.4	510	55.4	30.9	906	91.8	52.8	179.4
25 1-11	1.548	88.9	47.9	704	83.4	44.9	845	93.5	50.3	185.8

戦後日本貿易構成の分析

（大藏省・財政金融統計月報第十三号）

易價額を比較して見れば規模の逕庭が明らかとなる。貿易総額は昭和五年を基準として、昭和二十一年には約二割、輸出は一割強、輸入は三割強に縮減した。昭和十四年に比べると二十一年は貿易総額は約六分の一、輸出は十分一以下、輸入は約三分一以下に低落した。

しかしながら、その後經濟の回復と共に價額は次第に増加を示し二十四年には総額指数七四・二、輸出指数五五・四、輸入指数九一・八となり、昭和二十五年暫定数字では総額指数八八・九、輸出指数八六・四、輸入指数九三・五となつていて、昭和二十五年にはドル價額でいえば昭和五年の水準の約九割に達したものと見える。（上表参照）

しかしながら更にドルの実質價値が昭和五年以来変化していることを考え、米國物價指数によつて之を修正すると昭和二十五年には実質的には昭和五年の約半分の水準にまで回復したといえよう。

世界貿易に於ける日本の地位につき戦前と戦後とを比較すれば戦前（一九三八年）に於て世界輸出額の三・四%、輸入額の

世界貿易に於ける日本の地位

	1938		1948		1949	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
総額	22,137 百万ドル	24,864 百万ドル	56,553 百万ドル	63,706 百万ドル	57,136 百万ドル	62,729 百万ドル
	3.4%	3.0%	0.5%	1.1%	0.9%	1.5%
日本	14.1	8.9	22.4	12.6	21.1	12.0
英國	11.6	17.9	11.7	13.1	11.9	13.4
フランス	3.9	5.3	3.5	5.4	4.7	5.2
西独	9.8	8.9	2.7	2.9	2.0	3.6
イタリア	2.5	2.3	1.9	2.3	1.9	2.4
カナダ	3.9	3.1	5.8	4.5	5.4	4.7
ベルギー	3.3	3.1	3.0	3.1	3.3	3.0
ルクセンブルグ						

(大蔵省 前掲書)

戦後日本貿易構成の分析

三・〇%を占めていたのが、戦後一九四八年には輸出額では〇・五%、輸入額では一・一%と激減した。しかし、一九四九年にはそれ〴〵、〇・九%、一・五%と僅かながらもその地位を向上させている。

更に戦後の貿易規模について見逃してはならない要素として米國の対日援助物資がある。これによつて自力で賄い得ないものを輸入して来ているのであつて、貿易規模は日本の経済的実力以上に増大しているのであることを知らねばならぬ。

輸入額に於ける対日援助物資の占める地位は昭和二十二年には七七%にも達したが、その後漸減し、昭和二十五年には四二%に低下した。かくの如く終戦以来、日本の貿易は次第に恢復しつつある。それは量的にも増大したが、質的に見てもその構成内容が多様化した。即ち極めて小数の商品が多数の相手國と取引されていた終戦直後の状態より、多種多様の商品が多数の國々と取引されるようになった。これは戦争によつて孤立した日本經濟が次第に國際經濟の組織の中に再び組み入れられて行くことを示すものでもある。

日本經濟が國際經濟に溶け込んで行くこの姿を数字的に表明しようとしたのがこの小稿の主要目的である。これを明らかにする方法として商品構成及び地域構成に於ける集中度の計算を行つた。集中度が低

輸出入額と対日援助物資金額 (千ドル)

	輸 出 (A)	輸 入			差 引		
		総 額 (B)	米 國 對 日 資 援 助 物 (C)	商 業 勘 定 (D)	(A-B)	(A-D)	$\frac{C}{B}$
昭20年9月 21年12月	103,292	305,493	192,893	112,600	-202,201	-9,308	63.14%
昭 22 年	173,657	523,562	404,433	119,128	-349,994	+54,439	77.24
昭 23 年	258,271	683,082	461,004	222,078	-424,811	+36,193	67.48
昭 24 年	509,700	904,617	534,597	370,019	-394,917	+139,681	59.09
昭 25 年 (1~10月)	619,014	772,090	326,022	446,095	-153,076	+172,919	42.22

(大蔵省 前掲書)

戦後日本貿易構成の分析

下することは分散度が大きくなることである。商品構成に於ける集中度の低下は單一又は小数商品中心の貿易より、多数商品が取引される貿易への発展を意味し、地域構成に於ける集中度の低下は單一國又は小数國に限られた取引先が多数國に拡大して行くことを示すからである。

常識的に云つて終戦以来今日まで貿易の品目が増大し、取引地域が拡大したことは經驗的に容易に知るところであつて、今更事新しく説くまでもないことであるが、戦前に比べてどの程度分散したか、他國と比べてどうかなどの問題になると容易に答えることが出来ない。そこでその程度を測定しようとしたのである。

貿易に於ける分散度や集中度の測定法としては従来も上位より第何位(例えば第十位、又は第二十位など)までの品目をとつてその合計を出し、合計の多い程集中度が高いとする方法が行はれたのである。(谷口吉彦博士「貿易統制の研究第二卷一〇二頁以下」)

こゝでは Hirschman が「國力と外國貿易構造」に於て行つた方法に従つて測定しようとするものである。(Hirschman: *National Power and the Structure of Foreign Trade* Pp88~100, Appendix p 159)

その算出方法は次の通りである。

いま a_1, a_2, \dots, a_n を A なる全体の構成要素とする。しからば $a_1 + a_2 + \dots + a_n +$

$$\dots a_n = A \text{ 即ち } \sum_1^n a_k = A \text{ となる。}$$

求めようとする集中度指数をCとすれば、

$$C = \sqrt{\sum_1^n \left(\frac{a_k}{A}, 100 \right)^2} = \frac{100}{A} \sqrt{\sum_1^n a_k^2}$$

構成要素たる $a_1, a_2, \dots, a_k, \dots, a_n$ を百分率を以て表すとすれば $\sum_1^n a_k = 100 = A$

従つて $C = \sqrt{\sum_1^n a_k^2}$ となる。

それ故にCの値を求めるには、構成要素を百分率で示し、その数字を自乗してこれを合計し、その合計を平方に開けばよいわけである。

この方法はさきの第何位までを加算する方法よりは複雑であるが、さきの方法では第何位までとるかということが恣意的であり、また第何位以下の要素の状態が考慮されないのに反して、この方法では全要素が計算に入ってくるから、この方法の方が全体を観察するのに適している。

集中度指数Cの値は構成要素の数をn、変化係数をvとすれば

$$C = 100 \sqrt{\frac{v^2 + 1}{n}}$$

にて表され、構成要素の数が少ない程、そしてまたその変化係数が大きい程大となる。

即ち、算術平均を $\frac{A}{n}$ 標準偏差を σ 、変化係数をvとすれば次の式が得られる。

$$\sigma = \sqrt{\frac{\sum_1^n \left(a_k - \frac{A}{n} \right)^2}{n}}$$

両辺を自乗して、 n 倍すれば

$$n\sigma^2 = \sum_{i=1}^n \left(a_i - \frac{A}{n} \right)^2 = \sum_{i=1}^n a_i^2 - \frac{A^2}{n}$$

両辺を $\frac{A^2}{n}$ で除し移項すれば

$$\frac{\sigma^2}{\frac{A^2}{n^2}} + 1 = \frac{n}{A^2} \cdot \sum_{i=1}^n a_i^2 \quad \dots\dots (1)$$

然るに $\frac{\sigma}{A} = v$, $C = \frac{100}{A} \sqrt{\sum_{i=1}^n a_i^2}$ 即ち $\sum_{i=1}^n a_i^2 = C^2 \times \frac{A^2}{100^2}$ であるから

$$(1) \text{ 式は } v^2 + 1 = \frac{n}{A^2} \times \frac{A^2}{100^2} \times C^2 \text{ 従つて } v^2 + 1 = \frac{n}{100^2} C^2$$

$$\therefore C = 100 \sqrt{\frac{v^2 + 1}{n}}$$

ただ此の方法ではウェイトの問題が考えられていないのが難点であるが、各國の貿易統計表に表示された百分率により貿易相手國別集中度の國際比較が容易に出るのが利点である。しかし、各國貿易商品別集中度（これはモノカルチユアーの問題とも關聯して國際經濟上興味ある問題であるが）の國際比較には注意を要する。同一國の異時的比較をするのであるならば商品の分類基準が一定しているから容易であるが、國を異にした場合には各國の商品別統計の分類方法が同一でなかつたり、項目の表示が漠然としている（例えば雜貨、纖維類、金屬鑛など）ために計算が困難である。しかし、この点は或る統一的な分類基準を以て別に分類を行えば解決し得ようが、相手國別の場合のように簡單には行かない。

集中度の測定の例を挙げて説明すれば、一國の貿易が唯一つの相手國と行はれるとすれば指数は $\sqrt{100^2} = 100$

である。

これと反対に無限に多数の國と均等の割合で貿易を行つているとすれば各國の占める割合は無限に小であり、従つてその自乗の和の平方根である集中度指数も無限小即ち零に近づく。

このように理論上は指数の上限は一〇〇であり、下限は零であるが、実際上は下限はドイツ、イギリスの約二〇前後が最低であつてそれ以下はなく、上限ではアイルランドの九七・二、ニュージーランドの八八、フィリッピンの八七、ポリビヤ、コロンビヤの八三などが最高である。(いづれも輸出國別集中度である)

いま一國が五十ヶ國と貿易し各國の貿易割合が均等である即ち各二%づつとすればその集中度指数Cは

$$C = \sqrt{50 \times 2^2} = 14.14$$

一四・一四となる。

また、A國が四〇%、B國が二五%、C國が二〇%、D國が五%、残り二〇%は二〇ヶ國が一%づつを占めるとすれば集中度指数は

$$C = \sqrt{40^2 + 20^2 + 5^2 + 1^2 \times 20} = \sqrt{2370} = 48.7$$

四八・七となる。

この場合、残り二〇%が單に統計上「その他」として表示されている場合にはさきのように之を一%づつ二〇ヶ國に分布するものと推定すれば指数は四八・七となる。残りの國の中には表示された最少の百分率を示す國(この場合ではD國)の示す百分率以上を示す國はない筈であるから、残りの二〇%は五%づつ四ヶ國に分布していると考えるところが最高限度である。即ち、

商品類別構成割合 (%)

	輸 出					輸 入				
	食料品	原料品	原料用品 製	全製品	雑品	食料品	原料品	原料用品 製	全製品	雑品
昭 10	7.89	4.42	26.91	58.07	2.71	7.79	60.98	18.96	11.58	0.69
11	7.56	4.70	26.60	58.06	3.08	8.33	62.88	17.24	10.65	0.87
12	7.81	4.19	25.65	59.83	2.52	6.65	52.72	28.95	11.12	0.56
13	11.16	3.91	24.99	58.35	1.58	7.48	48.65	26.35	16.82	0.69
14	12.03	5.05	26.60	54.23	2.04	7.93	48.33	29.62	13.62	0.50
21	9.3	15.5	61.9	13.1	0.2	40.8	49.5	4.9	4.6	0.2
22	6.9	16.7	21.2	54.9	0.3	52.7	19.7	10.3	16.8	0.5
23	5.4	7.9	28.1	58.5	0.1	47.9	24.3	8.1	18.7	1.0
24	4.5	3.4	23.9	67.9	0.3	43.1	34.0	11.7	10.0	1.2
25 (1~10)	6.6	3.1	26.2	63.2	0.9	39.0	47.0	7.3	5.0	1.7

戦後日本貿易構成の分析

大蔵省 (財政金融統計月報 第十三号)

$$C = \sqrt{40^2 + 20^2 + 5^2 + 5^2 \times 4} = \sqrt{2450} = 49.5$$

となる。

この場合を最低限度とすれば $C = 49.1 \pm 0.4$ となる。

従つて貿易統計上「その他諸國」と表示されていても集中度指數の算定が不可能ではなく、右のように大体の推定は出来るのである。

この方法に従つて戦後日本貿易の商品別、相手國別の集中度を測定し、戦前との比較及びその國際比較を行えば以下に示す結果が得られる。

統計は日本外國貿易年表、財政經濟統計年報、神戸商業大学商業研究所「重要經濟統計」大蔵省「財政金融統計月報」第十三集、國際連盟貿易統計年報、朝鮮貿易年表、台灣貿易月表等によつた。

(一) 商品構成

日本の貿易は外國より食料品、原料品を輸入し、工業製品を輸出するという工業國型をもつてゐることは戦前も戦後も変りはないが、戦後は戦前に比して食料品の輸入が激増したことが大きな相違点である。

輸出構成の国際比較(%)

	英 國			米 國			ド イ ツ			フ ラ ン ス			日 本		
	食料品	原料品	全製品	食料品	原料品	全製品	食料品	原料品	全製品	食料品	原料品	全製品	食料品	原料品	全製品
1930	8.4	11.2	77.2	14.6	36.3	49.1	4.0	2.04	75.1	13.7	23.3	63.0	9.0	41.0	48.2
1931	9.0	11.9	73.6	14.3	35.5	50.2	3.7	18.9	76.9	14.1	23.6	62.3	9.1	41.7	47.5
1932	9.0	11.9	75.3	15.7	37.2	47.1	3.5	18.0	78.2	14.8	23.1	62.1	7.6	39.3	51.3
1933	7.5	12.5	76.6	15.3	45.1	39.6	3.5	18.5	77.7	13.7	25.7	60.6	8.6	33.4	56.3
1934	7.7	12.4	77.0	12.3	50.3	37.4	2.8	17.5	78.1	14.4	29.0	56.8	8.0	27.8	65.4
平均	8.3	12.0	75.9	14.4	40.9	44.7	3.5	18.7	77.2	14.1	24.9	61.0	8.5	36.6	53.7

戦後日本貿易構成の分析

輸入構成の国際比較(%)

	英 國			米 國			ド イ ツ			佛 國			日 本		
	食料品	原料品	全製品	食料品	原料品	全製品	食料品	原料品	全製品	食料品	原料品	全製品	食料品	原料品	全製品
1930	45.5	24.0	29.4	21.8	35.4	22.6	28.5	53.0	17.3	22.5	55.8	21.6	13.5	69.0	16.6
1931	48.4	20.1	30.4	22.7	32.7	24.7	29.3	51.7	17.2	33.2	45.1	21.7	12.9	70.3	16.0
1932	52.9	23.5	22.5	25.3	30.7	26.2	32.0	51.7	15.6	36.8	44.4	18.8	11.2	72.9	15.4
1933	50.3	26.7	22.4	30.8	27.1	25.7	25.8	57.6	15.8	33.8	48.7	17.5	9.1	79.0	11.5
1934	47.4	28.6	23.4	28.7	28.9	22.2	24.0	58.4	16.8	32.3	49.3	18.4	7.7	79.7	12.1
平均	48.9	24.6	25.6	25.9	31.0	24.3	27.9	54.5	16.5	31.7	48.7	19.6	10.9	74.2	14.3

今、商品類別の構成割合を示せば右の通りである。

(註) 輸出に於ける原料品は除虫菊、真珠など、原料用製品は

綿織糸、生糸、人造纖維絲、毛糸、魚油、鯨油、鋼材など、

全製品は織物製品、機械製品など、雜品は動物などを含む。

輸入に於ける原料品は棉花、羊毛、麻、石炭、原皮類、ゴ

ム類など、原料用製品はなめし革、油粕、燐鉱石、原油及び

粗油、合成染料など、全製品は燃料油、グリース、医薬品な

どを含む。

日本の貿易商品類別構成は右の通りであるが、主要

工業國である英、米、独、佛とは等しく工業國といつ

てもどのような相違があつたかについて一瞥しよう。

(谷口吉彦博士「貿易統制の研究」第二卷八〇頁以下)

先ず日本を含めた五大工業國の戦前(昭和五―九年)の

輸出構成を見れば次表の示す如く、いずれの國も全製

品輸出が最大であり、原料品がこれにつき、食料品は

最小である。

英、米、独、佛等の諸國の輸出構成に比して日本の

その特徴をあげれば、原料品輸出は棉花の輸出國た

るアメリカを除くいずれの國よりも大である。これは

戦後日本貿易構成の分析

生絲の輸出が大であるからである。

次に輸入構成を見れば米、英、独、佛に比して日本の著しい特色は食料品輸入比率の甚だ低いこと及び原料品輸入比率の甚だ高いことである。この数字だけを見れば戦前の日本が他の工業國に比して食料の海外依存度が比較的少なかったと推定されるが、これは朝鮮、台湾に対する移出入が含まれていないからであつてこれを含めて計算すれば食料品の海外依存度は相当大となる。

主要輸出入商品構成割合(%)

輸 出		輸 入	
		昭11	昭24
綿織物	14.0	綿花	23.4
生糸	10.9	米	10.4
絹織物及絹織物部分	7.1	鉄羊類	5.9
機械及部品	3.6	羊毛	5.5
鉄類	2.5	油	4.7
罐詰食品	2.1	糖	4.5
メリヤス製品	1.5	豆類	2.9
磁器	1.4	化学肥料	2.5
綿織糸類	1.2	ゴム類	2.0
紙類	1.2	纖維素パルプ	1.8
玩具	1.0	木材	1.6
水産物	0.8	炭	1.6
人絹糸	0.8	小麦	0.9
石炭	0.6	油脂	0.7
セメント	0.5	とうもろこし	0.6
ガラス同品	0.5	燐	0.6
ゴム	0.4	銨	0.6
茶	0.4	鹽	0.5
魚油・鯨油	0.3		

(大藏省 前掲書)

戦後は食料の供給源であつた朝鮮、台湾の支配を失つたために食料の海外依存度は増大し、一方、原料の需要も今後増加するであろうから、輸入対策は益々重大となる。

次に主要輸出入品の品目及びその構成割合について戦前戦後を比較して見れば後に述べる如く、輸出では綿織物が戦前と同じく首位にあるが、戦前は綿織物と伯仲した生糸は戦後は低下して鉄類が二位に進出した。輸入では戦前首位を占めた棉花が戦後も依然として首位にあり、戦前二位にあつた米に代つて小麦がこれにづいてゐる。

本表は昭和十一年の数字については内地と朝鮮、台湾間の移出入を含めた割合を示している。従つて移出入を含まな

輸 出 商 品 構 成 (再輸出を除く)

1946年	1947年	1948年	1949年	1950年(1-9月)
総額 2,040百万円	総額 10,114百万円	総額 51,932百万円	総額 169,176百万円	総額 191,680百万円
生糸 39.0%	綿織物 28.2%	綿織物 21.4%	綿織物 28.1%	綿織物 26.2%
木材 9.6	生糸 7.0	生糸 15.9	鉄鋼 7.4	鉄道車輛 10.0
茶 9.2	木材 6.8	絹織物 7.1	機械類 5.4	鉄鋼 8.4
石炭 4.1	絹織物 6.0	石炭 5.5	生糸 3.9	人織織物 5.6
人絹糸・スフ糸 3.1	石炭 6.1	陶磁器 5.2	陶磁器 3.8	生糸 4.5
鉄道車輛 2.8	陶磁器 4.5	鉄鋼 2.7	絹織物 3.3	機械類 3.0
電氣機器・通信機器・同部分品 1.7	人絹糸・スフ糸 3.8	玩具 2.3	人絹スフ糸 3.1	絹織物 2.8
綿織糸・綿糸・綿線 1.5	綿織糸 2.6	人絹糸・スフ糸 2.2	綿糸 2.8	罐詰食品 2.7
毛織物 1.4	茶 2.3	機械類 2.0	人織織物 2.1	綿糸 2.7
ペニヤ板 0.9	ガラス製品 2.3	ガラス製品 1.7	玩具 2.1	陶磁器 2.4
絹織物 0.8	鉄道枕木 1.7	水産物 1.6	鉄道車輛 2.1	玩具 1.5
薄荷腦 0.8	毛織物 1.5	茶 1.4	茶 1.2	水産物 1.3
紙類 0.6	水産物 1.4	電球 1.3	罐詰食品 1.2	人絹糸 0.8
自轉車及同部分品 0.6	鉄道車輛 1.4	綿糸類 1.3	ホーロー鉄品 1.1	魚油鯨油 0.8
鉄道枕木 0.5	機械類 1.3	ゴムタイヤ 1.1	毛織物 0.9	ガラス 0.8
機械及同部分品 0.4	電氣通信機器 1.2	化学肥料 1.0	水産物 0.8	電氣・通信機器 0.8
セメント 0.4	罐詰食品 0.8	罐詰食品 1.0	メリヤス 0.8	石炭 0.7
水産物 0.4	マツチ 0.8	木材 0.8	魚油鯨油 0.7	セメント 0.7
寒天 0.3	紙類 0.6	メリヤス 0.7	光学機械 0.6	茶 0.7
麻織物 0.3	セメント 0.6	光学機械 0.7	ゴムタイヤ 0.5	木材 0.7
合成染料 0.3	自轉車 0.6	人織織物 0.6	自轉車 0.4	自轉車 0.6
毛皮 0.3	人織織物 0.5	ブランケット 0.6	毛糸 0.3	毛織物 0.5
マツチ 0.3	椎茸 0.6	魚油鯨油 0.6	紙類 0.3	メリヤス 0.5
綿織物 0.2	鮮果 0.4	帽子帽体 0.5	電氣機器・通信機器 0.3	ホーロー鉄器 0.5
	寒天 0.4	自轉車 0.4		

(大蔵省 前掲書による)

戦後日本貿易構成の分析

い七七頁の表の場合の商品構成とは結果が若干異つてゐる。米、砂糖、豆類など食料品が輸入品目の二割以上を占めてゐるのはそのためである。(本表の数字は筆者の計算とは多数異つてゐるが大体の傾向を示すものとしてこれをそのまま掲出した)

(イ) 輸出商品構成

戦後に於ける輸出商品の構成内容は終戦直後の一九四六年以末年を経るに従つて多様化して来ている。即ち、一九四六年に於ては生糸が輸出総額の三九%を占め圧倒的な比重を持つていた上、商品の種類も少なかつたが、年と共に取引される商品の種類が増加して来た。それと共に生糸の比率も低下して一九四七年には七%、四八年には一六%、四九年には四%となつてゐる。生糸に代つて綿織物の輸出が伸長し、一九四六年に僅か〇・二%に過ぎなかつた綿織物は四七年に二八%に達し、四八年に二二%に低下したが、四九年には二八%に増加し四七年以末首位を保つてゐる。

次に各年別の輸出商品の占める割合をその大きさに従つて配列すれば前表の通りである。

一九四六年には生糸、茶など農産物が優位を占めたが、四七年以後は綿織物など軽工業製品がこれに代り、四九年以後は鉄鋼機械類など重工業製品の割合が増大してゐる。このように一九四六年以末、輸出商品の構成は生糸に集中してゐた型がくづれて次第に多数商品に分散的となつて来ている。

戦前輸出商品構成 (A)

1929		1936	
生糸	30.0%	綿織物	14.9%
絹織物	17.8	生糸	11.0
紙類	6.1	絹織物・人絹織物	7.2
メッキ製品	1.7	機械類	5.2
陶磁器	1.7	鉄類	4.1
小麦産物	1.6	車輻及部	2.6
糖糸	1.4	罐詰メッキ	2.2
織物	1.4	鉄毛	1.9
機械類	1.4	織物	1.7
木材	1.3	木陶紙	1.4
鉄製品	1.2	織物	1.4
石炭	1.2	綿織物	1.3
履物	1.1	織物	1.2
帽子	1.1	織物	1.2
玩具	1.0	織物	1.1
茶	1.0	織物	1.1
	0.9	織物	1.1
	0.8	織物	1.1
	0.8	織物	1.1
	0.6	織物	1.1
	0.6	織物	1.1
	0.6	織物	1.1
	0.5	織物	1.1

(日本外國貿易年表、朝鮮貿易年表、台灣貿易月表による)

戦前輸出商品構成 (B)

1929		1936	
糸	37.1%	綿織物	18.3%
生綿織物	19.6	生糸	14.6
絹織物	7.1	人絹織物	5.7
陶磁器	1.8	鉄鋼	3.0
メリヤ	1.7	罐詰食品	2.8
精小麦	1.4	絹織物	2.6
小麦	1.3	機械類	2.1
生糸	1.3	車輻	2.0
罐詰食品	1.2	メリヤス製品	1.9
石炭	1.1	毛織物	1.7
水産物	1.1	陶磁器	1.7
帽子	0.8	綿糸	1.4
履物	0.7	紙類	1.2
豆類	0.7	人絹糸	1.1
ガラス製品	0.6	ガラス同製品	1.1
車輻	0.6	小麦粉	1.0
薬	0.6	鉄製品	0.9
植物油	0.4	帽子	0.8
魚油	0.4	履物	0.8

(神戸商業大学商業研究所重要経済統計による)

ことは貿易構成の質的な高度化として注目すべき現象である。

しからばこの数字を戦前に比較すればどうであろうか。

一九二九年及び三六年に於ける輸出商品構成を示せば、一九二九年に於ては生糸が圧倒的優位にあつたが三六年には綿織物が首位に進出した。その集中度を測定するに次の数字が得られる。(以下に於て、朝鮮、台湾に対する移出入を輸出に含めて計算したものを(A)、これを除いたものを(B)とする。)

これよりCの値を計算すれば一九二九年は(A)三五・八(B)四二・九を得る。又、一九三六年については(A)二一・九(B)二五・五を得る。これによつて二九年より三六年に至る間に輸出商品構成の集中度が低下したことを知る。

戦後日本貿易構成の分析

この場合に輸出商品構成に於ける集中度の測定を行つて見ると分散化の傾向を明瞭に看取することが出来る。

即ち、集中度指数は一九四六年には四一・八、四七年には三二・二、四八年には三二・三、四九年には三〇・九、五〇年(一九一九月)には二九・三となり集中度が低下して行く傾向を示している。また資本財の輸出が一九四六年より四八年にかけて五、六%の程度に過ぎなかつたものが、四九年には一五%に、五〇年(一九一九月)には二二%に増大している

戦後日本貿易構成の分析

英國重要輸出品構成

1936年			
綿織物	12.1%	織類	7.7
機械	6.7	炭	5.8
船舶	5.2	船舶	4.2
船舶	3.6	船舶	3.4
船舶	2.9	船舶	2.5
船舶	2.0	船舶	1.9
船舶	1.5	船舶	1.5
船舶	1.4	船舶	1.2
船舶	1.1	船舶	1.1

ドイツ重要輸出品構成

1936年			
機械類	12.5%	織類	8.1
織類	7.8	炭	6.1
炭	5.6	船舶	5.4
船舶	4.0	船舶	3.1
船舶	3.2	船舶	2.9
船舶	2.8	船舶	2.2
船舶	1.6	船舶	1.4
船舶	1.4	船舶	1.4
船舶	1.3	船舶	1.0
船舶	0.6	船舶	0.6

(國際連盟貿易統計による)

未だ戦前のドイツ、英國に比すべきではない。ドイツとイギリスでは綿織物など繊維製品が下位にあるのに対して、イギリスでは綿織物など繊維類が機械類と並んで重要性を有していることに大きな差異がある。

(口) 輸入商品構成

輸入商品の構成を見れば大体に於て棉花と小麦に集中している。終戦直後は食糧が大部分を占めたが最近では羊毛、ゴム、原皮、パルプなど原料品の比重も増加し、商品構成が次第に分散化して来ている。

一九四六年より一九五〇年(一九四九年)までの各年に於ける主要輸出品の占める割合を示せば次表の通りである。
各年の集中度指数を求めれば一九四六年は五〇・七、四七年は三〇・七、四八年には二六・四、四九年には二四・六、

即ち、生糸に集中していた構成が、綿織物、生糸、人絹織物などに分散して来たことを示している。
しかしながら、輸出商品構成を先進國たる英國、ドイツと比べると、此等兩國では分散度が高い上に重化学工業品の比重が極めて大きいのに比べて、日本では依然として軽工業品が中心であり、この点に重大な相違点がある。

戦後は一九四九年頃より重化学工業の輸出百分率が増大する傾向にあることはさきに指摘したとおりであるが、

輸 入 商 品 構 成 (再輸入を除く)

戦後日本貿易構成の分析

1946年	1947年	1948年	1949年	1950年(1-9)
総額 4,069 百万円	総額 20,264 百万円	総額 60,269 百万円	総額 284,360 百万円	総額 246,994 百万円
花食料 47.0%	小麦 18.5%	油 14.8%	棉花 15.6%	棉花 22.9%
食料 13.0%	油 15.9%	糖 13.0%	小麦 13.7%	小麦 17.7%
小麦 11.6%	棉花 11.7%	小麦 12.8%	油 7.1%	米 11.1%
麦粉 4.4%	化学肥料 8.7%	棉花 7.8%	炭 4.6%	化学肥料 4.3%
油 4.0%	化学肥料 5.3%	小麦 6.9%	麦 3.7%	砂糖 4.3%
とうもろこし 3.1%	燐 4.8%	炭 5.6%	大豆 3.5%	油 3.8%
塩 2.7%	大麦 4.4%	化学肥料 4.3%	化学肥料 3.5%	毛 3.6%
燐 1.8%	塩 3.7%	大麦 3.6%	塩 3.0%	豆 3.6%
化学肥料 1.2%	砂糖 3.3%	塩 2.8%	金属 2.9%	ゴム 3.2%
豆 1.1%	穀類 1.4%	金属 2.2%	米 2.8%	燐 2.1%
米 0.7%	豆 1.3%	羊毛 1.9%	羊毛 2.9%	大麻 1.7%
麦 0.1%	豆 1.0%	豆 1.8%	木材 1.8%	麻 1.4%
	採油用実 0.5%	燐 1.4%	ゴム 1.8%	パルプ 1.0%
	椰子油 0.2%	穀類 1.3%	パルプ 1.7%	採油用実 1.3%
	麻 0.2%	麻 1.2%	麻 1.1%	石炭 0.9%
		ゴム 1.1%	鉄鋼 1.1%	原皮 0.7%
		パルプ 0.9%	燐 0.7%	塩 0.7%
		米 0.9%	小麦 0.7%	とうもろこし 0.2%
		食料 0.6%	原皮 0.6%	ドラッグ 0.2%
		とうもろこし 0.6%	合成染料 0.6%	マイネサイ 0.2%

(大蔵省 前掲書による)

五〇年には三二・五と大体に於て低落の傾向にある。これは少数商品への集中が多数商品への分散に変わりつゝあることを示すものである。

輸入品を食料品と原料品とに区分して見れば、小麦、米、とうもろこしなど食料品の占める割合は一九四六年、四七年の五三%を最高として、四八年の四八%、四九年の四三%、五〇年の三九%と減少する一方、棉花、羊毛、ゴムなど原料品は四七年の二〇%を最低として四八年二四%、四九年三四%、五〇年四七%と逐年増加していることは注目に値する。

戦前に於ける輸入商品構成を見るに一九二九年及び一九三六年に於ては上の如き数字が得られる。

両年につき集中度指数を求めると一九二

戦前輸入商品構成 (B)

1929年		1936年	
	%		%
棉花	25.9	棉花	30.9
鉄	7.2	羊毛	7.3
羊毛	4.6	鉄	6.9
鉄	4.2	鉄	6.6
木材	4.0	豆類	3.0
豆類	3.6	生ゴム	2.7
油	3.4	パルプ	2.4
小麦	3.2	木材	2.0
硫安	2.2	石炭	1.9
石炭	1.9	探油用種子	1.6
生ゴム	1.5	鉄	1.5
自動車	1.5	自動車	1.4
砂糖	1.4	油	1.3
探油用種子	1.3	硫安	1.2
麻類	1.2	小麦	1.2
米	1.0	銅	1.2

(神戸商業大学商業研究所前掲書)

戦前輸入商品構成 (A)

1929		1936	
	%		%
棉花	21.0	棉花	23.7
及	7.6	及	10.4
砂糖	6.3	鉄	5.6
鉄	6.0	鉄	5.5
機械	4.4	砂糖	5.1
豆類	3.7	油	5.0
羊毛	3.7	豆類	4.3
鉄	3.7	機械	2.9
木材	3.3	豆油	2.3
油	2.8	生ゴム	2.0
化学肥料	2.1	パルプ	1.8
石炭	1.7	化学肥料	1.7
生ゴム	1.2	銅	1.5
自動車	1.2	探油用種子	1.2
探油用種子	1.2	自動車	1.0
探油用種子	0.9	鉄	0.9
麻産物	0.9	鉄	0.9
鉄	0.8	小	0.9
鉛	0.6	鉛	0.8
パルプ	0.5	皮	0.7
皮	0.5	燐	0.6
燐	0.5	燐	0.6
		燐	0.5

(日本外国貿易年表、朝鮮貿易年表、台湾貿易月表による)

戦後日本貿易構成の分析

割合が高い。

次に英、独兩國の輸入商品構成を示せば次の通り、ドイツでは原料品の占める割合が高いが、イギリスでは食料品の

イギリス輸入商品構成

ドイツ輸入商品構成

1936年		1936年	
肉類	9.3%	棉花	6.1%
木材	6.1	果実	5.7
パルプ	5.2	羊毛	5.4
棉花	5.3	鉄	4.6
羊毛	5.2	鉄	4.0
小麦	4.8	木材	3.6
石炭	4.3	皮革	3.4
卑金	3.4	鉄(鉄以外)	3.3
茶	3.1	コ	3.0
果実(鮮)	2.2	コ	2.3
とうもろこし	1.9	粗	2.1
砂糖	1.7	肉	2.0
皮革	1.0	卵	1.8
油	1.0	チ	0.7

(国際連盟貿易統計による)

九年については(A)二九・〇、(B)二九・四、三六年については(A)二六・一、(B)三三・九を得る。即ち、(B)では二九年に於ける方が三六年に於けるよりも輸入構成が分散的であつたことがわかる。

輸出構成が一九三六年に於て分散的となつたのに反して輸入構成(B)が集中的となつたことは國防資材の輸入割合が増大したためである。

(三) 地域構成

(イ) 輸出地域構成

戦後の輸出地域の構成比率の推移は次表の示す通り、一九四六年にはアメリカに六割以上（ドル建價額によれば七五

戦後輸出地域構成（再輸出を含む）

	1946年	1947年	1948年	1949年	1950年(1-9月)
総額	2,260	10,148	52,490	169,310	192,565
百万円					
アメリカ	65.1%	18.0%	32.5%	18.2%	23.9%
イギリス	19.3%	17.8%	14.5%	11.5%	7.2%
フランス	9.8%	17.2%	8.9%	7.4%	5.8%
ドイツ	2.1%	7.5%	7.5%	5.6%	5.7%
中国	1.2%	6.4%	6.1%	4.8%	4.5%
香港	1.2%	6.2%	4.0%	4.7%	4.5%
台湾	0.6%	5.1%	2.6%	4.6%	3.6%
フィリピン	0.5%	2.5%	2.3%	3.4%	3.6%
インドネシア	0.2%	2.3%	1.8%	3.2%	2.9%
その他		2.0%	1.6%	2.9%	2.9%
インド		2.0%	1.2%	2.4%	2.6%
日本		2.0%	1.2%	2.0%	2.5%
朝鮮		1.5%	1.1%	1.6%	2.2%
韓国		1.4%	1.0%	1.4%	1.7%
その他		1.1%	0.9%	1.4%	1.7%

(大蔵省 前掲書による)

戦後日本貿易構成の分析

國別輸出貿易額の變遷 (大藏省・前掲書)
(ドル 建)

	1946	1947	1948	1949	1950 (1—8)
輸出總額 (百万ドル)	77	174	258	509	458
朝鮮	14.3%	10.9%	7.0%	3.1%	2.4%
台湾	—	—	—	1.7%	4.8%
中國	4.6	5.9	1.6	0.6	1.5
印度	—	4.9	3.5	12.7	2.6
インドネシヤ	—	13.5	21.8	5.5	5.4
米國	75.0	11.6	25.5	15.5	23.8
英國	1.0	11.7	6.4	8.3	3.7
滿州	0.5	2.8	0.9	3.1	2.8
その他	4.7	38.8	33.3	49.5	52.9

(註) 本表の百分率はドル價格に基いて算出されたものであつて円價に基く算定とは若干異つてゐる。

(%) が集中し朝鮮がこれに次いでいたのが一九四七年にはインドネシヤが一八% (ドル建で一三・五%) で首位となり、米國、朝鮮がこれにつゞいていた。一九四八年になればアメリカが三二% (ドル建で二五%) で再び首位を回復し、インドネシヤ約二〇% が (ドル建で一五%) これにつゞき、朝鮮で約九% (ドル建で七%) で第三位を占めてゐる。一九四九年にもアメリカは依然第一位にあり一八% (ドル建で一五%) を占め、インドが一% (ドル建で一・七%) でこれにつゞき第三位は英國が七% (ドル建で八%) 占めてゐる。

輸出地域構成で注目すべきは終戦直後上位を占めていた朝鮮、中國の地位が逐年低下して来てゐることである。輸

出集中度指数を算定すれば一九四六年が最高で六八・五を示したが四七年には三三・七に低下した。四八年には三八・七と稍高くなつたが、四九年には再び低下して二六・六、五〇年(一一九月)には二八・一となり、分散化の傾向を示している。

これを戦前に比べると次表の通りである。

一九二九年に於てはA表では対米輸出が三五・一%を占めて第一位にあり、中國(滿州、関東州を含む、以下同様)

戦前輸出地域構成 (B)

1929		1936	
総額 2.148 <small>百万円</small>		総額 2.693 <small>百万円</small>	
米 國	42.5	中 國	24.0
中 國	16.1	米 國	22.0
印 度	9.2	印 度	10.1
インドネシヤ	4.1	英 國	5.5
英 國	2.9	インドネシヤ	4.8
濠 州	2.1	濠 州	2.6
フランス	2.1	マレー	2.2
エジプト	1.5	フランス	1.6
マレー	1.3	エジプト	1.5
カナダ	1.3	南阿連邦	1.5
ソ 連	0.8	ドイ ツ	1.3
ドイ ツ	0.6	ソ 連	1.2
南阿連邦	0.6	アルゼンチン	0.8
アルゼンチン	0.4	ベルギー	0.6

戦前輸出地域構成 (A)

1929年		1936年	
総額 2.604 <small>百万円</small>		総額 3.584 <small>百万円</small>	
米 國	35.1%	中 國	18.3%
中 國	18.1	朝 鮮	18.1
朝 鮮	12.1	米 國	16.6
印 度	7.5	印 度	7.2
台 湾	5.4	台 湾	6.8
蘭 印	3.4	英 國	4.1
英 國	2.4	蘭 印	3.6
香 港	2.3	濠 州	1.9
フランス	1.7	海峽植民地	1.6
濠 州	1.7	香 港	1.6
比 島	1.2	比 島	1.4
エジプト	1.2	フ ラ ス イ	1.2
海峽植民地	1.1	タ	1.2
カナダ	1.0	南阿連邦	1.2

(中國は滿州、関東州を含む) 國際連盟貿易統計による

が一八%で第二位にあり、朝鮮(一二%)、印度(七%)がこれについでいた。対米輸出は、台湾、朝鮮に対する移出を除外したB表では四二・五を占めていた。

一九三六年には対米輸出率は朝鮮台湾への移出を含めて計算したA表では一六%に低下した。これに代つて中國朝鮮の比重が増大しそれく一八%、一七%を占めた。しかし朝鮮、台湾を除外したB表ではアメリカの占める割合は二二%であつた。

一九三六年の集中度指数は(A)三三・〇、(B)三五・三を示し、一九二九年の(A)四一・七(B)四九・六に比して著しく低下している。これは一九三〇年代に於て海外市場の開拓に努力した結果、市場が分散したことを示すものである。

一九二九年に於ける諸工業國の輸出貿易の國別分布を見れば日本は対米輸出が圧倒的であり、中國、印度への輸出がこれについでいる。

米國はカナダ(一八%)、英國(一六%)、ドイツ(七%)

戦後日本貿易構成の分析

への輸出が大きな割合を占めている。

ドイツはオランダ、英國、米國、フランスへ比較的平準化した輸出を行っている。

英國はインド、濠州、米國、ドイツ等に主として輸出している。

フランスは英國、ベルギー、ドイツ、アルゼリヤに対する輸出が主である。

列國輸出地域構成比較 (%)

米		英		佛		独	
1929	1936	1929	1936	1929	1930	1929	1936
カナダ 18.1	英 17.9	印度 10.7	南 8.5	英國 15.1	佛 17.4	オランダ 10.0	英國 8.5
英國 15.2	カナダ 15.7	州 7.4	印 7.7	ベルギー 14.4	英 12.5	英國 9.7	オランダ 8.3
ドイツ 7.8	日本 8.3	日 6.2	度 7.3	ドイツ 9.4	ス 12.0	フランス 8.0	フランス 5.4
フランス 5.1	フランス 5.2	米 5.1	州 6.3	アルゼリヤ 9.0	ス 6.3	米 7.4	ドイツ 5.0
日本 4.9	ドイツ 4.1	オランダ 4.9	ナ 5.3	ス 6.7	ス 5.7	チェコス 4.9	ス 4.8
アルゼンチン 4.0	メキシコ 3.1	アラブ 4.8	イ 4.8	イタリ 6.7	米 4.3	ス 4.7	ス 4.8
イタリー 3.0	南 2.9	アラブ 4.5	ス 4.3	ス 4.4	ス 3.9	ス 4.5	ス 4.5
濠州 2.9	キユーバ 2.7	アラブ 4.3	アラブ 4.0	ス 3.2	ス 3.0	ス 4.5	ス 3.9
メキシコ 2.5	ベルギー 2.4	アラブ 4.0	新 3.9	ス 2.6	ス 3.0	ス 3.6	ス 3.6
キユーバ 2.4	イタリー 2.4	アラブ 3.0	西 3.5	ス 2.5	ス 2.5	ス 3.5	ス 2.9
中國 2.4	比 2.4	新 2.9	蘭 3.4	ス 2.1	ス 2.5	ス 3.3	ス 2.8
オランダ 2.4	比 2.4	ス 2.7	ク 2.8	ス 2.0	ス 1.9	ス 3.1	ス 2.8
ベルギー 2.2	オランダ 2.3	ス 2.2	ス 2.4	ス 2.0	ス 1.7	ス 2.8	ス 2.6
アラジール 2.1	オランダ 2.2	ス 2.1	ス 2.2	ス 1.3	ス 1.3	ス 2.6	ス 2.6
比 1.6	アラジール 2.0	ス 1.9	ス 1.9	ス 1.2	ス 0.9	ス 1.8	ス 2.3

(國際連盟貿易統計による)

一九三六年には日本の米國市場依存率は低下し、英國は南阿連邦、インド、濠州など英帝國內への輸出を増加した。ドイツは英國、米國への輸出を減じて南米、アジアの新市場へ進出し、フランスは対アルゼリヤ輸出を増加した。一九二九年及び三六年に於ける各國輸出の集中度指数を算定すれば次表の通りである。

諸工業國はいずれも一九二九年に比し、三六年にはその輸出市場の集中度が減少し、輸出市場の分散が行われたことを示している。輸出市場の分散が最もよく行われているのはドイツ、イギリスであり、アメリカ、フランスがこれにつき、日本は集中度がこれ等諸國のいずれよりも高い。

(ロ) 輸入地域構成比率

列國輸出集中度指數

	1929	1936
日本(A)	41.7	33.0
(B)	49.0	35.3
米國	28.0	27.6
英國	20.2	19.5
ドイツ	19.8	19.5
フランス	27.6	27.4

(A) は朝鮮台灣への移出を含めた場合)

(B) はこれを含めない場合

戦後の輸入地域構成比率は次表の通りである。即ち、一九四六年には輸入の八六% (ドル建では九七・五%) までを米國に仰いで居り、四七年も八七% (ドル建で九二・三%) までを米國に依存していた。一九四八年に至つてはじめて対米依存度は六割台に低下し、インド、インドネシヤ、シンガポール、比島などアジア諸地域よりの輸入が増加しはじめた。この傾向は四九年にも引きつゞき、対米依存は六割余に止まり、アジア諸國より

の輸入は二割余に達した。

輸入地域構成では印度の地位が逐年低下していることに注意せねばならない。

輸入の集中度を計算すれば、一九四六に於て八八・八を示して最大であり、四七年には八七・一、四八年には六三・七、四九年には六二・六、五〇年(一一九月)には四六・八と逐年その値が低下しつゝある傾向がうかゞわれる。これ

戦後日本貿易構成の分析

戦後輸入地域構成 (再輸入を含む)

	1946年	1947年	1948年	1949年	1950年(1-9月)
総額	4,008	20,265	60,287	284,476	247,050
百万円					
アメリカ	86.5	87.0	62.5	62.2	44.8
台湾	6.7	2.5	10.7	3.1	7.1
中国	2.5	2.0	2.7	2.6	5.8
インドネシア	1.2	1.1	2.1	2.4	4.7
香港	0.7	0.9	2.0	2.4	3.6
朝鮮	0.5	0.8	1.7	2.0	3.4
フィリピン	0.3	0.7	1.4	2.0	3.2
その他	0.3	0.7	1.4	1.8	2.8
比	比	比	比	比	比
アメリカ	77.2	77.2	62.5	62.2	44.8
台湾	16.5	12.3	17.7	11.0	28.7
中国	5.9	9.9	4.3	9.1	23.5
インドネシア	2.9	3.4	3.5	8.4	18.9
香港	1.7	3.4	3.3	7.0	14.5
朝鮮	1.2	3.4	2.8	7.0	13.9
フィリピン	0.7	3.4	2.3	7.0	12.9
その他	0.7	3.4	2.3	7.0	12.9

(大蔵省前掲書による)

は日本の輸入先が年毎に分散して行くことを示すものである。

然らばこの集中度は戦前に比べて如何なる程度にあるか、次にこれを観察しよう。

一九二九年に於ける日本の輸入源はアメリカが二三・八%で首位にあり、中国、朝鮮、印度、台湾がこれについていた。朝鮮、台湾に対する移入貿易を除外した純外國貿易について見ればアメリカの占める割合は二九・五%となる。

一九三六年に於ても依然としてアメリカが首位にあり、朝鮮、中國、印度、台湾がこれにづいてゐる。朝鮮、台湾を除いた純外國輸入について見れば、アメリカの占める割合は三〇・七%に達している。これは当時の日本の國防經濟

國別輸入貿易額の變遷 (ドル建)

國名	1945	1947	1948	1949	1950 (1-8)
輸入總額 (百万ドル)	229	532	683	906	609
	%	%	%	%	%
朝鮮	0.1	0.5	0.7	0.4	2.5
台湾	—	—	—	2.6	4.1
中國	1.6	1.0	3.6	2.4	4.6
印度	—	1.9	4.1	1.4	1.8
インドネシヤ	—	0.2	1.7	1.7	1.2
米國	97.5	92.3	64.7	63.6	44.9
英國	0.1	1.8	0.8	0.6	0.6
濠洲	—	0.1	1.2	3.1	7.7
その他	0.7	2.2	23.2	24.1	32.6

(大藏省 前掲書)

戦前輸入地域構成 (B)

1929		1936	
総額 2.198 百万円		総額 2.764 百万円	
米國	29.5%	米國	30.7%
中國	17.0	中國	14.2
印度	13.0	印度	13.6
ドイツ	7.1	濠洲	6.6
英國	6.9	ドイツ	4.2
濠洲	6.0	インドネシヤ	4.1
インドネシヤ	3.5	英國	2.6
カナダ	3.1	カナダ	2.6
フランス	1.9	エジプト	1.7
ブラジル	1.2	アラビヤ	1.7
エジプト	1.2	マレー	1.5
スイス	0.8	アンチ	1.1
ベルギー	0.7	南阿	0.8
スウェーデン	0.5	ソ連	0.8
チリ	0.5	フランス	0.7

(中國、滿洲、關東州を含む)
(國際連盟貿易統計による)

戦前輸入地域構成 (A)

1929年		1936年	
総額 2.746 百万円		総額 3.641 百万円	
米國	23.8%	米國	23.2%
中國	13.7	朝鮮	14.2
朝鮮	11.3	中國	10.8
印度	10.5	印度	10.2
台湾	8.7	台湾	9.8
ドイツ	5.7	南阿連邦	6.2
イギリス	5.6	濠洲	5.0
オーストラリア	4.8	ドイツ	3.2
蘭印	2.8	蘭印	3.1
カナダ	2.5	カナダ	2.0
海峽植民地	1.5	イギリス	2.0
フランス	1.0	ブラジル	1.3

(日本外國貿易年表、朝鮮貿易年表、
台湾貿易月表による)

戦後日本貿易構成の分析

に必要な物資を大量にアメリカに仰いでいたからである。

一九二九年の集中度指数は (A) 三四・三、(B) 三九・一、一九三六年のそれは (A) 三三・五 (B) 三七・九であつて大差はない。これは輸出市場の集中度が四一・七から三三・〇へと大幅に低下したのに比べると著しい対照をなしている。三〇年代に於ては分散買付の傾向が見られたにも不拘、他方に於て軍需資材を大量にアメリカに仰いだから

列國輸入地域構成比較 (%)

米		英		佛		独	
1929	1936	1929	1936	1929	1936	1929	1936
カナダ 11.5%	カナダ 15.5%	米 16.6%	米 11.1%	米 12.3%	米 11.2%	米 13.3%	英 6.2%
日本 9.8%	日本 8.3%	カナダ 7.2%	カナダ 9.0%	英 11.4%	英 9.9%	英 6.4%	米 5.5%
イギリス 7.5%	イギリス 7.1%	フランス 6.0%	フランス 7.1%	フランス 10.0%	フランス 7.1%	フランス 6.3%	イタリヤ 4.9%
オランダ 5.8%	オランダ 6.9%	ベルギー 5.0%	ベルギー 5.8%	ベルギー 6.7%	ベルギー 7.0%	ベルギー 5.6%	オランダ 4.6%
スウェーデン 5.4%	スウェーデン 5.2%	ドイツ 4.8%	ドイツ 4.9%	ドイツ 5.1%	ドイツ 6.5%	ドイツ 5.2%	オランダ 4.0%
デンマーク 4.7%	デンマーク 4.2%	オランダ 4.4%	オランダ 4.2%	オランダ 4.7%	オランダ 4.1%	オランダ 4.6%	オランダ 3.5%
スウェーデン 4.7%	スウェーデン 4.2%	オランダ 4.1%	オランダ 4.9%	オランダ 4.3%	オランダ 4.1%	オランダ 3.6%	オランダ 3.4%
フランス 3.9%	フランス 3.3%	フランス 4.0%	フランス 4.0%	フランス 4.1%	フランス 3.7%	フランス 3.3%	オランダ 3.3%
オランダ 3.8%	オランダ 3.1%	フランス 3.9%	フランス 3.1%	フランス 2.8%	フランス 2.4%	フランス 3.3%	オランダ 3.1%
日本 3.4%	日本 2.9%	フランス 3.9%	フランス 3.1%	フランス 2.6%	フランス 2.3%	フランス 3.2%	オランダ 2.8%
イタリヤ 2.8%	イタリヤ 2.9%	フランス 3.7%	フランス 2.6%	フランス 2.5%	フランス 2.3%	フランス 2.8%	オランダ 2.8%
オランダ 2.7%	オランダ 2.9%	フランス 3.7%	フランス 2.5%	フランス 2.2%	フランス 2.3%	フランス 2.8%	オランダ 2.8%
オランダ 2.7%	オランダ 2.9%	フランス 2.3%	フランス 2.3%	フランス 1.9%	フランス 2.0%	フランス 2.7%	オランダ 2.7%
オランダ 2.7%	オランダ 2.7%	フランス 2.1%	フランス 2.3%	フランス 1.9%	フランス 1.9%	フランス 2.7%	オランダ 2.7%
オランダ 2.3%	オランダ 2.1%	フランス 1.9%	フランス 2.1%	フランス 1.8%	フランス 1.8%	フランス 2.4%	オランダ 2.5%

(國際連盟貿易統計による)

アメリカへの集中が依然続いたため指数は幾分低下したとはいえ左程変化しなかつたのである。

一九二九年に於ける列國の輸入構成を比較すれば日本は主としてアメリカに、これについで中國、印度に、アメリカはカナダ及び日本に、ドイツは英、米、オランダ、アルゼンチンなどより平均的に輸入し、英國は米國にその輸入の六分の一を依存し、フランスは米、獨、英にそれぞれ一割強づゝを仰いでいる。

三六年に於ては日本は輸入の対米依存率を高め、米國はカナダ、マレーに對する輸入を増加し、英國は米國よりの輸入を減じて、カナダ、濠州、印度などよりの輸入を増大し、ドイツは米國、フランスよりの輸入を減じ、ブラジル、アルゼンチン、トルコなどよりの輸入を増加し、フランスはアルゼリヤよりの輸入を増加し米、英、獨よりの輸入割合を減じた。

そこで一九二九年及び一九三六年に於ける諸外國の輸入集中度指数を比較すれば次の通りである。

列國輸入集中度指數

國名	1929	1936
日本(A)	34.3	33.5
(B)	39.1	37.9
米國	22.3	23.6
英國	23.6	21.1
ドイツ	21.3	16.7
フランス	23.9	21.7

(A) は台灣、朝鮮よりの移入を含めた場合

(B) はこれを含めない場合

日本貿易集中度指數

	商品別	相手別
輸出		
1929 (A)	35.8	41.7
〃 (B)	42.9	49.6
1936 (A)	21.9	33.0
〃 (B)	25.5	35.3
1946	41.8	68.5
1947	32.2	33.7
1948	32.3	38.7
1949	30.5	26.6
1950 (1-9)	29.3	28.1
輸入		
1929 (A)	29.0	34.3
〃 (B)	29.4	39.1
1936 (A)	26.1	33.5
〃 (B)	33.9	37.9
1946	50.7	88.8
1947	30.7	87.1
1948	26.4	63.7
1949	24.6	62.6
1950 (1-9)	32.5	46.8

本表によれば三〇年代に於て集中度の大きな低下を見なかつた國は日本をはじめ、米國、英國、フランスなどであつたが、著しい低下を示したのはドイツであつた。これはドイツの貿易政策特に二國間協定貿易政策に基く分散買付によ

るものであろう。輸出の場合と出しく、輸入に於ても亦、日本の集中度は最も高い。

最後に日本貿易集中度指数を一表にまとめれば右の通りである。

即ち、集中度は輸出では商品構成に於て戦前に比して稍高いが、地域構成ではむしろ低くなつてゐる。反対に輸入では商品構成に於て戦前より低くなつたこともあるが、地域構成では戦前より一般に高い。

五、結 語

終戦以来の日本貿易は多難な環境下にありながらも少しづゝ恢復し、一九四七年八月の民間貿易再開以来、協定貿易方式の採用などによつて着々と正常化の途をたどつて来ている。

朝鮮動乱以来、世界経済は準戦時体制に移行しつゝある。特需の増大によつてドル資金は潤沢となつたが、その資金で買入れる重要原材料には種々の制限があり、加之、輸送船腹上の障害もあり、原料や食糧の入手は将来樂觀を許さなものである。しかし、たとえ原料食糧が入手出来たとしても、後進國の工業化が進行することを考えると、貿易の進展をはかるためには産業技術を高度化して、世界経済の構造變動に適應せしめねばならない。貿易構成が商品及び相手國の多様化に於て、戦前状態に復歸することが目標ではなく、その商品の内容が資本財の比重の高い構成に移行することが必要であり、現在一九四九年頃よりその傾向が見られるがこれを更に促進するために産業技術の高度化が必要である。しかしながらこのことは現在輸出に重大な寄與をしている繊維工業を閑却せよというのではない。産業技術の高度化した英國に於ても重・化学工業品と並んで繊維製品の輸出は重要な地位を占めてゐる。繊維工業自体が高級化しているのであり、日本は差当りドイツ型よりもむしろ英國型の輸出構成をもつのではないかと思はれる。

要之、終戦以来日本の貿易は逐年その規模を拡大し、その内容も多様化して来ているのであり、一九四九年頃より少しづつ重・化学工業製品の輸出の比重が増加し、高度化への傾向を示している。今後は此の高度化への傾向を推しすすめて行くことが世界経済の動向より見て日本貿易の将来の発展のために必要であらう。

(後記) 本研究は昭和二十五年科学研究費による研究の一部である。こゝに付記して謝意を表するものである。

爲替レートの安定性

— 爲替レート決定以後の円の動向 —

新 庄 博

古典的金本位制以来、現代までの爲替レートに関する見解は、ほゞ左のごとき三段階の発展を経てきていると思われる。

爲替レートの絶対固定を要件とした金本位制の時代はその第一であり、こゝでは動かざる爲替レートを基軸として、むしろ他の経済的諸量は其の趣くべきままに變動すべきものとし、この自由主義的機構のうちに経済的秩序の自然的な維持と變動の自動的な回復とを期待したものにほかならない。即ち各國ともあらゆる商品のうち、唯一つ貨幣たる商品金のみの價格を公定釘付し、他の諸價格はこれをピゾットとし、これに順應してその動搖するに任せる。例へば曾てイギリスのソヴァリン金貨は純金換算七・三三二三八二グラム、日本の一円は五円金貨の純金換算三、七五グラムの五分の一であつたから、これによつて兩國間の爲替レートは一ポンド〓九・七六三四、もしくは一円〓二シリング〇・五八二ペンスと算定され、これが法定平價となつたのであり、爲替市場に於ける現実の相場は、その時々々の爲替手形に對

爲替レートの安定性

する需給関係によつて変動する道理であるが、その変動は右の法定平價に現送費を加へた謂ゆる正貨現送点 (gold specie points) の幅を越えることはない。右の金の價格に比較して割安と認められる諸商品は國內市場を避けてむしろ外國に輸出されるであろうし、逆に割高と認められるものは外國からの輸入によつて供給されることとなるであろう。そしてその対價としては前者に於ては比較的割高と認められる金が國內に齎らされ後者に於ては比較的割安と認められる金が國外に流出するであろう。かくて國際的な生産費の比較によつて、金以外の商品と金とは相互に有利な諸國を目標けて移動しつゞけ、即ち國際間の商品と金の自由なる交互的移動が少くとも國際的商品に關する限り、同種同量の商品の價格の比が總て金の價格の比に合致するにいたるまで停止することなく進行し、それに合致するに至つてはじめて止む。そしてこの均衡實現の過程は個々の商品の價格の変動を放任することによつて却つて速やかに調整さるべきことが期待されたのである。その時兩國の通貨の購買力は如何なる商品を媒介としても右の法定平價に合致しよう。

この考方はしかし、第一次大戰を契機として第二のものに轉換、推移した。こゝでは前述のごとく金以外の諸商品の價格を金の價格に適合せしめると云うのではなく、全く逆に金の價格を諸商品の價格の位置に從わしむべきものと考えられるに至つたのである。かくて金の價格は固定せらるべきものではなくて、物價の推移に追隨して変更せらるべきものとなる。けだし抑々金の價格を固定し、爲替レートを釘付すべしとされた所以は、その固定・釘付を通じて、諸商品の輸出もしくは輸入が進行し、同時にその対價として金が輸入もしくは輸出せられ、以て諸商品の價格がやがて金の價格の比に合致するに至ることが期待されたからにはかならない。購買力平價説はまさにこの關係を裏返しに云つたものにはかならない。しかしそのためにはそれに必要なだけの金が國際間に移動せねばならないし、移動することなくしては右の均衡過程の實現を期待することはできない。しかるに第一次大戰後の多数諸國に於ては現送し得べき金が枯渇

し、これに代るべき國際的な貸借の成立する可能性もまた存しなかつた。そのみではない。貿易の決済としての資金移動以外に單純に思惑による國際間の短期資金の移動が目立つて増加するに至つたから、よし金の保有があつたとしても、これを超えて幾何にても大となり得る投機的な資金移動のための爲替需要に應じ得べきものではなくつたのである。この時期は概ね第一次大戰勃發直後の金本位制の兌換停止によつてははじめられたのであるが、大戰後、騰貴せる物價を戦前の低い位置にまで引下ぐべきかどうかの問題に迫られてより明確となり、更に一九三〇年前後の世界的不況期に直面し、如何にして物價の低落を阻止し不況の緩和をはかるべきかの問題に直面して確定的となつたと觀察される。かくて要するに前とは逆に、爲替レートの安定を捨て、物價の安定を採り、進みては物價の安定を実現し得べきように爲替レートを變更、調整することが必要と信ぜられるに至つたのである。これを他面から見れば、金の現送によらずに國際貸借の改善をはかるためには、輸入を縮減するとともに輸出を増加する以外に方途なく、こゝに爲替レートの対外價値の引下が輸出を増進し、輸入を制限する効果をもたらすための方策として採上げられ、以上内外両面からの二つの動機が重なり合つて、爲替政策を推進することとなる。換言すれば物價の國際的な隔差を平潤化すべき輸出入貿易の反對給付として必要な金が不足せるために、物價差に匹敵する程度に金の價格を變更（引上）し即ち爲替レートを切下げることによつて均衡を一挙に実現しようとするアイディアにはかならない。

しかしかくのごときは明らかに一國のみの立場からする國家主義的政策でありもとよりそれが他國に如何なる影響を與えるものかを深く考える余裕のないところに生れる。ところで他國はまた他國としての立場からこれに應報的な措置をとるのは必然であり、そうなれば同様な効果が直ちにこの國に反響して相殺され、最初期待された國際貸借改善の効果は忽ち消失せざるを得ないであろう。従つてかゝる國家主義的な爲替切下競争は長くは続かず國家的政策としての意

味をも失わざるを得ないのである。しかしそれが次の第三の時期の段階のものに推移するには、第二次世界大戦を契機として聯合國間に「一つの世界」への理念が何等かの制度にまで具体化される必要があつたのである。

即ち第三の見解はブレトンウッズ協定によつてはじめて制度化への一步を進め得たものである。こゝでは曾ての金本位制度のごとき爲替レートの絶対固定の理念は原理的に捨て去られるとともに、自國本位の爲替変更政策も亦國際經濟の均衡的發展の目的に資するものでないことが明確にされた。云わば前述せる二つの対立の止場としての第三の方途は必ずしも爲替の安定を念としないのではないが、先ずその目的のために國際間の貿易の可及的に自由なる發展を図り、その多角的決濟制度の拡張に努め、國際收支上の不均衡を一時的にもせよ、補正するために國際通貨基金の資力を利用せしめ、國際收支の不均衡がそれによつても尙改善されなるときに限つて、加入國は「根本的不均衡 (fundamental disequilibrium) を是正するため」に自國通貨の平價の変更を提議することを得るのであり、即ち國際通貨基金協定第四條、第五節「平價の変更」の條項に定められる手続によつて爲替レートの変更を行うことを認めることとしたのである。

國際通貨基金協定に於て認められている爲替相場の弾力性の規定はそれで果して個々の國々の經濟的發展とそれら國々の總計としての世界經濟の均衡的發展とを実現するために必要にして十分なものであるかどうかはまだ論証されたわけではない。イギリスのケインズ案に提議されていたように、爲替相場の変更はひとり國際收支の不均衡がマイナスの側に現われる國だけの問題としてではなく継続的な出超を示すプラスの側の不均衡國の爲替レートの変更(平價の引上)の問題としても取上げらるべきものではないかとの見解も残るであろう。また後にも触れるごとく、それを以て各國の平價が表示せられ、各國の通貨の價值基準となるものが場合によつてそれ自らも購買力の変動を免れ難い現實の通貨、ドルのごときものゝ採用によつて不都合を未さないか、むしろいづれの國の通貨とも、一定量の金とも直接結びつかな

いケインズ案に於けるバンコール(Bancor)のごときものを以てすべきかも理論的には重要な問題であろう。更にまた「根本的不均衡の是正」のためとして爲替レートの変更が許されるまでに、通貨基金もしくは國際復興開發銀行からの融資が大であればあるほど、爲替変更の挙に及ぶ必要のないことも明瞭であろう。しかしそれらの問題はこゝで我々の取上げんとする問題ではない。

さて上述せる爲替レートに関する三種の考方は要するに爲替レートの安定とは果して何に対する安定を意味すべきものかの問題を繞つている。安定とは要するに選ばれたる何かに対する相対的安定であり、それを何に対する安定とすることに推移があつた。金本位制のもとでは安定は金の價格の安定を内容とした。第二の時期に於ては安定は金ではなくて直接諸價格の安定に目標が置かれたのである。それでは第三の時期に於ては安定は何に対する安定が想定されているのであろう。金に対してか、ドルに対してか、ドルをその一つとして含むあらゆる諸國の通貨に対してか、國內の物價、雇傭、生活水準と云うようなものに対してか、それとも例へば國際的な貿易量に対しての安定の義であろうか。理念的には、全世界に於ける諸國民の完全雇傭と云うところまで行つていゝと思われなければならない。しかし現実の政策は僅かにその方向へ理解を示したと云うだけで具体的実行となると尙今後に幾多の問題を残すかと思われ⁽¹⁾。

(1) 一九四四年五月二十三日ケインズが國際通貨基金協定の主義を理解せしめその批准を促進するために、イギリス上院で行つた演説の中には次のごとき言葉が見られる。

いろいろのアイディアの離婚により現在生れでているものより死んだ犬ははるかに純粹種のものであつたといまも尙思つている。しかしそれが死んでしまつたことをよくよ悲しむには及ぶまい。おそらくよくあるように、この雜種の犬の方が丈夫でもつと役に立ち、また育てられた目的に対し、もつと忠実且つ誠実であろうと思ふ。

…近頃主として注目されている問題は、我々は無力な、曾ての金本位に帰りつゝあるのではないかと云うことである。…それよりの離脱を高く評價することを正しく認識したばかりであるにもかゝらず。もし私が金本位制度と云うものの、本質と意義とが那邊にあるかを

爲替レートの安定性

爲替レートの安定性

断定する何等かの權威をもつているものとするならば、私はこの計画は、まさしくそれとは対蹠的なものであることを明言するであろう。この提案は國際協定によつて、曾ての通説とは全くかけ離れた新たな教義の本質を宣明している。それが曾ての信仰に対し、出来るだけあたりさわりのない言葉を用いているからと云つて文句を云う必要があるか。

いや諸君、この提案を勧告するに當つて、私は既に私の書いた頁を一頁でも抹消するようなことはしない。私は新しい頁を書かせようと務めているのである。輿論はいまや新たな形態の國內政策に轉向している。戦いは殆んど勝利に帰そうとしている。しかも尙少からぬ困難な仕事が残されている。即ち新たな國內政策が都合のよい位置を占め得るような國際機構をつくりあげることである。それ故、新に完全雇傭に關連する、新しい思想と新しい技術のための國際機構を形成するものとしてこの提案は大いに歡迎されなければならない。

(セイモア「ハリス新しい經濟學」Ⅱ所收)

二

さてそのような観点から以下に於ては最近の円の價值とその爲替レートについて若干の考察を加えたいと思う。昭和二十四年四月二十三日我國の爲替レートとして、対米一ドル三六〇円が決定せられ、一日おいて二十五日の月曜日より実施を見た。この決定は同時に既に対米ドルを基準として成立している、その他の諸國とドルとの爲替換算率に乗せて対英一ポンド一四五〇・八円その他總ての諸國に対する円の爲替レートの決定を意味したことは云うまでもない。このレートの決定せられる以前には、貿易は主として國家の管理の下に行はれ、その一部は民間業者にも開放されておつたけれども、一本の爲替レートによつては無く、輸出地と輸入地の現実の價格（日本にあつては公定價格）を結ぶ云はゞ商品毎に換算率を異にする複数レートの形をとつていたのであり、且日本への輸入には概して三六〇円よりは相當に高く日本よりの輸出にはそれより相當に安いレートによつて換算される結果となつていたから、三六〇円のレートの決定は当時少からざる品目の輸出には相當の苦痛を與えるものと予想されたことは周知のごとくである。もつとも三六〇

円レートの、それまでの物價の推移及び当時の水準の対比を主として日米兩國の通貨の購買力の慎重な検討によつて算定されたものであつたが、その他の國に対しても個々に同様な比較検討が行われた上で決定されたわけではない。我國の物價については公定價格が算定の基礎となつたことは明白であり、換言すれば金以外の諸財貨の公定價格の位置を目安として金の新しい公定價格の決定が行はれたものにはかならないのであり、一ドルの純金重量〇・八八八六七一グラム（即ちグラム一・一二五ドル）の三六〇分の一として算出される日本に於ける純金價格は一グラム四〇五四となり、即ちそれが我國の新しい金價格として公布されたのである。

昭和二十三年後半以後既にインフレ安定のための九原則の施行が要請せられ、昭和二十四年はじめからは愈々ドッジ政策の実施の段階にあつたから、上のレートの決定が物價もしくは円の價値の安定すべき水準を示し、もしくはその目標を與える意味をもつたことは多言を要しない。それ以後三六〇円レートの堅持が政策のモットーとされ、その確保が常に念とされまつた所以もそこにある。そして物價はほど所期の水準に於て急速に安定化して行き、当初四〇〇円と云い四五〇円と云い、甚しきは六〇〇円七〇〇円のレートでなければ輸出不可能と称せられた商品すらやがて三六〇円のレートで優に輸出可能の状態となり、特に綿製品のごとき、昭和二十五年に於て早くも世界第一位の輸出額を示すに至つた。三六〇円レートの堅持は以上のごとくインフレの安定のため、物價の安定の目的を達成するための手段としてのものであつて、恰かも曾ての金本位制度の下に於けるごとくそれ自ら絶対的なものとしてそうされたのではない。仮りにこのレートを堅持することのために、例えば物價が騰貴し、もしくは低落するとすれば、右レートの堅持はもはや安定のための手段としての意味をもたないであろうから、その改訂が考慮せらるべきものであることは当然であろう。しかればその後の推移はどうであるか。

物 價 の 推 移

	India	Indo- china	Philip- pines	Thai- land	Burma	Ceylon	Hong- kong *	Malaya **
1937	100	—	100	—	100	—		
1938	90	98	94	100	99	100		
1939	100	100	97	116	97	108		
1940	112	—	87	171	107	112		
1945	231	296	—	—	—	221		
1946	252	(1944) 812	664	—	381	229		
1947	297	1150	446	1731	388	252	94	93
1948	367	1690	464	1649	360	260	93	78
1949								
{ Mar.	370	2070	422	1575	460	257	93	83
{ Jun.	378	2000	407	1575	529	255	105	81
{ Sept.	390	2200	390	1535	502	256	105	81
{ Dec.	381	2090	356	1488	427	264	112	82
1950								
{ Mar.	392	1880	358	1485	408	266	113	82
{ Jun.	396	1910	330	1552	419	271	107	87
{ Sept.	412	2280	—	1583	419	283	—	90
{ Oct.	411			(Aug.)				(Aug.)

爲替レートの安定性

卸賣物價指數，但し Burma, Ceylon, Hongkong, Malaya は生計費指數を代用す。

* 1949=100 ** Jan. 1947=100

三

円レートの適正なるや否やを検証するためには、これを二つの観点からすべきであろう。その一は円のドルに対するレートが適正であるかどうかの問題であり、その二はアメリカ以外の各國に対する円のレートが夫々の國に対して適正であるかどうかの問題である。けだし先にも記したように、我國の爲替レートは先ずアメリカのドルに対して決定せられ、しかる後云わゞ機械的自動的にそれが他の諸國に対するレート決定に傳播したのであるから、決定の当初に於ても既にアメリカ以外の個々の國々との直接的な關係からしては總てが必ずしも適正であることが保証され得ないし、更にその後、於て個々の國々の物價の推移及び支拂差額の実情から云つて適正を欠くに至るものもなるとは云えないはずであるから。

為 替 レ ー ト

爲替レートの安定性

	India (rupee)	Indo- China (Piastre)	Pakistan (rupee)	Indonesia (Gulden)	Philip- pines (Peso)	Thailand (baht)	Ceylon (rupee)	Strait- Settlement (dollar)
1937	cent 37.22	39.53		54.95	50	44.05	37.22	
1948	30.22	(公定)(自由)	30.22	37.70	50	(公定)(自由) 10.03 4.99	30.22	42.973
1949 Jan.- Aug. (切下前)	30.22	7.92 5.40	30.22	37.70	50	10.03 4.68	30.22	
		7.92 5.23						
Sept.	27.24	48.7	30.22	26.32	50	7.97 4.49	30.12	41.85
Oct.	20.82	"	"	"	"	" "	20.80	32.61
Nov.	20.87	"	"	"	"	" "	20.85	32.55
Dec.	20.87	"	"	實際レート	"	" "	20.85	32.69
1950				基準 輸出 輸入				
Mar.	20.87	4.85	"	26.25 13.2 8.75	"	" 4.46	20.85	32.71
Jun.	21.00	"	"	" " "	"	" 4.62	21.00	
Sept	21.00	"	"	" " "	"	" 4.49	21.00	

実際にこの検証を行うに必要にして十分なる統計資料を我々は不幸にして支配し得ない。現在のところ國際連合の統計月報 (Statistical office of the United Nations, Monthly bulletin of statistics) によつて提供されるものが唯一の資料である。以下これに拠つて、順序を逆にはじめに前掲第二の検証を、専ら東南アジアの若干國との關係について行い、次いでアメリカのドルとの關係について行うことゝしたい。

先ず上にそれら諸國の物價と爲替レートの變化の推移を表示して、対比することゝしよう。

精確な計算は期すべきもないが、右の二表によつて概算すれば、一九三七年と一九五〇年後半を比較して次に掲ぐる諸國に於ける物價の騰貴率と爲替相場の低落率は次のごとき割合となる。

印度支那	物價騰貴	爲替低落
印度	二〇九〇%	四四%
度	(對一九三八)	八八%
度	四一〇%	〇%
度	三五〇%	
度		

爲替レートの安定性

米英物價と替爲

	U. K.			U. S. A.			英米爲替 レート
	綜合	未完財	完成財	綜合	未完財	完成財	
1937	100	100	100	100	100	100	4.94 ^{ドル}
1938	93	76	101	91	85	94	
1939	95	81	100	89	83	92	
1940	126	120	120	91	85	94	
1945	155	153	144	123	188	117	
1946	161	156	156	140	159	133	
1947	176	186	169	176	195	167	
1948	202	243	190	191	210	183	4.03
1949							
Mar	203	247	194	184	197	177	//
Jun.	213	241	201	179	194	173	//
Sept.	212	236	200	178	191	172	2.80
Dec.	222	250	204	175	188	170	//
1950							
Mar.	226	262	204	177	192	171	//
Jun.	236	294	208	182	198	176	//
Sept.	250	376	241	196	214	188	//
Oct.	257	400	215	196	212	188	//

リカ兩國に於ける物價の推移は左表のごとくである。

右によれば綜合指数による騰貴率はイギリスの二・五七倍に対し、アメリカは一・九六倍であり、アメリカの騰貴率はイギリスの〇・七七倍に当る。従つてこの計算を基とすれば、爲替レートに於てポンドは二三%の引下によつて両者の均衡がはからるべき道理となるが、事実一九四九年九月十八日の三〇%の引下によつてはその調製が行われたことになる。因みにポンドの切下の行われた同月に於ける兩國の物價騰貴率はイギリスの二・一二倍に対してアメリカは一・七

タ イ 一五八〇%
 (對一九三八)
 九〇%
 セイロン 二八〇%
 (對一九三八)
 四四%

フィリッピンは別として総じて物價の騰貴率に比して爲替レートの低下率が甚しく小であることが顯著であり、しかもその割合は極めて不同である。しかしこのうちスターリング地域に属するものは爲替レートは先ずイギリスのポンドとの間に重要な関係をもつのであるから、イギリスに於ける物價に騰貴があれば、それだけ爲替レートに対する影響力は中和相殺せられる関係にある。しかる後、更にアメリカのドルに対しても同様な関係をもつことが理解されねばならないであろう。ところでイギリス、アメ

八倍であり、その比は八四%に当る。

スターリング領域に属する諸國の爲替レートがバキスタンのごとき例外を除きポンドの切下に做つたことは周知のごとくである。しかし前掲諸國の物價騰貴は遙かにイギリスの程度を越えているのであるから、物價の推移を目安として通貨の購買力が表象せられるものとすれば、これらの諸國がポンドに対して尙若干過大評價せられている事實は掩うことができない。たゞスターリング領域の諸國は総じてイギリスに対して多くの債権を有し、しかもその債権は自由に処分し得ない事情に置かれ、従つて國際貸借關係に於ては常にイギリスが支拂超過の実情にあつたことが認められるからこのことからポンドが低評價せられる事情が推察されないではない。しかしこの事情はアメリカのドルの關係には無關係であるべく、従つてスターリング諸國の爲替レート組織がポンドを通じて、ドルに対して機械的に表現されるときには、程度の相違はあるが一律にドルに対して過大評價せられるものとならざるを得ないであろう。従つて、専ら対ドルの關係に於て慎重に検討の上決定された日本に対する爲替レートについても当然同様な性格を移してることが認めらるべきであろう。念のためにこゝで日本の物價騰貴の程度と爲替レートの低下率との關係を見よう。一九三四年乃至三六年の平均を基準とせる我國の物價指数は後表の示すごとく一九五〇年後半に於ては二四〇倍から二八〇倍に及んだのであるが、基準年度のレートは一〇〇円に対し三〇ドルより二八ドルまでの水準にあり、即ち一ドルに対して概略三・三円乃至三・六円見当であつて、一ドル三六〇円はほゞその一一〇分の一乃至一〇〇分の一に當る。しかも対米レートの決定された一九四九年四月に於ける物價指数は二三〇倍を稍下廻る程度の水準にあり、その間のアメリカの物價騰貴率を見込めば公定價格を基とせる日米爲替に關する限りはほゞ均衡を得たものとして認めらるべく、従つて前掲諸國のレートに對する關係はドルに對すると同様に、そのまゝ円の低評價を意味すること明白であろう。そしてそれは日

米間に於けると異なり、日本からは輸出が大いに促進せられるが、輸入には困難が伴うと云うことを意味するであろう。恐らくこのことが貿易再開の当時謂わゆる盲貿易の事情にあるにかゝわらず、多数のバイヤーの渡来によつて活潑な輸出が行われ、また長く米綿よりも低位にあつた印度綿が近年米綿よりも高價であること等の理由の一つがと推測される。

四、

次に円のドルに関するレートについて。我國インフレの安定目標として三六〇円レートの設定せられたる当初のことは別とし、爲替レートが根本的には夫々の物價の安定を指標として調整せらるべきものとすれば、曾ての金本位制の場合に於けるごとく、一度び設定されたレートを固守することそのことに意味があるのでないことは既述のごとくである。仮りにもし右のレートを固守することが却つて物價の騰貴の原因となり、もしくは經濟の再建、發展に障害を與えるようなデフレ政策を強制するものとすればその変更を考慮する必要のあることは云うまでもない。

一九五〇年六月朝鮮戦亂の勃発によつて、我國への輸入物資の價格に上昇氣配が現われ、我國からの輸出品に対する海外の需要が急激に増加し、それが國內に於ける一般物價の騰勢を呼び、今後順調なる輸入が困難となり、統制が加われば國內に於ては原料高の製品安の傾向が濃厚となつて再建途上にある産業は再び困難に陥る。ドル輸送費の高騰は凡ゆる輸入品の價格を激しく騰貴せしめる。かくてはその影響から隔離して我國のみの物價安定政策の成功は到底期待し得るところではない。また國民の有効需要が全体として更に抑圧せられるべきものとすれば、國民の生活水準の低下も亦必至である。むしろ対米レートの固定を解きレートの引上によつて、海外から波及するインフレの波瀾の外に立つて、安定政策を守るべきではないかとの意見が、夙に一部民間企業者の間にも聞かれるに至つたのであつた。

もし各國の爲替レートをそれによつて表現するところの價值基準が、例えばケインズの提議せるバンコールのごとく現存する如何なる國の通貨でもなく、それらより全く独立し、しかもそれ自ら金の一定量とも結びつけられず常に物價の安定に對應し得るように工夫されたものであるならば、重要な中心國の物價の動搖が直ちに他國に影響し波及すると云うことはないであろう。しかるに現実には、それ自ら現存の一國の通貨であるところのドルがその役割を営み、しかもドルと金とは一九三四年以來固定せられた現状にある故に、ドル購買力の變動が不可避免的に他國に波及する關係にあることは明白であり、されば上述せる見解は決して根柢なきものとして斥けらるべきものでない。しかしながらその判定は決して餘りに短期的な觀測の上になさるべきでなく、更に單純な今後の投機的な予想の上にせらるべきものでないことが注意せらるべきであらう。

先ず一九五〇年六月朝鮮戰亂勃発の前後からの日米物價の推移を對比すれば、その騰勢は現在までのところ日本に於けるものの方が強く、アメリカに於ける騰貴傾向の波及以上に我方で著しく拡大されている事実が明瞭に窺われる。

日 米 物 價

	U. S. A. 1926=100	Japan 1934-36=100
1950年		
Jan.	151.5	22.771.1
Feb.	152.7	22.618.0
Mar.	152.7	22.677.5
Apr.	152.9	22.660.5
May.	152.9	22.771.1
June.	157.3	22.907.2
July.	162.9	24.200.1
Aug.	165.4	25.408.0
Sept.	169.5	25.949.9
Oct.	168.9	25.871.1
Nov.	171.7	27.670.7
Dec.	173.4	28.079.0

物價も亦騰勢を止めない場合もあり得ないことではない。朝鮮の動亂の帰趨如何により、且つアメリカに於ける物價

爲替レートの安定性

もし余りにも一時的な現象を重視して性急に爲替レートの変更に及べば、後に至つて状態の変化によつて不測の困難に陥ることなきを保し難い。例へば現在までの推移のごとく日本に於ける騰勢が著しく、しかもレートの引上を行うも物資の絶對的不足によつて輸入の増加は促進されず、輸出の側の困難のみが新しく加わるとすれば國際貸借の改善にも役立たず、國內物資の不足する見透しのもとに

統制政策の如何により、今後尙予想せられるごとき騰勢が継続するに限つたものでないとすれば尙更である。

次に單に物價の關係からのみでなく、國際收支の観点からの判断も亦慎重に下さるべきであろう。一九五〇年度途上日本の貿易は約五億ドルの出超を記録したと云われる。しかし他面に於て別途対日援助勘定に於ける入超の存することは周知のごとくであり、必ずしも右を以て眞の出超とは見做し難い。もし眞の出超ならば爲替レートの引上も亦自然であるが、同年後半以後恐らく尙入超の継続が予想せられるものとすればこの側面からの爲替レートに対する見解は物價からされるものを打消すでもあろう。しかも物價からの判断の下し難いことも前述のごとくである。爲替レート変更の貿易收支に及ぼす影響としては(一)その國の輸出品に対する海外需要の價格弾力性(二)その國に於ける輸出品の供給弾力性(三)その國に於ける輸入品に対する需要の價格弾力性(四)その輸入品供給に対する海外の弾力性の綜合判断が必要であり、更にこれらの変化に基く内外の國民所得の変化によつて二次的に國際貸借に如何なる影響が及ぼされるかをまでも見透す必要が存することは最近特に盛んな海外のこの方面の研究の示すごとくである。同様に、爲替レート変更の物價に対する反作用についても(一)爲替レート変更の輸入品に対する及び輸出品に対する影響の程度(二)右に伴う國民所得の変動率(三)これに關聯せる投資及び消費性向への影響(四)その物價に対する影響の順序に於て、終局的に物價の落着くべき水準が予測されるべきであろう。かように考察するならば、我國の円レートの位置は少くとも現在に於ては、ドルに対して均衡を失せるものとは云い難く、むしろアメリカ以外の諸國に對する關係に於てはそれによつて輸出の容易と輸入の困難の原因がつくられていくごとく推察される。恐らくそれも顯著なる程度のレートの変更を根拠づけるものではないであろうし「根本的不均衡の是正」と云う見地とも直ちには結びつかないから実行上にも困難が伴うものであるが、少くとも理論的に興味ある今後の一問題たるを失わないであろう。

米國に於ける法人の能力の準據法補論

川 上 太 郎

はしがき 米國に於ても法人の權利能力は、原則として法人の設立準據法に依るべきものとせられる。従つて法人の設立準據法に依つて法人の能力が制限せられてゐるときは、その制限はその儘法人に隨伴して如何なる他國にも及ぶものと認められるのである(ドール、法律衝突論二卷一六五節、一)。謂はば法人の設立準據法は能力に關しては法人の至るところに隨伴すること、恰も自然人の屬人法と同様であるから、之を法人の屬人法と言うべきである。従つて例えば、わが國法に準據して設立せられたるも、今は清算中の日本法人は、米國に於ても清算目的に必要な程度の權利能力しか有せず、設立目的たる事業を遂行するの能力は有しないということになるのである(日民七三條參照)。ところが大陸法系の諸國法と英米法との間に於ては法人の能力の範圍に關する實質上の觀念が根本的に異なる結果として、右の「能力は屬人法に依る」との原則をその儘一切の場合に貫徹せんとするときは、取引上種々の不便、支障を生ずる。そこで米國國際私法は、この原則を修正し、能力に關し、ある程度行爲地法に依るとの法則を認めることになつた。本稿は、主として近刊のラーベルの著書 (Rabel, *The Conflict of Laws*, vol. II (1947) pp. 157—164) に依りて、この修正法則の依つて来る由來や、その立脚する原理を窺ひ、わが國際私法の解釈理論の深化のうゑに幾分でも寄與しようとしたものに外ならない。尙ほ私は、先きに「米國に於ける外國法人の存在及び能力」と題する一文に於て(國民經濟雜誌八一卷四号)米國に於ける法人の能力問題に付て論じたが、その際紙幅その他の都合で詳細に論及し得ず「法人の能力外の行爲」などに付ては之を後日に期することを記しておいた。茲に補論と題したのは、先きの小論を法人の「能力外の行爲」に關し、補足し

ようとするのである。

一、法人の能力に関する法系の対立

大陸法では、法人の権利能力に付ても、自然人のそれと同様に取扱い、婚姻能力、遺言能力の如き法人の性質上当然享有し得ないものは別とするも、その外には別段の制限を置かず、法人も一般に権利を有し義務を負う能力を有するものとする。即ち法人も自然人と同様、商号、名誉、信用権等を享有し得る外、英米法に於けるとは異なり、法人の定款に記載せられた目的に依つてその能力が制限せられるとするが如きことはないのである。これは、法人と取引する第三者の利益保護のために法人の能力の範囲を無制限にしようとするもので、学者はこれを無制限説又は一般能力説と謂う。尤も法人の機関は定款や株主総会の決議には従わねばならない。即ちこれらのものに依つて制限せられた取引はこれをしてはならぬのではあるが、この場合に於ても尙且つ能力としては之を有し、唯之をなすことに依つて法人の機関の責任の問題を生ずるにすぎないのである（例えば、日商二六六條参照）。従つてこの場合に於ても法人の機関が第三者となした行為は、行為それ自体に詐欺その他の取消又は無効の原因が存しない限り、有効たることを失はないのである。⁽¹⁾

これに反して、英米のコンモン・ロー上は、法人はその設立行為に依り、その目的に照して附與せられた特定の権利能力しか有せず、法人が若し定款に記載せられた目的の範囲外の法律行為をなすときは、「能力なくして」(Ultra vires) 行為したものでありその行為は原則として何人の行為としても存在しないものとせられるのである。之を学者は制限能力説という。英國の裁判官はこの見解を自明なものであり、單なる英法上の法規たるに止まらず、如何なる法体系の一部としても認めらるべき大原則であるとした。而して土耳其の一鉄道会社の取締役が總會に於ける多数決に基きて金銭

の支拂をなそうとした場合に、その議決が会社の能力外である場合には、少数の株主は裁判所に右の行爲の差止命令を發することを訴求し得るとした。かくて裁判所は、單に外國会社の内部事項に干渉したのみでなく、英法と同一なものとの推定の下に土耳其法を適用したのである。⁽²⁾⁽³⁾

この対立の結果として、属人法の原則を貫けば、英米裁判所は、例えば、佛、白、伯その他の大陸法系の國の法人の一般的能力を承認しなければならぬのに対して、大陸法系の諸國やわが國の裁判所は、英米法人の能力が目的に依つて制限せられることを認めざるを得ないこととなるのである。

併し乍ら、法人の能力の制限を肯定する英米コンモン・ローの見解は、会社と取引する善意の相手方の利益の保護を害し、会社との取引の安全を脅かすことになるは、論を俟たない。蓋し「法人の能力は属人法に依る」との基本原則は、第三者が法人の能力の範囲を知っているか否かには無關係に妥當するからである。然るに米國ではひとしく、制限能力説に立つとはいうものゝ、各州の立法は互に相違するのであり、然も各州を共同の舞台として、活動する多数の事業会社ある結果として、制限肯定説及び属人法説に依つて生ずる取引上の支障は、他國に比して一層大なるものがあるのである。そこで裁判所は、一州の法人が州外で活動する場合に、右の不都合を緩和するために救済策を發見せんと努めるに至り判例上豊富な法的手段を展開するに至つたのである。

(1) 尤もフランスには、法人の能力は目的に依つて制限せられるとの英法の見解に多少類似した所謂「特別性の原則」(Principe de specialité) を認める學説がある。これは、本来法人に対する一定款上の目的以外の他の負担を課した贈與が有効なるか否か、の問題に付て生じた學説であつて、法人は一定の目的の下に存在するもの故、その目的以外の他の負担を附した贈與をうける能力はないとなすものである (Vareilles-Sommières, *Personnes morales* 1919 p. 47)。併しこの場合には廣い範圍の法人の能力の制限が問題となる訳ではないのみならず、この「特別性の原則」は法原則でないとの反對論もあることに注意しなければならぬ。即ちこの原則は、法人に対する贈與を認可するか否か、問題となつた場合に行政官廳は法人の特殊目的に従つてその認否を決すべしとする行政上の基準を示すにすぎず、之を

米國における法人の能力の準拠法補論

米國における法人の能力の準拠法補論

以て私法上の法規又は法人の能力に付ての制限とみるべきものではない」とらうのである。(Vareilles-Sommières, p. 49 n°90, Rigaud, Répertoire de droit internat. X, p. 271 n°151)

(2) Pickering v. Stephenson (1872) 14 L. R. Eq. 322. (Rabal, p. 158 note 167)

(3) わが國に於ける英米法上の法人の能力外行爲の理論の研究としては、松木「英法に於ける法人の能力外行爲の理論」民商法雜誌六卷二號三號、上柳「アメリカ株式会社法に於ける Ultra-Vires 理論」法学論叢五三卷五、六號、二四五頁以下等がある。

二、米國に於ける能力外理論の展開

然らば米國判例は如何なる手段に依つて、上述の不都合を緩和しようとするか。その若干を挙示すれば、(一)法人は定款に明記せられた能力以外に、コンモン・ローに依つて附與せられた「擬制的能力」(implied powers)を有するものとせられる。例えば法人が設立州外で行爲する能力、内部規則を制定する能力、訴をなし、賣買をなす能力の如きは、法人の性質に内在するものであつて、敢えて明示の能力附與あるを要しないとせられる。判例に曰く「自然人に対し自らを支配するものとして理性が與えられているのと同様に、法人たる團體も亦自己を支配すべき政治的理性として法を有せざるを得ず……従つてその爲めの條項がなくとも、法は之を供給するものである」と。⁽⁴⁾

(二) 次に能力を制限する多数の禁止法規は、法人が設立州に於てなす行爲にのみ妥當するものと解釈せられる。例之、遺言又は一般的讓渡に依つて土地を取得することに付ての成法上の禁止規定の如きがこれである。⁽⁵⁾尤もこの種の制限法規を如何に解すべきかは、極めて困難な問題を提供するのであつて、一般的に定款、内部規則又は一般成法中の如何なる能力規定が法人の州外活動にも伴うものであるかを決定するに足る包括的な基準は未だ発見されていないと言はれる。⁽⁶⁾但しこの問題はあく迄國內実質法規の解釈問題であることに注意すべきである。

(三) 一層適切な救済手段は、合理的に予期せられる法人の一切の活動を包括的に示すような巧妙な定款及び内部規則を作成することである。

(四) 法人のなした契約が定款記載の目的に違背しているにも拘らず、善意の相手方の利益保護のために法人の一般的能力 (general powers) を推定して之を有効とすることがある。

更に(五) 完全に履行せられた能力外の契約は有効であるとせられる。⁽⁷⁾ 又能力外の契約が当事者の一方に依つて履行せられたが、他方に依つては未だ履行せられていないときは、大多数の州裁判所の判例に依れば、未だ履行していない被告は能力外なることを理由として、契約の無効を主張し、履行を拒むことを得ないとせられる。⁽⁸⁾ この場合、契約が有効だとせられる理由は、禁反言の法則に基くものゝ如くである。⁽⁹⁾

結局、一般的に「能力外」の故に無効とせられるのは、未だ、当事者の何れに依つても履行せられていない契約のみである。尤も当事者の一方に依つては履行せられたるも、他方に依つては未だ履行せられていない「能力外」の契約も例外的に少数裁判所に於て無効とせられることがある。

(六) 数州で法人の設立がなされたときは、その法人がその何れかの一州に於て能力を有する限り、能力の欠缺を抗辯とすることは許されない。

これらの発展は、それぞれ充分なる意味をもち、又具体的場合に適合したものはあるが、これがために制限能力説は改良せられたとは言えず、むしろ破壊せられたらというべきである。そして残るところは、種々の裁判所判例のうちに見出される著しい食い違いや、混乱、不確実、不公正を含んだ不統一なる断片にすぎない。⁽¹⁰⁾

これらの事情の下に於て、根本的な改善策が希求せられたことは当然である。而して若干の州では事実上改善が達せ

られたのであるが、それは一部には、統一事業会社法 (Uniform Business Corporation Act)⁽¹¹⁾ の示唆に基づいて「能力外」の原則から多数の場合を除去するという方法に依つたのであり、他の一部では、法人の能力と取締役の権限とを區別して、取締役の代表権は依然として特記された目的に拘束されるが、法人自体は一般的能力を有するものとのより妥當な考方に立脚してなされたのである。⁽¹²⁾

- (4) ビール、前掲書七六〇頁註二、「はしがき」に掲げた、拙稿、九頁。
- (5) ビール、七六二頁、拙稿、九頁乃至一一頁、Restatement §165, Comment a)
- (6) cf. note, Columbia L. Rev. (1940) 1218; Rabel, p. 160 note 173.
- (7) Ballantine, On Corporations (1927), §72; Stevens, Handbook on the Law of Private Corporations (1935) §66, 上柳、前掲、二五二頁。
- (8) Ballantine, §74, p. 257-63, Stevens, § 70, p. 276-79.
- (9) 但し反対論あり、上柳、二五五頁註參照。
- (10) 上柳、二五二頁。Carpenter, Yale L. J. (1923) 49-58; Stevens, "Ultra Vires", 4 Cin. L. R. (1930) 419, 439.
- (11) この法律案に付ては、上柳、二六一頁參照。
- (12) この法律案に基いて立法した州は、ルイジアナ、アイダホ、ワシントン、オハイオ、ミシガン、ミネソタ等である。
- (13) California: C. C. §345, as amended by Stat. 1931, 1802; Ballantine, "Drafting a Modern Corporation Law," Cal. L. Rev. (1931) 473; Rabel, p. 161 note 179.

三、米國國際私法の發展

上述したところから、米國內の各州間の法律衝突を解決するためにも衝突規則が必要であることは、明瞭である。而してミズーリ州最高裁判所が、法人が契約に基いて訴えられた一事件に於て下した判決では、⁽¹⁴⁾ 被告たる法人が能力外な

る防禦方法を提出することを妨げられるか否かを決定するのは、履行地法ではなく契約地法であるとせられた。即ち設立準拠法は全く無視せられたのである。リストートメント（一六六節）は、この解決を一般化して、次の如き法則を採用しているのであるが、措辞極めて不明瞭であつて解釈上疑問の余地が頗る大である。即ち「外國法人に依つて爲さるべきことを指定せられた行爲の効果は行爲地の法律に依つて支配せられる」と。ラーベルは、この規則を最も合理的に解釈すれば『法人の能力は設立準拠法に依つて決定せられるが、「その能力外」の行爲の効果は行爲地の法律に依る』ということになるという（ラーベル一六二頁）。併しミズーリ裁判所は、旧伊太利商法と同様に、⁽¹⁵⁾法人の存否は屬人法に依るも、法人の能力問題には單純に契約地法を適用することによつて、この結果に達したのである。同裁判所のこの見解は、法人の能力はその屬人法に依るとの米國際私法の支配的見解とは絶対に調和しない。従つてこれを定式化したリストートメント一六六節の法則も、ラーベルのように解する以外に、合理的解釈の途はないように思われる。而して「能力外」の行爲の効果を行爲地法に依らしめたのは、偏に行爲地の一般取引の安全をはかるための止むを得ない処置であつたとみるより仕方がない。そうだとすれば、この法則は、ある意味に於ては、能力に関する國際私法の一般原則に対し、個別的事項に付ての特則を定めた特別法規とみるべき余地がある。併しこの法則の法理上の意味乃至根拠を明確化するに、尙他の諸法規との関連を考察する必要がある。茲には唯その一として、自然人の能力の準拠法に関する特則を法人の能力に類推適用する見解と對比してこれを考察してみようと思う。

若干のドイツ及び瑞西の学者は、「外國自然人が内國に於て取引行爲をなした場合に於ては、その者が屬人法上無能力たるべきときと雖も、内國法上能力者たるべきときは、内國に於てなしたる取引に関する限り、この者を能力者と看做す」との規定（独民施七條二項、日本法例三條二項）は、法人の場合にも類推適用せらるべきもの⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾となす。わが法例の解釈上こ

の見解を探るとすれば、米國会社がわが國でなした「能力外」の契約も、完全な能力を有する日本会社が締結したものと同様に、能力に関する限り有効だということになるの理である。⁽¹⁸⁾尤もこの場合、なる程右の類推適用は、外國法人の能力を行爲地法に依らしめはするが、実はこれは、行爲地が法廷地と同一國にある場合にのみ、そうなるのであつて、一般的に能力を行爲地法に依らしめるものとは根本的にちがう。即ちこの類推適用の場合の法理は、アメリカのリステートメントの採用した法則とは全然原理を異にするものなることに、注意しなければならぬ。前者は、謂はゞ、例外的な法廷地の公序規定であるのに反して、後者は之と立脚地を異にし、性質上例外規定とみることが得ないものがある。

尙ほ法廷地たる内國の取引保護のために外國法人の能力に付き法廷法を適用し、⁽¹⁹⁾又は米國に於ける如くこの問題に行爲地法を適用せんとする見解に対しては、根本的なる反對論がある。即ち外國法人は外國自然人よりも容易に認識せられ得るのであり、外國法人と取引する相手方に対して外國法人の性質目的に付き充分なる調査研究をなすことを要求するのは毫も過酷又は不当な要求とはいえない。故に自然人に妥當するこの法則を以て直ちに法人にも妥當するとなすことはその理由に乏しいとの反對説がこれである。⁽²⁰⁾併しこれに対してラーベルは曰く「國際取引にとつては、多大の費用と時間とを必要とするかゝる義務を除去することが望ましい。故に外國裁判所が、緩和されない英國の、又は甚しく錯雜した米國の「能力外」の法規を避けたとしても、それは宥恕せらるべきものである」と(一六三頁)。

右の見解は、一九三一年のカリフォルニアの改正州法に於て明認せられたのであつて「能力外」の防禦方法は、外國法人の場合にも廢止せられるに至つたのである。曰く「本節の規定は州内に於て外國法人の爲したる契約並に移轉及び州内に在る物的財産の外國法人に依る一切の移轉に付きこれを適用する」と(加州法三四五條末項⁽²¹⁾)。同様に一九三五年のミシガン州の一般法人法 (the General Corporation Act of Michigan of 1935) も、統一事業会社法に立脚して、取

締役、役員又は株主以外の者、及び行爲の能力外的性質に付て善意なる者に対し外國法人に依つて「能力外」の抗弁の爲されることを排斥する。⁽²²⁾

尙ほわが民法（三六條二項）には「外國法人はわが國に於て同種の日本法人と同一の權利能力を有すると認める」との規定があるから、米國法人がわが國でなした能力外の行爲の效力に付ても、その權利能力の行使に関する限りは、行爲地法たるわが民法に依るべきこととなる。而してこの法理が法例三條二項と同様にわが國の公序法規であることは嘗つて述べた如くである。⁽²³⁾ 加州法のそれがその法理的根拠に於て、わが民法と同一の立脚地に立つものと解すべきや否やは尙疑問の存するところである。（完）

- (14) Illinois Fuel Co. v. Mobile & Ohio R. Co. (1928) 319 Mo. 899, 8 S. W. (2d) 834; Beale p. 1215 n. 9.
- (15) Diena, Dir. Com. Int. I 313; Cavaglieri, Dir. Int. Com. 249; Rabel, p. 162 n. 183.
- (16) Wieland, Z. Schweiz. R. 43, 225; Kessler, Z. ausl. PR. (1929) 769; Nussbaum, D. IPR. 191 n. 6; Wolf, IPR. 72 n. 16. 並びに *Zeitschrift für Völkerrecht*, Neunmeyer, Int. Verwaltungsg. R. I 176; Frankenstein, 486; Schmitzer, Handels, r. 115; Raape, 137.
- (17) この類推適用の法理は、近時、ホーランド國際私法三條、リヨンヌマイン(P. G. R. Art. 235 par. 6) ドーチーヌマイン(C. Com § 502 par. 2) 及びおさらく伊太利にても (Disp. Prel. 1942 Art. 17 par. 2) 立法化せられた由である (Rabel, p. 163 n. 185)°
- (18) わが國にも、商會社の權利能力に付て目的に依る制限を認めず、一般的權利能力を肯定せんとする有力な學説がある。例之、田中誠二博士「會社の權利能力の目的による制限の否定論」一橋論叢一八卷五、六号、柚木博士「法人の能力の限界に関する判例法の検討」國民經濟雜誌八〇卷三、四号二八頁。
- (19) 國際私法上「取引保護主義」が如何なる存在理由を有するかに付ては、江川教授「國際私法に於ける取引保護主義について」——その比較國際私法的考察——（杉山教授還曆記念論文集に集録）なる論文がある。
- (20) Rabel, Z. ausl. PR. (1929) III 810; v. Bar. in Ehrenbergs Handbuch, I 344.
- (21) この法律並に米國に於ける能力外理論からの漸次離脱の傾向に付ては、Schlink, Die Ultra-vires im englischen PR. s. 156 ff.
- (22) ラーネル、一六三頁註一八八、15 Mich. Stat. Ann. (1935) § 21. 11, Gen. Corp. Act, Publ. Acts 1935, No. 194§ 11 par. 2.
- (23) 拙稿「法人の渉外的活動」國民經濟雜誌七八卷一号。

米國における法人の能力の準拠法補論

戦争インフレーションの歴史

—— 第一次大戦の実証的研究 ——

宮 田 喜 代 藏

目 次

一 意

図

二 第一次大戦インフレーションの三つの時期

- (1) インフレーションの期間と類型
 - (2) 戦時インフレーションの期間
 - (3) 戦争直後インフレーションの期間
 - (4) 復員時インフレーションの期間
 - (5) 示唆するもの
- ### 三 第一次大戦インフレーションの三つの類型
- (1) 戦後デフレーション國（旧平價解禁國）
 - (2) 中規模インフレーション國（金平價切下國）
 - (3) 超インフレーション國（金平價切下と称呼價值切下國）

戦争インフレーションの歴史

一 意 図

本稿は一九一四年より一九二八年に至る時期における各國のインフレーションを調査した結果見出された、インフレーションの三つの期間と三つの類型との研究成果である。この時期は、一九一四年の第一次大戦発生から、戦後の経済復員の大体完了した一九二八年に至る謂はば「第一次大戦とその復員期」にわたる十五年間である。それは英國に資本主義の成立してから今日に至る約百七十五年にわたる経済発展の「第三段階」(一九一四年—一九五一年)のうちの最初に位置する「第一時期」(一九一四年—一九二八年)に当る。

第一 世界資本主義の発展は三つの段階に区分される。(一)十八世紀末葉から十九世紀中葉までの古典的資本主義の段階、(二)その後の高度資本主義の段階、(三)一九一四年の第一次大戦以来の資本主義の段階がこれである。第一次大戦以来世界経済及び國民経済は構造變動を遂げ、世界資本主義はすでに矛盾を深めて来てをり、特色ある一段階を劃している。従つて其処に登場したインフレーション及びこれに關聯する通貨処理はこの段階の特色、そこでみられる矛盾と關聯せしめることなくしては、その生成と発展、その意味と性格、さらにはその作用と影響を充分に理解しえないのである。かくてこの第一次大戦以来の資本主義の段階に登場したインフレーション及び通貨処理の問題は、それ以前の前段階に現はれた通貨問題と異つた性格において独立に取上げることができる。

第二 この一九一四年から一九五一年にいたる三十八カ年間の資本主義の段階は、さらに三つの時期に区分される。

(一) 第一次大戦とその復員の時期、(二) 世界恐慌とその回復の時期、(三) 第二次大戦とそれ以後の時期である。そして本研究の直接に対象とする時期は、第一時期たる一九一四年から一九二八年に至る「第一次大戦及びその復員経済」の十五年間である。この第一時期におけるインフレーションと平価切下の特色は、戦時及び戦後のインフレーションの跡仕末を目的とする通貨処策として平価切下の行はれたことにある。それはインフレーションの跡仕末としての安定的平価切下であつた。第二時期たる世界恐慌時には、不況のどん底にあつて各國は金本位制から離脱して爲替下落を惹起し、又は積極的に平価切下を行つてインフレーションを意識的に引きおこした。それはインフレーション促進策としての平価切下であつた。第三時期たる第二次大戦後においては、インフレーション処策としては過剩購買力の封鎖又は通用平価切下が行われた。かように本研究の取上げる第一次大戦期のインフレーション及び通貨問題は、世界恐慌期のそれとも、第二次大戦期のそれとも區別される特異の性格をもち特殊の影響をもつものとして独立の研究対象をなすものである。本稿でわ同時期におけるインフレーションの三つの期間とそこで見られる三つの類型とを明らかにしたい。

二 第一次大戦インフレーションの三つの期間

(1) インフレーションの期間と類型

第一次大戦時代に於けるインフレーションは、その経過のうえから三つの「期間」に区分して考察することができる。第一、二期は戦時インフレーションの期間であり、第二期は戦争直後インフレーションの期間であり、第三期は一九二〇年の経済反動以後世界金本位制の回復に至る期間である。

さらに第一次大戦時代の各國のインフレーションは、その現象形態のうへから三つの「類型」に分類して整理するこ

とができる。第一類型は、戦時インフレーション及び戦争直後インフレーションを経験したのみで、一九二〇年の反動期以後再びインフレーションを見なかつた爲め平價切下を行ふことなく旧平價金解禁を実施した國々であり、第二類型は、一九二〇年の反動期以後再び中規模のインフレーションを惹起し、これを整理する爲めに金平價切下を行つた國々であり、第三類型は、この反動期以後に超インフレーションに襲はれ、これを処理する爲めに金平價切下及び称呼價值切下を同時に併び実施した國々である。従つてこのインフレーションの三つの類型は、前にインフレーションの経過のうへで区分した三つの期間のうち第三期に於ける現象形態の相違によつて區別されたものであるが、而かもそれは又インフレーションが平價切下によつて整理されたか否か、及びそのさい称呼價值切下を伴つたか否かの点に於いて明確に辨別される特殊性をもつている。

第一次大戦時代に於ける戦時経済及び其の戦後経済を含む約十五カ年は、世界史に於いて一つの特定の時期を劃するものであるが、この歴史的段階に登場したインフレーション及び平價切下もまた特殊の意義と役割をもつていた。一九一四年七月勃発した世界大戦は四カ年半にして終了したが、この戦時経済の残した影響を清算して謂はゆる経済復員を完了する爲めには約十カ年の戦後経済の時期を必要としたものである。この事情は吾々がいま取扱つてゐる貨幣制の問題に就いて最も顯著にみられる。すなはち一九一四年七月世界大戦の開始されると同時に、殆んどすべての國は金本位制を停止し、茲にインフレーションの起りうる門戸が開かれた。戦時中は貨幣・銀行制度をはじめ一切の経済施設を動員して戦争遂行の目的の爲めに結集したが、発券制度も亦戦費調達の爲めに利用され通貨の異常なる膨脹をみるに至つた。さて戦争終了とともにこの戦時経済の体制は再び平時経済体制に轉換されたが、この経済復動員の爲めには戦争動員に要した以上の長い期間を必要とした。一九一四年に世界的に停止された金本位制が戦後再び國際本位制として全面

的に回復されたのは、一九二八年六月のフランスの金解禁の時点なりと解釈することが許されるならば、戦後に於ける貨幣制の復員の爲めには十カ年の歳月を必要としたと言える。實に一九一四年七月より一九一八年十一月に至る四カ半年の貨幣面に於ける戦時経済動員の後をうけて、一九二八年六月に至る十カ年の戦後経済復員の時期が続いてゐるのであつて、吾々のインフレーション及び平價切下の経験とわ主としてこの十カ年の戦後経済復員の時期に於いて各國の体験した事実なのである。

さて一九一四年の開戦より一九二八年に國際金本位制の復帰されるに至るまでの十五カ年の歴史的段階に於いて登場したインフレーションの事實はその経過のうえから三つの期間に区分することができる。

(2) 戦時インフレーションの期間

第一期 一九一四年七月末世界大戦の開始より一九一八年十一月の終戦に至る四カ年半の戦時経済の時期に於いて、各國に出現した戦時インフレーションの期間である。大戦の勃発と同時に、交戦國たると中立國たるとを問わず殆んどすべての國々は金貨兌換を停止し、金自由輸出に禁止的制限を加えたので、茲に戦争及び戦後のインフレーションを可能ならしめる地盤が作られた。むろん金本位制の停止そのものがインフレーションを惹起するのではなく、それは單に紙幣発行に加えられていた従来制限をば廢止して、インフレーションの發生しうるための地盤を作つたにすぎなかつた。そしてこの地盤のうえにインフレーションを現実化したのは、戦時経済及び戦後経済を営む爲めに必要であつた莫大な費用を調達する目的をもつて行われた不換紙幣の増発であつた。然るにこの増加された購買力に対立する商品供給量は相對的に著しく減退し、茲に現実に一般物價の騰貴をみるに至つたのである。

さて第一次大戦中に各國の経験した戦時インフレーションは、戦争後に起つた復員インフレーションに比較するなら

ばなお比較的小規模のものであり、且つ各國ともに大体同一程度の進展を示していたことを特色としている。すなわち

終戦時点物價騰貴率 (一九一三年を一とす)

第一類型	第二類型	第三類型
オーストラリア アメリカ 日本 カナダ イギリス スイス デンマーク スウェーデン ノールウェー オランダ	イタリヤ フランス フィンランド ギリシア	オーストリア ハンガリー ロシア ドイツ
一・七八 一・九六 一・九六 一・九九 二・二五 二・三四 二・三四 三・三九 三・四五 三・七三	四・〇九 三・九二 五・八五 三・七二	一四・二〇 八・五八 二七・八〇 二・一六

戦時インフレーションの時期に於ける物價の騰貴は殆んどすべての國を通じて同一の割合をみせており、且つその程度は大体戦前の水準に比して二倍ないし四倍の騰貴たるにすぎなかつた。いま戦争前(一九一三年)に於ける物價水準を基準としてみたる終戦時点(一九一八年十一月)における各國の物價の騰貴率は上表の如くである。

いま茲に明らかにした戦時インフレーションの特色は、吾々が次項で區別するインフレーションの三つの類型のいづれに就いても一般的に安当する。換言すれば、戦後復員期に再びインフレーションを起すことな

く整理した第一類型の國々についても、又その時期に最高百倍までの物價騰貴をみた第二類型に於いても、なほその時期に一万倍、百万倍、一兆倍といふ大規模な物價騰貴に陥つた第三類型の國々についてみても、この戦時インフレーションの時期に於いては等しく二倍から四倍の物價

騰貴率を示してゐたにすぎなかつたのである。かのドイツの如く其後僅か五カ年にして物價騰貴率一兆倍といふ超インフレーションを見た國と雖もなほ終戦時に於いては二・一六倍といふ物價水準を保つてをり、他の戦勝國のそれと大差はなかつたのである。尤もロシア、オーストリア及びハンガリーのみは例外であつて、ロシアには一九一七年二月及び同年十月と引続いて革命が起つてをり、オーストリアに於いても一般的終戦前に旧帝國の崩壞の事があつて、一九一

八年十一月の戦争終了の日には、いづれも他國に比し大巾の物價騰貴が現はれていた。かかる特殊の諸國を例外とすれば、其他すべての國々に於いて戦時インフレーションが小巾の物價騰貴で終つたのは、一つは戦時中各種の經濟統制が行はれてをつた爲め、需要と供給との現実の矛盾もその効果を外部に全面的に暴露せずに済んだことによるのである。然るに戦争終了後經濟統制が徹底され又は緩和されるや、戦時中培はれていた根本的矛盾が漸くその効果を發揮することとなり、經濟政策にして適切を欠ぐに於いては制御しえない状態に陥る危険をもつたのである。従つてたとえ戦時中大巾の物價騰貴を實現しなかつたからとて、この期間經濟生活に矛盾が存在しなかつたと速断してはならないのであつて、戦時中に重積されたインフレーションへの原因も、統制によつてその顯現することが抑圧されてゐた場合に於いては、戦争終了後統制が徹底された日、その作用を發揮することを看逃してはならない。

(3) 終戦直後インフレーションの期間

第二期 一九一八年十一月世界大戦の終了より一九二〇年春（遅れた國では秋）の財界の反動期に至る一カ年半の戦争直後に各國の經驗した終戦直後インフレーションである。この期間のインフレーションの特色として挙げられることはそれが第一期のインフレーションと同様に殆んどすべての國に起つたこと、且つそれらの國々に於いてほぼ同一の長さの期間だけ経過して終了してゐることである。なほその期間中に實現した物價騰貴の割合についてみるに、各國の物價騰貴率の間に可なりの相違があつた。殊に一九二〇年以後超インフレーションを惹起した第三類型の國々においては、この時期において既に可なりの規模のインフレーションを経験している。

戦争の終了と同時に交戦各國は直ちに従来の戦時經濟体制を平時經濟体制に切替へる經濟轉換工作に着手した。戦時中軍需品の生産に従事してゐた多くの産業部門はいまや民需品の生産の爲めに轉換されることとなつたが、こうした産

業の再配置の実現される期間に於いては、需要は俄かに増加するに拘らずこれを充たす供給は未だこれに應じて増加しえないといふ状態を経過しなければならない。かくて戦争直後の短い過渡経済の時期に経済轉換インフレーション（謂はば轉換景氣 replacement boom）が各國共通の出末事として経験された。然るにこの経済轉換のための景氣は一カ年半ないし二カ年継続したのち、その反動として不況に轉じたのであつて、早くも一九二〇年春には一般物價の下落が各國を見舞つたものである。アメリカは終戦後逸早く独り金本位制に復帰し（一九一九年六月五日金解禁）金融統制に着手した爲め、ここにインフレーション昂進の傾向は抑制された。こうしたアメリカに於けるインフレーション抑制の影響は國際的に波及し、これを機会に一九二〇年三月ごろより経済的衰落は世界的規模に於いて進展したものである。やや遅れてこの影響をうけたフランスの如きも、同年十一月を頂上として物價水準の衰落をみせるに至つた。この戦争直後の轉換インフレーションは殆んど世界各國に於いて一様に目撃された事実であるとともに、一九二〇年に遭遇したその反動もまた各國の齊しく経験したところである。戦争後既に可なりのインフレーションの昂進しつつあつた第三類型に属する國と雖も、なお或る程度までこの國際的反動の影響を蒙っているのである。

戦時及び終戦直後の物價騰貴率（一九一三年を一とす）

型類三第		型類二第	型類一第	
ド ロ ハ オ	イ シ ガ ス	キ リ シ ア	イ タ リ ア	オ イ ス ト ラ リ ア
ツ ア ー	リ ア	ア	ア	カ ナ ダ
二・一六	二七・八〇	三・七二	四・〇九	一・七八
四・〇〇	二七・八〇	三・二二	六・二四	二・二七
一一・五一	四六・五六	三・二二	五・八九	二・四四
	四・〇〇		一一・八三	二・六〇
			三・二二	二・四四
			三・二二	二・八三
			三・二二	二・四七
			三・二二	三・四〇
			三・二二	三・四七
			三・二二	三・八二
			三・二二	二・九二

然らばこの戦争直後の一カ年半の時期に経験した物價水準の騰貴の割合はいかなる程度のものであつたであらうか。終戦時点たる一九一八年十一月の物價水準と比較して、反動期までに上騰した程度は大體前頁の表に示されている。

これによつて明らかなように、この時期のインフレーションに於ては各國の物價騰貴率の間にかなりの開きが生じている。即ち第三類型に属する敗戦の憂目をみせた國々及び革命によつて經濟界の動搖を生じた國々に於いては、この期間にあつて既に相当の程度のインフレーションを余儀なくされているのである。しかし第一類型、第二類型の國々に就いては未だ大規模のインフレーションに遭遇するに至らずして、早くも反動をみせたわけである。

(4) 復員時インフレーションの期間

第三期 多くの國々は一九二〇年の反動期以後に於いて再びインフレーションに見舞われた。終戦直後の轉換インフレーションの時期を経過したのち、一九二〇年各國は一度反動的デフレーションを体験したのであるが、其後一兩年又は数年のち再びインフレーションに遭ふこととなつた多くの國々をみるのである。一九二〇年の春から秋にかけて世界各國を一斉に襲つた經濟反動は、其後兩三年にして次第に安定され、一九二二年の末より景氣は世界的に回復の緒についた。然るにその後には於ける各國の一般物價の動向は各國の特殊事情の爲めにそれぞれ異なる趨勢を示してゐる。而してこの第三期に於ける世界各國の貨幣情勢は、吾々の當面してゐるインフレーションとの關係に於いて、截然區別される三つの類型に分類されるのである。曾つての戦時インフレーションの時期に就いてみると、殆んどすべての國々の物價騰貴はその性格に於いてもその程度に於いても大體差異がなかつたし、また戦争直後の轉換インフレーションと雖も大多數の國々の物價騰貴の趨勢はだいたい軌を一にしてゐたものである。これに反しこの第三期に入るや、各國の一般物價の趨勢は各國の特殊の事情を反映してそれぞれ著しく異なる動きを示すに至り、茲にその性格のうへでも、

その程度の点でも明確に辨別されうる三つの類型を呈示することとなつたのである。而かもこれら三つの類型の國々は、そのインフレーションを整理して金本位制に復帰するに當つて採る本位政策に於いても異なる工作を必要とするに至り、従つてこの本位政策の影響も亦それぞれ異つてゐる。

(5) 示唆するもの

吾々はこれら三つの期間に於けるインフレーションの経過を通覽するとき、次ぎの如き示唆を受ける。第一は、吾々が第一次大戦に結びついて屢々聞くところの戦争インフレーションは、第三期の復員経済の時期に發生せるものであるといふことである。戦争時四カ年半に起つた戦時インフレーションの期間に於いては僅かに二倍ないし四倍の物價騰貴をみたにすぎず、また戦争直後の轉換インフレーションの間に於いても大巾の物價騰貴をみなかつたのであつて、吾々が前の世界大戦と結びついて問題としてゐるかのフランス、ベルギー、イタリア等の戦後インフレーション、並びにドイツ、ロシア、オーストリア等の超インフレーションの实例は、すべて一九二〇年の反動期以後に本格化した復員経済の時期に起つたものである。戦争中統制の力によつてよく物價の著しい騰貴を抑へえた國々が、戦後の復員経済の十カ年に垂んとする期間に於いてインフレーションの抑制に失敗して、或は中規模のインフレーションを惹起し、或ひは超インフレーションの惨害を蒙らざるをえなくなつたものである。眞のインフレーションの危険は、戦時中に発現するものうちに存したのではなく、また戦争直後の轉換インフレーションの間に現はれたものでもない。それはむしろ戦争直後のインフレーションを経過した後、可なり長期間に亘つて実行される本格的なる経済復員の期間のうちこそ發生する可能性が含まれていたのである。わけてもこの戦後の復員時代に完遂すべき復興事業及び賠償問題より生ずる國家財政の不均衡こそ、超インフレーションの禍根をなしたものである。すなはち戦後経済に課せられた経済復員の大臣

のうちでも、各交戦國が自國の蒙つた戦争災害を復興する爲めの巨額の費用と、そのうへ敗戦國として相手國の戦争犠牲をも賠償するために荷ふべき莫大なる負担とは、戦後に於ける國家財政のうへに最も重い圧力として作用し、この第三期に於ける復員時インフレーションの最も重要な根源をなしてゐる。

第二に、これら三つの時期のインフレーションの経過を通覽するとき、戦時及び戦後のインフレーションと雖も、必ずしも上昇の一端を辿つて一直線に發展してゆくものではないことが了解される。戦時中昂進し続けて来たインフレーションは、終戦とともに暫く停止したが、さらに轉換インフレーションとして上昇するに至つた。しかしこの轉換景氣も亦一カ年ないし二カ年にして反落期に入り、物價下落をみせた。而して戦後本格的なインフレーションを経験した國々は、この一九二〇年に於ける反落期を経過したのち兩三年ならずして再び物價上昇の趨勢に轉じたものである。かくの如く第一次大戦に結びついて語られる謂はゆる戦争インフレーションと雖も、その経過のうちに於いて一進一退の動きをみせつつ、趨勢的に上昇して来たのである。吾々は可なり長期に亘る復員經濟の期間に於けるインフレーションの一上一下の動きを考察するとともに、かかる短期の変動を貫いて実現されてゆく、長期に亘る大局的なる物價水準の動きをも注目していかなければならない。

三 第一次大戦インフレーションの三つの類型

第一次大戦中及び戦後の十五カ年（一九一四年より一九二八年に至る）を通じて各國を襲つたインフレーションは、その現象する態様のいかんによつて三つの類型に分類することが出来る。これら三つの類型のインフレーションの區別される表面的な標識は、まづインフレーションの進展状態のいかん或はインフレーションの規模の大小である。しかし

こうした一般物價の騰貴率の大小いかんわ、ひいてわこれを整理する爲めに採用する貨幣工作をも制約することとなり、茲にインフレーションに続いて平價切下が採用されるか否かの区別が生れ、さらに進んで平價切下工作と同時に貨幣單位の称呼價值切下が随伴して行われたか否かの相違を生ずることとなつた。従つて吾々はこれら三つの類型のインフレーションを區別して、その特質を吟味してゆかう。

(1) 戦後デフレーション國 (旧平價解禁國)

第一類型 一九二〇年の經濟反動期以後インフレーションの再発を抑制することができ、従つて戦前の旧平價にて金本位制に復帰した國々である。この第一類型に属する國々も、第一期の戦時インフレーション及び第二期の終戦直後インフレーションを経験したことわ、第二、第三類型に属する國々と何等異なるところわない。然るに一九二〇年の反動

旧平價解禁國一覽

國	金本位停止期日	金本位復帰期日
アメリカ	一九一七年九月七日	一九一九年六月五日
スエーデン	開戦直後	一九二四年四月一日
イギリス	一九一九年四月一日	一九二五年四月二十八日
オランダ	一九一四年八月三日	一九二五年四月二十八日
オーストラリア	一九一五年七月十四日	一九二五年四月二十八日
ニュージーランド	開戦直後	一九二五年四月二十九日
カナダ	開戦直後	一九二六年七月一日
デンマーク	一九一四年八月二日	一九二六年七月一日
アルゼンチン	一九一四年九月三十日	一九二七年一月一日
ノールウェー	一九一四年四月四日	一九二八年五月一日
スイス	一九一五年七月十六日	一九二八年八月一日
日本	一九一七年九月十二日	一九三〇年一月十一日

期に一般物價の反落をみたのちそのまま物價水準の低落を継続して安定せしめ、再びインフレーションの惹起することを抑制しえた爲に、戦前の旧平價にて金本位制を回復することに成功した点に於いて、他の二つの類型から區別されるのである。

いまこの類型に属する國々と、それが金本位制を停止した期日及び金本位制え復帰した期日とを示せば上表の如くである。

この表から読みとりうるように、この第一類型に

属する國々は世界大戦中、中立を維持していた國々及び交戦國のうちでは経済力の大きな國々又はその属國であつた。これらの國々は戦時インフレーション時代に於いては、大体戦前の三倍の物價水準に昇つたにすぎなかつた。そして一九二〇年の物價反落を機会として國內経済の整理を敢行し、再びインフレーションに逆轉することを避けることが出来た。その爲めこれらの國々が金解禁を行つた当時に於ける物價水準は、次ぎの表に示す如くすべての國を通じて大体戦前に比して五割高の程度に安定せしめられていた。(一四五頁参照)

金解禁時点の物價水準 (一九一三年を一とす)

國名	金解禁期
デンマーク	一九二七年
オランダ	一九二五年
日本	一九三〇年
日	一九二四年
スエーデン	一九二八年
カナダ	一九二六年
ノールウェー	一九二八年
スイス	一九二八年
オーストラリア	一九二五年
イギリス	一九二五年
アメリカ	一九一九年

アメリカの如く終戦直後僅か七ヶ月にして率先して金解禁を断行した國に於いては、物價水準は未だ充分に低落をみせていなかったが、其他の國々は反動期以末五年ないし七年に亘る整理期を経て、一般物價水準を戦前の五割高の水準にまで引下げたうへ旧平價にて金解禁を実行したものである。これらの國はその一般物價をかかる低位の水準にまで引下げることが出来たればこそ、金本位制に復帰するに當つて戦前の金平價を再び採り上げることが出来たのであつた。

かようにこの第一類型のインフレーションの特色は、第一期第二期を通じて大体戦前の水準の二倍の高さまで上昇していた一般物價をば、一九二〇年の反動期以後漸次整理してゆき、五年ないし七年の間に漸く戦前の五割高の水準に安定せしめえた爲め、よく旧平價にする金解禁を行いたことに存している。しかしこの事の爲めにこれらの諸國は一九二〇年の反動期以後の数ヶ年間整理工作による経済不況に悩まされたとともに、なお金本位制に復帰した以後に於いても國內物價と世界物價との矛盾の爲めに重圧をうけざるをえなかつたのである。

る。すなわちこの類型に属する國々は、アメリカを除けば一九二〇年に続く十カ年の世界的なる戦後経済復興期に於いて、インフレーションを起さなかつたのみではなくむしろデフレーションを体験したことに於いて、他の二つのタイプの國々から區別される特殊性をもつていたのである。吾々がこれらの一群の國々を「戦後デフレーション國」として特色づけて表示している所以は茲にある。この間にあつてアメリカは（一九二四年以来）巧なる信用統制によつて一般物價水準を戦前の五割高の水準に安定することができて、謂わゆる「永久の繁栄」を実現していた。これに反しイギリスの如きは、反動期以後物價低落と爲替上騰によつて産業界は重圧をうけて来たが、一九二五年の金解禁の翌年には遂に國內産業も海外貿易も甚しい不況に陥らざるをえなかつた。さらにこの關係に於いて看過しえない事情は、これらの諸國はかくの如くに物價水準を引下げて金解禁を行つたものではあるが、それにも拘らずなおこの物價水準は戦前に比して五割高の地位を占めており、従つて第二、第三類型の平價切下を實行した國々から庄迫をうけざるをえなかつたことである。すなわち第二、第三類型の國々は、第一類型の國々に比して遙かに高い物價水準をみせてはいたが、しかしこれらの國はその物價騰貴の割合に対応して金平價を切下げ、従つて爲替相場を引下げることができた爲めに、その國內に於ける物價高は爲替安によつて相殺された。従つて第一類型の國々がその物價水準を引下げたとはいえないなお戦前の五割高の水準を占めていた限り、平價切下金解禁國からの重圧をうけざるをえなかつたのである。かくて第一類型の國々は、一方では國內物價の低落の爲にデフレーションの苦惱を嘗めながら、他方それにも拘らず國際貿易のうえで平價切下國から爲替高による重圧をうけたのである。それゆえ一九二九年以来の世界恐慌の進展するや、その深刻なる影響をうけることの最も早期で且つ最も大きかつたのわこの第一類型に属する國々であつて、この恐慌期に逸早く金本位制から離脱するか（英國及び日本）或いは積極的に平價切下を断行して（米國）もつて爲替相場を引下げ、物價水準を引上げて

經濟不況を打開するための通貨措置を採ることを余儀なくされたのである。

(註) 拙稿「マクミラン報告に現われた平價切下論」商業經濟論叢 昭和七年十月

(2) 中規模インフレーション國 (金平價切下國)

第二類型 一九二〇年の反落後の第三期に於いて、再び中規模のインフレーションを惹起した爲め、その貨幣價值下落の程度に應じ中規模の平價切下を行つて金本位制に復帰した國々である。すなわち第一期の戦時インフレーション及び第二期の戦争直後インフレーションを経過した後ち、一九二〇年の經濟反落期に物價水準の低落をみせたが、しかも其後再びインフレーションを誘発したものである。この第二類型に属する國々に就いてみるに、第一期、第二期のインフレーションの経過及び程度に於いて事情を等しうするものがあつたが、この第三期のインフレーションにわその原因も異なり、その起つた時期、進展経過及び物價騰貴の程度もそれぞれ異なつていた。またこの類型に属する國々の經驗したインフレーションの進行程度は、第一類型のものよりは、大巾のものが多かつたが、しかし第三類型の場合に比較すればなほ緩慢であつた。それゆゑ金本位制に復帰するに當つて採つた態度をみるに、第一類型の國々が旧平價解禁を行つたのに対して、第二類型の國々は平價切下を行わねばならなかつた。しかしまた他方第三類の國々が大巾の平價切下を行つたのに対して、第二類型の國々は中巾の平價切下を行つたわけである。なおこの第二類型の國々の行つた平價切下わその程度が中規模であつたのみでなく、平價切下の技術的方法としても單に金平價切下の工作を行つたのみで、貨幣單位の稱呼價值切下を伴わなかつた点に於いて第三類型と區別される。いまこの類型に属する國の代表的なもの物價騰貴率(一九一三年を一とす)、平價切下率及び金解禁の行われた時点を金解禁の年代の順にみれば、次の如くである。(一四五頁参照)

平價切下の程度と時期

國名	物價騰貴率(倍)	平價切下率(分の一)	金解禁期
フィンランド	一〇・九四	七・六一	一九二三年一月
ベルギー	八・五六	七・〇〇	一九二六年十月
イタリヤ	四・六三	三・六六	一九二七年十二月
ギリシア	二二・〇〇	一四・八七	一九二八年五月
フランス	六・三九	四・九二	一九二八年六月
アラビア	三〇・七二	二七・〇〇	一九二八年十二月
ルーマニア	四〇・〇〇	三二・〇〇	一九二九年二月
チェッコ・スロヴァキヤ	八・七六	六・八四	一九二九年十二月
ユーゴスラビア		一一・〇〇	一九三一年五月
ポルトガル		二四・四〇	一九三一年六月

(註) 拙著「平價切下論」七三頁以下

この第二類型の國々は、戦時インフレーションの期間に、戦前の水準に比して四倍程度の物價騰貴を惹起していた。この点に於いて第一類型の國々が概して戦前の二倍程度の物價騰貴にすぎなかつたのに対して、既にその二倍の高位を示していたことが了解される。而して戦争直後の轉換インフレーションの期間には、この第二類型の國々

の物價騰貴率はすでに戦前の六倍ないし十六倍へ上騰し、第一類型のそれが戦前の三倍以内に止つていたのに対照される。しかし一九二〇年の反動期にはこの第二類型の國々も亦一度物價の反落をみせたものであつたが、彼等は其後の復員経済の期間に於いて再び新しくインフレーションを誘致したものである。而かも多くの國々ではこの復員インフレーションの期間中に一九二〇年の反動期前に到達していた一般物價水準よりもさらに高い水準に昂進していたものである。その爲めこの高い物價水準を戦前の水準まで引下げて安定することが困難となり、遂にインフレーションによつて現実に到達した一般物價ないし爲替相場の水準を承認し、爲替相場の下落率を基準として法定金平價を改訂し、この新平價をもつて金解禁を行つたのである。いまこの第二類型には戦勝國の一部と戦敗國の一部のものが属している。換言すれば、戦勝國のうち或ものは第一類型に属し或るものは第二類型に属してをり、戦敗國については一部は第二類型に他の一部は第三類に属していることを物語つてゐる。

(3) 超インフレーション國 (金平價切下及び称呼價值切下の國)

第三類型 第三期に於いて極めて大規模なる超インフレーションに襲われた爲め、金本位制に復帰するに当りこれに對應して極めて大巾の平價切下を行い、これに伴つて貨幣單位を變更しその称呼價值切下を行つた國々である。この範疇に属する國々の物價騰貴率(一九二三年を一とす)金平價切下率及び金本位制復帰の期日を示せば次ぎの如くである。

平價切下の程度と時期

國名	物價騰貴率	平價切下率	金解禁期
オーストリア	二万五百倍	一万四千四百分の一	一九二五年三月
ハンガリー	一万八千倍	一万四千四百七十五分の一	一九二六年十一月
ポーランド	二百二十七万倍	二百二十二万分の一	一九二四年四月
ロシア	六百六十四億倍	五百億分の一	一九二四年三月
ドイツ	一兆二千六百億倍	一兆分の一	一九二三年十一月

これらは、敗戦の爲めか然らざれば革命

の爲めに國民經濟の紊亂を余儀なくされた國々である。これらの國々に於いても、敗戦又は革命をみるに至る迄の戦時インフレーションの時期に於いては物價騰貴の性格

は第一、第二類型のそれと本質的に異なることなく、又その程度も大した相違は見られなかつた。しかし戦争に敗れ、又は革命の嵐に襲われた爲め、一九二〇年の反動期迄には可なりの物價騰貴をみせていた。一九二〇年の春の物價水準を戦前の水準に比較するに、オーストリアは八〇・一一倍、ハンガリーは四六・五六倍、ポーランドは一・一七倍、ロシアは四、一八〇倍、ドイツは一二・五一倍の高位位置を示していた。なおこれらの國々も一九二〇年の反動期には、インフレーションの昂進を一時停止したようにみえたが、それも東の間であつて、間もなく國內物價の騰貴、爲替相場の下落は急速に且つ大巾に行われ、其後二三カ年の間に超インフレーションに突入した。(一四五頁参照)

しかしながら他方これらの國々では、かくの如く戦後早くも大規模のインフレーションをみたことが、却つて早期に金本位制に復帰しえた動機をなしていると言ふことができる。すなわちこれらの國々は戦後インフレーションに於いて

極めて大規模なる物價騰貴を實現したため、もはやこれを戦前の水準にまで引下げることが不可能なることを認識するに至り、従つて逸早く戦前の状態への復元を断念し、この事実上實現している貨幣價値を基準として安定的整理を實行しようとして決意したものである。かくしてオーストリアは一九二二年の中葉より平價切下による幣制安定のための準備に入り、爾来一九二五年立法的平價切下の行われるまで安定政策を継続した。すなわち一九二二年末にはすでに物價水準は戦前の二万倍に、爲替相場は戦前の一万四千分の一に低落していたので、この貨幣價値の低落状態を基準として平價切下率を一万四千百分の一と決定し、これを維持しようとする事実上の安定政策を講じたものである。またドイツも一九二三年秋物價騰貴及び爲替下落の状態からみて貨幣價値が一兆分の一に下落した後ちをうけ、これを戦前の水準に引上げることを断念して、一九二三年十一月事実上一兆分の一の平價切下を行い、其後一カ年この水準で安定せしめたるへ十月新らしいライヒス・マルク金本位制を採用した。ロシアも一九二四年三月物價水準が六百六十四億倍に上騰したのち、五百億分の一の平價切下によつて金本位制へ歸つた。かくの如くこれらの國々はすべて戦後インフレーションによつて極めて大巾の物價騰貴をみたので、却つて大した躊躇なく戦前の貨幣價値の水準に復歸することを断念して平價切下解禁の途を撰んだのである。

(4) 示唆するもの

以上三つの類型を対照するとき、これから吾々は如何なる示唆をうることができるであろうか。

まず、第一類型に属する國々は中立國であるか交戦國のうちの一部の強國であるのに対し、第二類型に属する國々は交戦國の他の一部分及び敗戦國の一部であり、第三類型に属する國々は敗戦國か然らざれば革命のため秩序の崩壊した國々である。即ち、等しく戦勝國でありながら、そのうち一部は戦後インフレーションを制御しえてよく戦前の旧平價

に復元することが出来たのに対し、他の一部分の國々は戦後インフレーションを惹起して戦前の金平價を切下げなければならなかつたこと、これに反した等しく敗戦國でありながら、その一部分は悪性インフレーションに陥らねばならなかつたのに対し、他の一部分はよくインフレーションの悪性化を阻止しえたことが理解される。

次いで、これら三つの類型の國々が事実上の安定期を経て金本位制に復帰した期日を比較してみるに、第三類型に属する國々が最も早く金解禁を行つてをり、第一類型の國々がこれに次ぎ、第二類型の國々が最も遅れていることが窺られる。第三類型に属する國々は、前述したように、一九二〇年の反動期後間もなく大規模のインフレーションを開始し、一九二三年の頃には既に悪性インフレーションの段階に突入してをり、従つて当時識者は貨幣價値を戦前の水準にまで引上げることの不可能なる所以を認識してゐたものである。即ちかかる大巾の物價騰貴を実現して仕舞つた上は、到底これを戦前の水準にまで引下げることが不可能であることが理解されたので、その爲めに却つて大なる躊躇なくこの事実上の物價水準に於いて安定せしめるよう平價切下を断行して金本位制に復帰せんとする決意がついたのである。かかる事情をみると、戦前に比し一兆倍という最も大巾の物價騰貴をみせたドイツが、却つて最も早く一九二三年には戦前の貨幣價値の水準に復元することを断念して平價切下を断行した所以が理解されよう。これと対照して第二類型に属する國々は、経済反動期以後インフレーションに於いて比較的小巾の物價騰貴を経験したにすぎなかつた爲めに、却つてこれを戦前の水準にまで復元せしめることを希望し、この実現のために久しい間努力して来たものである。戦後間もなく一九二二年にゼノアで開催された國際經濟會議に於いて「戦後の經濟安定のため各國はできるだけ早く金本位制に復帰すること、且つその爲めには貨幣價値の下落している國々は平價切下によつて金解禁すべきこと」が勧奨されたものである。然るにその會議の席上フランスとイタリア—第二類型國の代表的なるもの—の代表者は交々立つて、戦勝

國たる体面にかけても貨幣價值を切下げるといふ屈辱的な政策を採ることに反対である旨を表明したものであるが、この挿話はこれらの國々の戦後の經濟復員に対する態度を最も雄辯に物語っている。かくの如くにして彼等は戦前の貨幣價值を回復せしめる爲めに最後まで努力したが、その目的を達成することが出来ないで遂に平價切下によつて金本位制に復帰せざるをえなくなつたものである。しかもその爲めに佛・伊・白等の戰勝國にして、而かも物價騰貴の比較的小巾であつた國々の金本位制へ復帰が却つて遅れるに至つたのである。

四 結 語

吾々は一九一四年から一九二八年にわたる第一次大戰とその後の復員經濟の時期におけるインフレーションを対象として取上げ、そこに三つの類型の存在することを明かにした。さらにインフレーションの三つの類型についてこのインフレーションの跡仕末として行はれた通貨処理の方法が根本的に異つてゐることを指摘した。この第一時期たる第一次大戰後（一九一四—一九二八年）におけるインフレーションの跡仕末として行はれた各國の通貨処理の方法の相異は、それぞれの國の國內景氣及び對外貿易のうえに異つた作用を及ぼし、ひいては第二時期の世界恐慌期（一九二九年—一九三八年）における各國の本位政策の態様、從つてそこに生じたインフレーションのうえに重大な影響を與えている。而してそれはさらに第三時期の第二次大戰（一九三九年以來）における經濟變動及び戦後の通貨措置にも關聯をもつものと言える。それゆゑここにこれら三つの類型の性格及びそれから生じた効果の特色を要約しておく。

第一類型

一、一九二〇年の經濟反落以來引続き物價下落をみせてゐた。即ち其後は再びインフレーションは起らないで済んだ。

- 二、金本位制への復帰に当り、戦前の旧平價をもつて金解禁を行つた。
- 三、爲替相場を戦前の旧平價まで引上げたため、其後國內物價下落、貿易不振を惹起して不況を促進した。
- 四、一九二九年以来の世界恐慌期において深刻な打撃をうけ、最も早く爲替相場の引下を余儀なくされた。金本位制から離脱又は積極的平價切下政策を通じて。
- 五、これらの國は戰勝國の一部と中立國とであつた。

第二類型

- 一、一九二〇年の經濟反落以後数年にして再びインフレーションに見舞はれた。しかしその物價騰貴率は中規模のものであつた。
- 二、金本位制への復帰に當り、当時の貨幣價值下落率（爲替相場下落率）を基準として平價切下を行つた。しかし單に金平價切下のみを行つた。
- 三、爲替相場を安定期の現狀に維持したため、安定後は國內的不況も避け、貿易も回復した。
- 四、一九二九年の世界恐慌期にも比較的打撃軽く、從つて暫くの間は金本位制を維持しえていた。しかし第一類型國の爲替引下の重圧をうけて遂に一九三五―三七年に爲替平價切下を断行した。
- 五、戰勝國の一部と敗戰國の一部がこれに属している。

第三類型

- 一、一九二〇年の經濟反落以後再びインフレーションに襲われ、しかも大規模の物價騰貴、爲替下落の超インフレーションを起した。

- 二、金本位制への復帰に当り、当時の貨幣価値下落率（爲替相場下落率）を基準として平價切下を行つた。大規模の平價切下なりし爲め、これと同時に新しい貨幣單位を採用し旧單位の称呼價值切下を行つた。
- 三、それは安定的平價切下なりし爲め、大きなデフレーション恐慌の如きは避けえた。
- 四、一九二九年後の世界恐慌期にも、ロシア、ドイツは平價切下政策は行わなかつた。
- 五、第二次大戦後のインフレーション処理策としてロシア、ドイツはともに十分の一の通用價值切下を行つた。
- 六、敗戦國又は革命國がこれに属している。

本稿において分析した第一次大戦インフレーションの三つの類型とこれに伴う平價切下とが、第二時期、第三時期のインフレーション及び通貨措置にいかなる影響を與えたかについては新たに稿を起して明かにしたい。

附記 本研究は昭和二十五年文部省科学研究費による研究「平價切下の歴史的研究」の一部である。図表作成については経済経営研究所の原利雄氏及び生島芳郎氏に負ふものである。

Price Level compared with the pre-war period.

(1913=1)

戦争インフレーションの歴史

	第一期 1st. Period War Inflation (1914—1918)		第二期 2nd Period Just after War (1918—1920)		第三期 3rd. Period Since Reversion of 1920 (1920—1929)	
	1918	1919	1920		金解禁当時の物價水準とその時点	
	第一類型 1st Type (1)					
アメリカ U. S. A.	1.96	2.12		2.44	2.06	Jun. 1919
スエーデン Sweden	3.39	3.30		3.47	1.55	Apr. 1924
イギリス England	2.25	3.35		2.83	1.69	Apr. 1925
オランダ Holland	3.73	3.04		2.92	1.51	Apr. 1925
オーストラリア Australia	1.78	1.89		2.27	1.66	Apr. 1925
カナダ Canada	1.99	2.09		2.44	1.56	July. 1926
デンマーク Denmark	2.84	2.92		3.40	1.40	Jan. 1927
ノルウェー Norway	3.45	3.22		3.82	1.61	May. 1928
スイス Swiss	2.34	2.40		2.47	1.61	Aug. 1928
日本 Japan	1.96	2.40		2.60	1.52	Jan. 1930
第二類型 2nd Type (2)						Date of Devaluation.
フィンランド Finland	5.85	7.33		11.83	10.94 [7.66]	Jan. 1926
ベルギー Belgium		3.40		4.77	8.56 [7.00]	Oct. 1926
イタリア Italy	4.09	3.66		6.24	4.63 [3.66]	Dec. 1927
ギリシア Greek	3.72	3.22		3.72	22.00 [14.87]	May. 1928
フランス France	3.92	4.12		5.89	6.39 [4.92]	June. 1928
ブルガリア Bulgaria			(1926)	26.88	30.72 [27.00]	Dec. 1928
ルーマニア Rumania			(1922)	16.49	40.00 [32.00]	Feb. 1929
チェコスロバキア Czechoslovakia			(1921)	16.75	8.76 [6.84]	Dec. 1929
第三類型 3rd Type (3)						Date of Devaluation.
ドイツ Germany	2.16	4.12		12.51	1,260,000,000,000 [1,000,000,000,000]	Nov. 1923
ロシア Russia	27.80	278.00		4,180.00	66,400,000,000 [50,000,000,000]	Mar. 1924
ポーランド Poland				111.70	2,277,000 [2,220,000]	Apr. 1924
オーストリア Austria	14.20	32.00		80.11	20,500 [14,400]	Mar. 1925
ハンガリー Hungary	8.58	24.35		46.56	19,825 [14,475]	Nov. 1926

- (1) 第一類型 反落後デフレーション國 (旧平價金解禁國)
1st Type. Deflation since 1920. Return to gold Standard with prewar gold-parity.
- (2) 第二類型 インフレーション (金平價切下國)
2nd Type. Moderate Inflation since 1920. Return to gold Standard with gold Devaluation.
- (3) 第三類型 超インフレーション國 (金平價切下及び称呼價值切下國)
3rd Type. Hyper-Inflation since 1920. Return to gold to gold Standard with gold Devaluation and New Many Unit.
- (4) [] 平價切下率 Rate of Monetary Devaluation.

Index Numbers of Wholesale Prices.

(1913=1)

戦争インフレーションの歴史

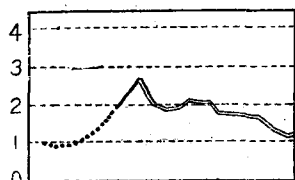
Period	COUNTRY YEAR	1st Type					2nd Type			3rd Type				
		J A P A N	D E N M A R K	E N G L A N D	H O L L A N D	S W E D E N	U . S . A	F R A N C E	I T A L Y	B E L G I U M	G E R M A N Y	R U S S I A	P O L A N D	A U S T R I A
1st Period	1914	.95	1.34	.99	1.09	1.16	.98	1.02	.95		1.05	1.01	1.06	1.00
	15	.97	1.49	1.23	1.46	1.45	1.00	1.40	1.33		1.42	1.30 (Jan.)	2.18	1.90
	16	1.17	2.06	1.60	2.24	1.85	1.22	1.88	2.00		1.52	1.56 (%)	3.61	4.00
	17	1.48	2.84	2.04	2.76	2.44	1.68	2.62	3.06		1.79	3.15 (%)	10.91	8.00
	18	1.96	2.92	2.25	3.76	3.39	1.88	3.39	4.09		2.17	27.80 (%)	15.09	14.20
2nd Period	192	3.63	3.40	2.35	3.04	3.30	1.99	3.56	3.66		4.15	278.00 (%)	21.37	32.00
	20	2.59	3.41	2.83	2.92	3.59	2.21	5.09	6.24		14.86	4,180 (%)	128.95	64.00
3rd Period	21	2.00	1.78	1.81	1.82	2.22	1.40	3.45	5.31	3.66	19.11 (Des.)	24,600 (%)	570.46	125.00 (Dec.)
	22	1.96	1.81	1.59	1.60	1.73	1.39	3.27	5.08	3.67	1,474 (Des.)	244,000 (Oct.)	3463.53	11,600 (Dec.)
	23	1.99	2.10	1.62	1.51	1.63	1.44	4.19	5.12	4.97	1,261,600 Mill.	638 (Mar.) Mill.	686,427.30	13,990
	24	2.07	2.34	1.59	1.56	1.62	1.41	4.89	5.12	5.73		66.420 Mill.		
	25	2.02	2.10	1.54	1.55	1.61	1.49	5.50	5.96	5.59				
	26	1.79	1.63	1.43	1.45	1.49	1.43	7.03	6.03	7.44				
	27	1.70	1.53	1.38	1.48	1.46	1.37	6.17	4.95	8.47				
	28	1.71	1.53	1.35	1.49	1.48	1.39	6.20	4.62	8.43				
	29	1.66	1.50	1.27	1.42	1.40	1.37	6.10	4.46	8.51				
	30	1.37	1.30	1.07	1.17	1.22	1.24	5.32	3.83	7.44				

Three Types & 3 periods of Inflation

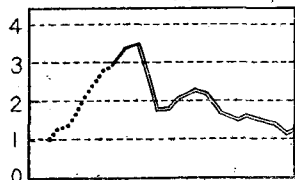
1913 = 1

戦争インフレーションの歴史

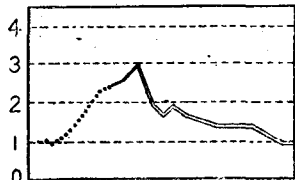
1st Type
JAPAN



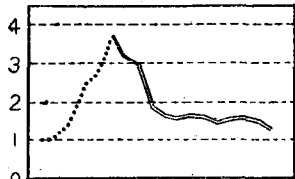
DENMARK



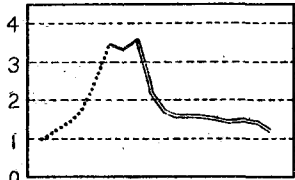
ENGLAND



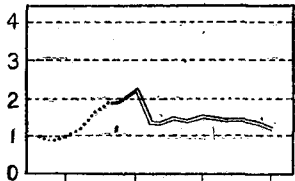
NETHERLANDS



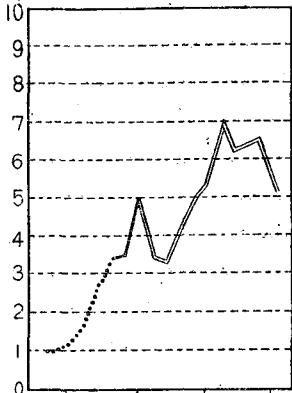
SWEDEN



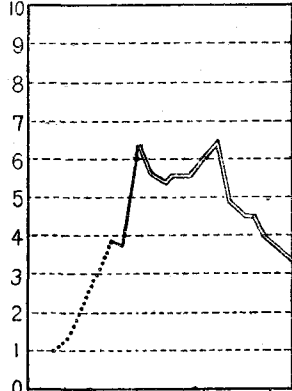
U.S.A



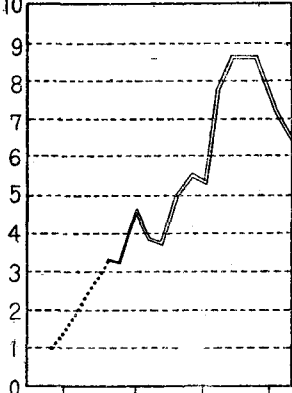
2nd Type
FRANCE



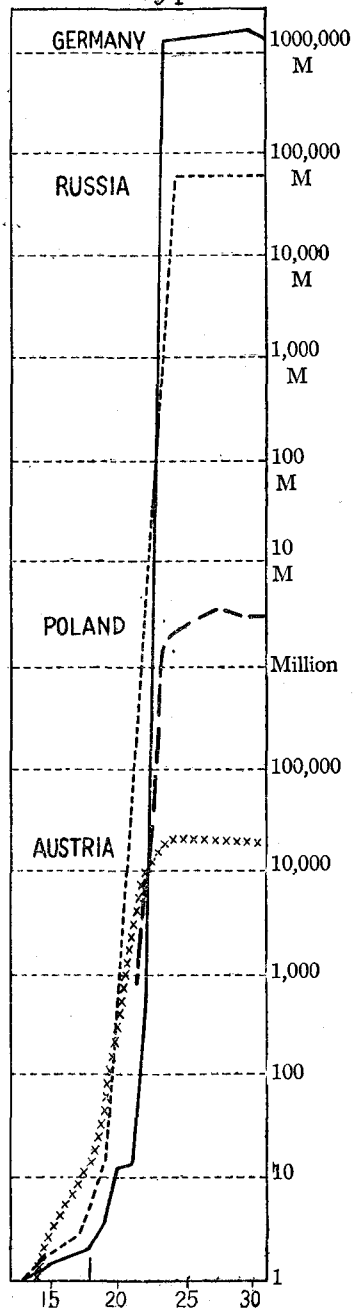
ITALY



BELGIUM



3rd Type



Note: 1st Period: War time
 ——— 2nd Period: Immediately after War
 = = = 3rd Period: Since 1920

RÉSUMÉ

Foreign Trade Zones in the United States

Chapter I. Introduction.

A free port of the present-day is generally defined as a segregated and fenced-off area in the port of entry where foreign merchandise may be landed and stored without a customs duty. Free port, therefore, counterpart thrive in high-tariff nations. A levy of high tariff on imports necessitates customs formalities to be complicate and control of customs to be strict. Foreign trade zone has been established in the United States by an Act of Congress of 1934, with the intention of expediting and encouraging foreign commerce under the high tariff and strict control.

Since 1936, six zones have been established by public or private corporations in the United States; that is, in the ports of New York, New Orleans, San Francisco, Los Angeles, Seattle and San Antonio.

Chapter II. Historical Description of the Twenty Years' Efforts for Free Zones and the Establishment of Foreign Trade Zones in the United States.

A prelusive effort to establish a free zone at Long Island, N. Y., in 1874. A first stage of the effort in this age, (1911—1917). Second stage of the effort in 1919—1924. (Debates on the Nolan Bill before the Committee on Ways and Means of Congress, 1919. Enactment of the Emergency Tariff Act of 1921. The Jones Bill was introduced to the Senate, 1924, but not passed.) The Hawtley-Smoot Tariff Law in 1930. The advent of Franklin D. Roosevelt as a president in 1933. His policies for the United States foreign trade. The Trade Agreements Act was enacted in 1934. The final stage of the efforts came. In June 18, 1934, Congress passed the Celler Act permitting the establishment of foreign trade zones in the U. S.

Foreign Trade Zone No. 1 has established at Staten Island, New York City, in 1936, by the N. Y. Foreign Trade Zone Operators, Inc., a grantee. Its location and facilities. The failure of the Foreign-Trade Zone of Mobile, Ala., as Foreign-Trade Zone No. 2, in 1938. Foreign-Trade Zones Nos. 2—6 have been established successively after the War. Their locations and facilities.

Chapter III. The System of Foreign Trade Zones in the Act.

Description of the Foreign Trade Act, as amended. 1. Definition of foreign trade zone. 2. Organization and functions of the Foreign-Trade Zones Board in Washington, D. C. 3. Establishment and control of zones. 4. Facilites required

as zone. 5. Operations of zones; the characteristics of public utilities; goods prohibited to be entered or stored in zones by law; carrying commodities (privileged or non-privileged) in or from zones; storing, manipulation, manufacturing and exhibition of merchandise in zone (many years' effort to obtain the permission has been succeeded in 1950); entering and leaving of vessels in and from zone; guard and police in zone; finance of zone (rates and charges in zone, receipts and expenditures of zone).

Chapter IV. Activities of Foreign Trade Zones Operation since their Inception.

Pre-War, Wartime and post-War activities of the New York Zone. Direct participation of small business in import trade. Fur and tobacco markets were transferred to the Zone from Europe. Since 1947, the activities of the Zone considerably advancing and the Zone's income and customs revenue increasing too. The Zone, however, has not yet contributed to American merchant shipping. Its reasons: (1) no privilege for vessels entering or leaving a zone is provided in the Act; (2) many obstacles which have beset the New York Zone since its inception, i. e. removal of the Zone from Staten Island to Manhattan in the War-time, the U. S. shipping conditions, etc., have been existed; (3) publicity of the Zone is not sufficiently made for foreign and American ships.

Foreign trade zones other than in New York, are being relatively developed, considering their short existence. Particularly noticeable is that New Orleans Zone installed a vacuum fumigation plant in April 1949 which has been widely utilised for cotton and other goods which controlled under the U. S. plant quarantine restrictions.

(This writer is desirous to obtain any recent data concerning the rules and experiences of every foreign trade zones, as well as the systems and activities of the Port Authorities in the U. S. Gift of any reports or documents, as mentioned above, will be greatly appreciated.)

Ginjiro Shibata

Professor of International Commerce.

Institute Research Staff,

Kobe University.

An Analysis of the Foreign Trade Structure in Post-war Japan

The aim of this article is to compare the degree of concentration in the foreign trade structure of post-war Japan. For this purpose, we followed the method, which Hirschman used in his work "National Power and the Structure of Foreign Trade". According to this method, the index of concentration is

obtained by forming the sum of the squares of import & export percentages and by extracting the square root of this sum.

The index increases with the increase of the co-efficient of variation and decreases with the increase of the number of the commodities or countries.

In the export trade, the indices in the commodity-structure are 41.8 in 1946, 32.2 in 1947, 32.3 in 1948, 30.5 in 1949, and 19.3 in 1950; in the country-structure, they are respectively 68.5, 33.7, 38.7, 26.6 and 28.1.

In the import trade, the indices in the commodity-structure are 50.7 in 1946, 30.7 in 1947, 26.4 in 1948, 25.6 in 1949 and 32.5 in 1950; in the country-structure, they are respectively 88.8, 88.7, 63.7, 62.5 and 46.8.

The fact that the indices of concentration have the tendency to decline since 1946, implies that the degree of diversification is increasing both in the commodity and in the country structure of the post-war foreign trade in Japan.

In other words, this means Japan's national economy has been woven into the fabrics of world economy year after year.

In the export trade of pre-war times, the indices were 42.9 (or 35.8) in 1929 and 25.5 (or 21.9) in 1936 in the commodity-structure, while in the country-structure, they were 49.6 (or 41.7) in 1926 and 35.3 (or 33.0) in 1936.

In the import trade, the indices were 21.4 (or 29.0) in 1929 and 33.9 (or 26.1) in 1936 in the commodity-structure, whereas they were 39.1 (or 34.3) in 1929 and 37.9 (or 33.5) in the country-structure. [Figures in the parenthesis are the indices of the foreign trade including the export & import trade with Korea and Formosa.]

When we compare the post-war figures with those of pre-war time, we find that in the export trade, the concentration in the commodity-structure is above the pre-war level, and in the country-structure, below that level. In the import trade, on the contrary, the concentration in the commodity-structure is below the pre-war level (in 1949), and in the country structure, above that level.

When we make an international comparison of concentration in the country-structure of foreign trade among highly industrialized nations in pre-war years, we find that in 1929 the indices in export trade were 49.6 in Japan, 28.0 in the U. S. A., 27.6 in France, 20.2 in the United Kingdom, and 19.8 in Germany; in 1936, 35.3 in Japan, 27.6 in the U. S. A., 27.4 in France, 19.7 in the United Kingdom and 19.3 in Germany.

In the import trade the figures in 1929 were 39.1 in Japan, 29.3 in France, 23.6 in the United Kingdom, 22.1 in the U. S. A. and 21.3 in Germany; in 1936, they were 37.9 in Japan, 23.6 in the U. S. A. 21.7 in France, 21.1 in the United Kingdom, and 16.7 in Germany.

We find the index of concentration is highest in Japan; this is because her trade was highly dependent upon the U. S. A., both in export and in import.

In the commodity structure of post-war export trade the proportion on the

products of heavy industries, such as iron, steel, machinery, vehicles, etc, has been increasing since 1949. This tendency is of great importance to Japan in view of the development of the textile and other light industries in backward nations, which have been the principal markets of Japan's light industries.

Fukuo Kawata

*Assistant Prof. of International Economics
Kobe University*

On the Stability of the Rate of Exchange —The Value of Yen Since the Rate-fixing

The views as to the rate of exchange have developed in the following three stages. (1) The oldest was that the rate of exchange i. e. the price of gold in all countries should be fixed, leaving the prices of other commodities to follow their own movement; the international equilibrium being expected to be established automatically through the mechanism of the gold standard system (2) The second was for the artificial adjustment of the price of gold in order to secure the best possible stability of the price level. That means the suspension of the gold standard and the nationalistic system of managed currency came instead. (3) The third, now prevailing, aims at the "elastic stability" of the rate of exchange among countries, as indicated in the Bretton-woods agreements, admitting the renewal of the price of gold of any one country only for the purpose of correcting "the fundamental disequilibrium" of that country. Neither the absolute pegging nor the railless changing of the rate of exchange is now in vogue. There still remain, however, many problems of interpretation as to what is really meant by the so-called "fundamental disequilibrium" and its practical application is by no means easy, especially in the case of such country as this still not independent.

Yen rate of foreign exchange has been fixed at ¥ 360 per dollar since April 25, 1949, indicating a stabilization level for the anti-inflation policy of so-called Dodge plan. Does this rate of yen still hold true now?

With view to the progress of things in the subsequent two years, this treatise discusses mainly the following points;

(1) Since the Korean war that broke out in June, 1950, prices in Japan, in spite of the stabilization policy by Mr. Dodge, began to rise affected by the higher prices abroad, exports being steadily increasing, and imports ebbing away. Therefore as the pertinent policy at the instance to raise the yen rate appears to be quite reasonable. When, however, from the movements of the prices in Japan and the U. S. A., we compare the purchasing powers of the currencies in both countries, the rise of prices in Japan is greater than in the

U. S. A. This being the case, the foundation of the above insistence can not be admitted. The cause seems to be found mainly in the rise of the sea-borne freight charges, which are not to be adjusted by the exchange rate.

(2) Yen rate of exchange against countries other than the U. S. A., on the contrary, seems to harbor the possibility of some change. Originally, the decision of the yen rate of exchange against the dollar was made after careful investigations, comparing the prices and other relations, especially with the U. S. A. But as for the exchange rates against countries other than the U. S. A., the circumstances are such that they were only mechanically calculated out, after the decision of the American exchange rate was made, on the basis of the exchange rates that had existed at that time among these countries.

It is, however, quite doubtful if the exchange rates of the countries in the sterling area against the pound are properly proportionate to the purchasing power of the currencies in these countries. This doubt has been substantiated by the comparison of the exchange rates and the prices in these countries. This reflects upon the currencies' relation with the dollar, and consequently a similar tendency is discernible in their relation with yen. Due to all these circumstances, yen exchange rate had been fixed somewhat cheaper to start with, and this is considered as no small cause that made Japanese exports easy and imports difficult.

(3) If the price of the dollar, which is taken as the foundation of the exchange rate indices of the world, should waver in its stability, it would automatically affect the prices over the whole world, which is very undesirable. Concerning this point, Mr. Keynes's "bancor" plan, as he insisted, is to be admitted as being more reasonable, provided that the dollar rate against bancor is immediately and proportionately adjusted to the rise or fall of the prices in the U. S. A.

Hiroshi Shinjo
Professor of Money & Banking,
Kobe University

On the Proper Law Governing the Powers of the Corporation in the U. S. A.

Between the continental civil law and the Anglo-American law, there is an outstanding difference of conception of the substantive law concerning the radius of the powers of the corporation. As a result, when an attempt is made to enforce in all cases the principle, in toto, that "powers are determined by the personal law", much inconvenience and incongruity are met with in the carrying out of the transaction. For this reason, this principle has been revised, to some extent, in the private international law in the U. S. A., and a

measure has been adopted that, so far as the powers are concerned, they are governed by the local law. This note mostly following the lines of discussion as given in the "Conflict of Laws", Vol. II, 1947, by Prof. Rabel, tries to elucidate the reasons why such a revision was necessary and principle on which the revision is justified; and then to compare it with the Japanese private international law, so as to make some contribution towards the constitution of the theory for the Japanese private international law. Sometime ago, the writer discussed the problem of the powers of the corporation (Vol. 81, the Journal of Political Economy). There the writer had no room for the deliberation of such topics as the acts "ultra vires", and this note is meant to be a complementary discussion of the problem.

In the continental civil law the powers of a corporation are not generally restricted by the objectives described in the charter. It is only prescribed that when the agents of the corporation act as its representatives, they have to obey and observe the resolutions of the general meeting of the corporate members. In Japan also, the agents of a corporation have to obey and observe the charter (articles of incorporation) and the resolutions of the general meeting of the corporate members, and they can not perform transactions that are not thus prescribed. But even in such a case, it does not mean that the corporation itself has no power to carry out unprescribed transactions. It is only prescribed that the agents of the corporation are responsible for the damage to the corporation, when they act in this manner. (Japanese Commercial Code Par. 2 Art. 266.) Consequently even the unprescribed transactions concluded between the agents of the corporation and a third party can not be nullified or rendered void, excepting the cases of fraud and of other specific cases, by reason of their acting beyond their powers. On the other hand, Common Law prescribes that a corporation has neither rights nor powers but as given, at its foundation, in view of the objectives of the corporation. Acts "ultra vires" of a corporation, therefore, are understood, as principle, not to exist as any person's conducts. As a result of these conflicting views, if we adopt the principle of the personal law concerning the powers of the corporation, its consequence will be the enforcement of the Common Law as to the powers of the American or British corporations in Japan, and the interests of the transacting party, when the transaction is concluded between the Japanese and the American or British corporation, will be jeopardized. Here the safety of the transaction will be threatened. In the U. S. A., on account of the conflicts of the laws of various states, similar obstructions are experienced, under similar occasions and in similar transactions. And various relief measures have been taken in the U. S. A., to remove the difficulty through the precedent of court decisions. One of such precedent is "The effect of an act

directed to be done by a foreign corporation is governed by the law of the state where it is done." (Restatement § 166). This rule signifies that effects of the "ultra vires" acts of a corporation are governed by the local law and not by the personal law of the corporation.

The problem with the writer of this note is what character is the above rule. Is it to be interpreted as the general principle of the private international law concerning the powers of the corporation, or is it to be interpreted as a special rule governing special and exceptional cases? According to the laws of Japan, when a foreign natural man performs transactions within the territory, even though he may be without the powers according to the personal law, he is to be treated as to have the powers so far as that transactions are concerned, provided that he is treated by the domestic law as to have the powers (Par. 2, Art. 3 of the Ho-rei). It is a question of interpretation whether or not this judgment of the law shall be applied in presumption on the question of the powers of foreign corporation. Even when its application is granted, this rule is only a provision of the public policy, governing exceptional cases. But the above mentioned rule in the U. S. A. stands on a ground quite different from that of the Japanese regulation, and the American rule can not be taken as a provision of the public policy. Consequently, by the ruling of Art. 3 of the Ho-rei, the same function as by the ruling of the American law can not be effected. The writer of this article considers that par. 2 of Art. 3 should not be applied on the powers of the corporation; and as to the proper law of the corporate powers, as there exist no regulations of the statute law, the deficiency should be supplemented by the law of reason. Special legal considerations are necessary to discover this law of reason, applicable to the cases of the transactions beyond the powers of the American corporation.

Taro Kawakami
Professor of International law,
Kobe University

Three Periods and 3 Types of the Inflations from 1914 to 1928.

(1) This research studies "the process of inflations and the monetary policies consequently adopted" in all the leading countries during the 15 years since the World War I. (1914—1928). Through this research we have found that there were 3 distinct Periods in the process of inflations and 3 distinct Types of monetary policies adopted following the various types of inflations.

(2) The development of capitalism from its birth in England in 1775 to the present time (1775—1950) may be divided into 3 Stages. (A) the first stage

of "classical capitalism." (B) the second stage of "high capitalism." (C) the third stage of "capitalism since the World War I."

(3) Again the third stage of the capitalistic development may be divided into 3 Time-sections.

(A) The first Time-section: The period that covers the World War I. and its restoration (1914—1928). The characteristic feature of this period is that monetary devaluations were adopted as the winding-up measures of the inflations that prevailed during and after the war. These devaluations may be characterized as the "stabilizing devaluation" or the "stabilization policy after inflation."

(B) The second Time-section: The World Crisis and its recovery (1929—1938). Since 1929, almost all countries were overtaken by the world crisis, and suffered from the price deflation and the decline of foreign trade. Under such circumstances they suspended the gold standard or enforced the monetary devaluation, in order to reduce foreign exchange rate and to raise the price level. The devaluation in this period, therefore, may be characterized as the "inflation-stimulating devaluation" in the time of deflation.

(C) The third Time-section: The World War II. and its restoration period (1939—1950). In order to stabilize inflations during and after the war, many countries enforced the policy of curtailing the excess purchasing power, or of monetary devaluation in the sense of reducing the par value of the currency.

(4) The third Time-section (1914—1928) may be further subdivided into 3 Periods.

(A) The first Period: Inflation during the War time (1914—1918). In this period the rise of the prices in all countries were quite uniform and moderate because of the price control policies. At the end of the war the price level of all the countries were between 2 and 4 times of the pre-war level. Exceptions were Russia, Austria-Hungary, where political revolutions had taken place before the end of the War.

(B) The second Period: Inflation that occurred immediately after the War time (1918—1920). In this period there occurred newly the so-called "replacement boom", which had quite different causes and characteristics from the war time inflation. The rate of the rise of the price-level in each country was quite different from those in other countries. [P.145]

(C) The third Period: Inflation of the restoration period. In this period of ten years extending from the economic reversion in 1920 till the economic restoration in 1928. Here we find 3 distinct Types of inflation or deflation, and the consequent monetary policies. [P.145]

(5) 3 Types of Inflation.

(A) The first Type: The countries that had Deflation since 1920 and

returned to the gold standard with the pre-war gold parity.

[a] Since the economic reversion in 1920, prices continued to fall in tendency and there were no more inflations. At the end of this period, however, the price levels of those countries were higher than the pre-war levels by 50-100%.

[b] These countries returned to the gold standard with the pre-war parity, that is, adopted Deflation policies. [P.145]

[c] Since the return to the gold standard the domestic situation and foreign trade of these countries encountered difficulty, because they had *artificially raised the money value to the pre-war level.*

[d] Therefore, as soon as the world crisis took place, these countries fell into the most heavy distress and were compelled to suspend the gold standard (England, Japan), or to execute the monetary devaluation policy (U. S. A.), in order to reduce their monetary value and to get out of the distress.

(B) The second Type: The countries with moderate inflation and gold devaluation.

[a] After the economic reversion to deflation in 1920, there occurred another inflation of moderate scale. The rate of the rising prices and exchange depreciation were not so large as in the third type. The price levels in those countries were between 5 and 35 times of the pre war levels. [P.145]

[b] Measures adopted by the countries that returned to the gold standard with the new gold parity, which was cut down according to the rate of monetary depreciation, that is, according to the rate of exchange depreciation, which was somewhat lower than the rate of higher prices. These countries enforced the gold-devaluation and that was sufficient to meet the situation.

[c] Since the return to the gold standard, their economic situation and foreign trade did not encounter so great a difficulty as in the case of the first type, because the new gold parity had coincided with the rate of the monetary depreciation during the inflation.

[d] These countries endured successfully for a time through the pressure of the world crisis as contrasted with those countries of the first type. But when the crisis had deepened they were also compelled, at last, to execute the gold devaluation policies since 1934—1936.

(C) The third Type: The countries of the Hyper-inflation, where both the gold devaluation and the introduction of new money-unit were adopted.

[a] Soon after 1920 there occurred another new large-scale inflation. The rate of monetary depreciation was enormous as may be called Hyper Inflation. [P.145]

[b] When they returned to the gold standard, some of the countries of this type (for instance Germany and Russia) cut down the pre-war level of gold parity according to the rate of monetary depreciation, (exactly speaking exchange depreciation which was somewhat smaller than the rate of higher prices). But on the other hand they introduced the new unit of money, the values of which were enhanced as much as the rate of reduction of the gold parity. Therefore, the new unit of money appeared to have the same gold parity as the pre-war level. They on the one hand, effected, gold devaluation, and on the other hand, introduced the new unit of money with its value enhanced.

[c] As the rate of monetary depreciation and the rate of gold devaluation coincided, the influence of the return to the new gold standard upon the economic situation was not so serious as in the case of the deflation crisis of the first Type. For instance, Germany had experienced the rise of price level by 1,260,000,000,000 times and accordingly executed the monetary devaluation by one 1,000,000,000,000 th, in November 1923. But the stabilization crisis of Germany in 1924 was not so serious as the deflation crisis of England in 1926.

[d] Even in the world crisis both Germany and Russia did not execute monetary devaluation, as the first Type and the second Type.

Kiyozo Miyata
Professor of Political Economy,
Kobe University

**THE RESEARCH INSTITUTE FOR
ECONOMICS & BUSINESS ADMINISTRATION
KOBE UNIVERSITY**

**Director: Kiyozo MIYATA, Dr. of Economics.
Professor of Kobe University**

**GROUP OF INTERNATIONAL
ECONOMIC RESEARCH**

Ginjiro SHIBATA.	Professor of Foreign Trade.
Fukuo KAWATA.	Assist. Professor of Foreign Trade.
Hiroshi SHINJO.	Professor of International Finance.
Jiro YAO.	Assist. Professor of International Finance.
Torasaburo NOMURA.	Professor of Transportation.
Taro KAWAKAMI.	Professor of International Law.

**Office: The Kanematsu Memorial Hall,
THE KOBE UNIVERSITY
ROKKO, KOBE, JAPAN**

KOBE UNIVERSITY
INTERNATIONAL ECONOMIC
REVIEW
ANNUAL REPORT

1

CONTENTS

Foreign Trade Zones in the United States	Ginjiro SHIBATA
An Analysis of the Foreign Trade Structure of Post-War Japan	Fukuo KAWATA
On the Stability of the Rate of Exchange	Hiroshi SHINJO
On the Powers of Foreign Corporations in U. S. A.	Taro KAWAKAMI
Three Periods and 3 Types of the Inflation from 1914 to 1928	Kiyozo MIYATA
Résumé (<i>in English</i>)	

THE RESEARCH INSTITUTE FOR ECONOMICS
AND BUSINESS ADMINISTRATION

KOBE UNIVERSITY

1951